

平成 26 年度 第 9 回東区協議会次第

日時：平成 26 年 11 月 28 日（金）午後 1 時 30 分

会場：天竜協働センター 1 階 ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項について

ア 浜松市子ども・若者支援プラン（案）について 【次世代育成課】

イ 浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の見直しについて
【市民生活課】

ウ 浄化槽設置費補助金交付要綱の見直しについて 【お客様サービス課】

(2) 地域課題について

区協議会委員会報告について

4 その他

(1) その他

(2) 12 月の開催予定 平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 1 時 30 分から
会場 東区役所 3 階 31・33 会議室

1 月の開催予定 平成 27 年 月 日（ ）午 時 分から
会場 東区役所

5 閉 会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項																																
件 名	浜松市子ども・若者支援プラン（案）について																																
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>[背景・経過] このプランは、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立し自立した生活を送るための支援、社会生活を送るうえで困難を有する若者やその家族への支援、これらを一体的に推進するための総合的な計画である。</p> <p>少子化、保育所における待機児童問題、核家族化、地域における人間関係の希薄化、ひとり親家庭の増加、ニート・ひきこもり問題など、子ども・子育てや若者をめぐる現状と課題を受けて、本市の取組方策等を示したものである。</p> <p>[プランの期間] 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、柔軟な見直しを行う。</p> <p>[子ども、子育て、ひとり親、若者を取り巻く状況変化（抜粋）]</p> <table border="0"> <tr> <td>・出生数の減少</td> <td>H19：7,512人</td> <td>→</td> <td>H24：7,137人</td> </tr> <tr> <td>・児童人口（0歳児）の推計</td> <td>H27：6,715人</td> <td>→</td> <td>H32：5,950人</td> </tr> <tr> <td>・保育所の待機児童数の増加</td> <td>H22：253人</td> <td>→</td> <td>H26：315人</td> </tr> <tr> <td>・ひとり親家庭の増加 （母子家庭）</td> <td>H2：2,307世帯</td> <td>→</td> <td>H22：3,892世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>（父子家庭）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H2：450世帯</td> <td>→</td> <td>H22：486世帯</td> </tr> <tr> <td>・ニート数の推移</td> <td>H2：1,015人</td> <td>→</td> <td>H22：2,030人</td> </tr> </table>					・出生数の減少	H19：7,512人	→	H24：7,137人	・児童人口（0歳児）の推計	H27：6,715人	→	H32：5,950人	・保育所の待機児童数の増加	H22：253人	→	H26：315人	・ひとり親家庭の増加 （母子家庭）	H2：2,307世帯	→	H22：3,892世帯				（父子家庭）		H2：450世帯	→	H22：486世帯	・ニート数の推移	H2：1,015人	→	H22：2,030人
・出生数の減少	H19：7,512人	→	H24：7,137人																														
・児童人口（0歳児）の推計	H27：6,715人	→	H32：5,950人																														
・保育所の待機児童数の増加	H22：253人	→	H26：315人																														
・ひとり親家庭の増加 （母子家庭）	H2：2,307世帯	→	H22：3,892世帯																														
			（父子家庭）																														
	H2：450世帯	→	H22：486世帯																														
・ニート数の推移	H2：1,015人	→	H22：2,030人																														
対象の区協議会	中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区																																
内 容	<p>[子ども・若者支援プランの構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総論 ・子ども・子育て支援（浜松市子ども・子育て支援事業計画） ・ひとり親家庭等自立促進 ・若者支援 																																
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 期間：平成26年11月19日（水）～12月19日（金） ・意見募集結果及び市の考え方を公表 時期：平成27年2月 																																
担当課	次世代育成課	担当者	安間 浩	電話	457-2794																												

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市子ども・若者支援プラン（案）



浜松市子ども・若者支援プランの構成

第1部 総論

- 1 策定にあたって
- 2 基本理念
- 3 根拠法令
- 4 策定の時期と計画期間
- 5 策定の方法
- 6 位置づけ
- 7 浜松市次世代育成支援（後期）行動計画の取組み状況と成果
- 8 施策体系
- 9 推進体制
- 10 点検及び評価

第2部 子ども・子育て支援 （子ども・子育て支援事業計画）

- 第1章 はじめに
- 第2章 子ども・子育てをめぐる現状と課題
- 第3章 事業計画

第3部 ひとり親家庭等自立促進

- 第1章 はじめに
- 第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題
- 第3章 具体的な支援施策

第4部 若者支援

- 第1章 はじめに
- 第2章 若者をめぐる現状と課題
- 第3章 具体的な支援施策

- 【参考1】 策定経過
【参考2】 浜松市次世代育成支援（後期）行動計画事業一覧
【参考3】 児童人口推計

1 基本的な考え方

(策定の背景と趣旨)

この「浜松市子ども・若者支援プラン(案)」(以下「子ども・若者支援プラン」という)は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るための「浜松市子ども・子育て支援事業計画」と、現行の「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画(平成23年度～平成27年度)」「浜松市若者支援計画(平成25年度～平成26年度)」を一体化し、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(1) 期間

平成27年度から平成31年度(5年間)

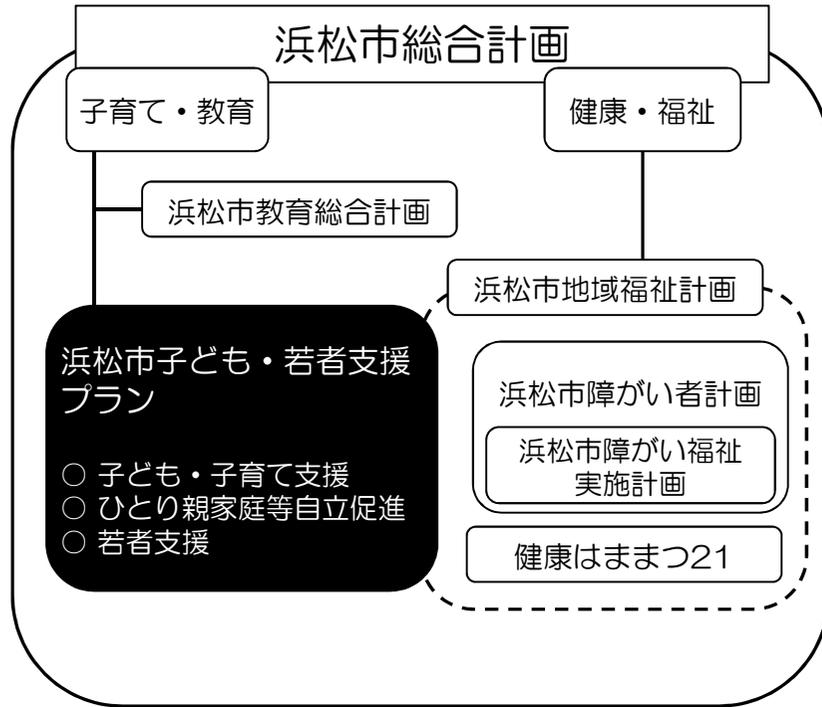
(2) 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進	母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号
若者支援	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

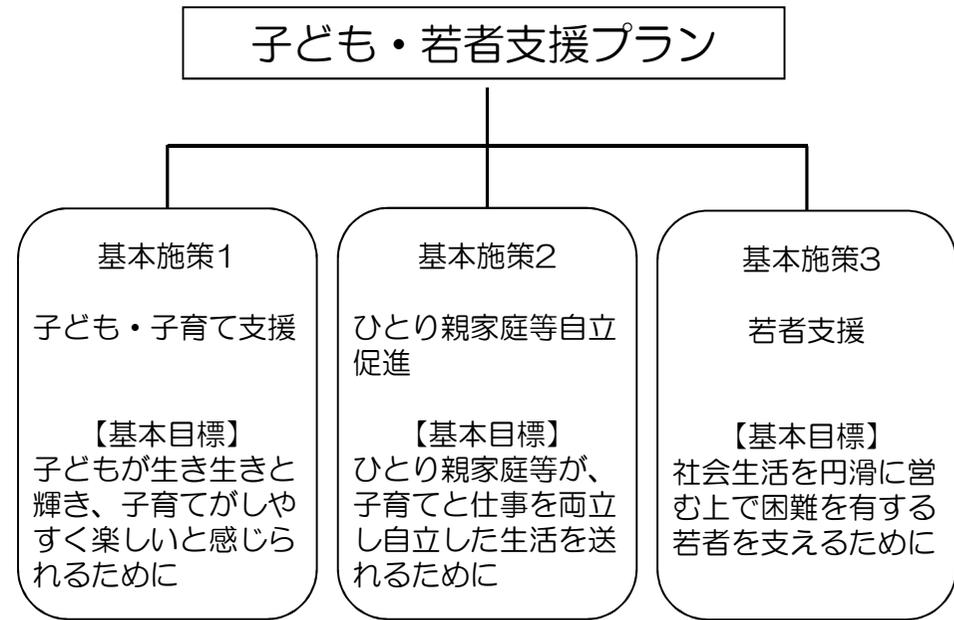
(3) 基本理念

子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らす
ことができるまち浜松

(4) 位置づけ

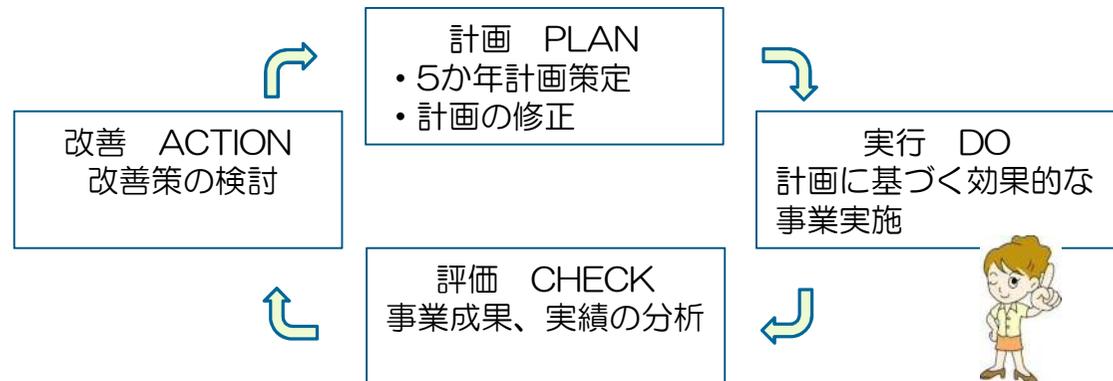


(5) 施策体系



(6) 推進体制と点検・評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、(仮称)浜松市子ども・子育て支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者サポートネットに意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。



2 プランの特徴

(1) 一体的な取組み

子ども・子育て支援、ひとり親の自立促進、若者支援を一体的に取り組めます。

(2) 継続した事業効果

浜松市次世代育成支援（後期）行動計画（平成22年度～平成26年度）に基づき推進してきた事業の成果を分析し、各事業を整理統合し、より効果的に事業を実施していきます。

成果指標の結果：子育てがしやすくなっていると感じる人の割合（市民アンケート）
H22 25.2% → H26 36.3%

(3) 保育所待機児童の解消

保育所待機児童の解消に重点をおき、少子化の解消や女性の就業支援の一翼を担う計画になっています。

(4) 計画的な施設整備の推進

就学前における教育・保育の量の見込みと確保の内容を数値化し、これに基づき認定こども園等の施設整備を推進していきます。

(5) 就学前における質の高い教育・保育の提供

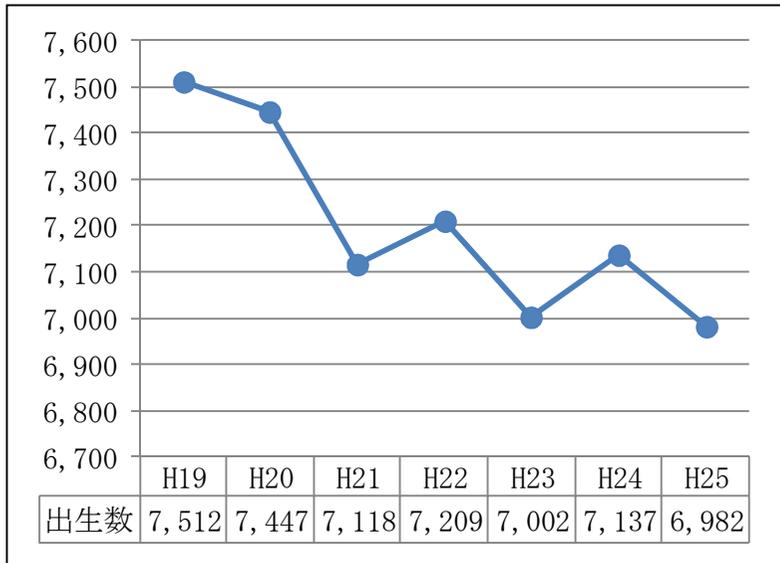
浜松市教育総合計画と整合性を保ち、就学前における子どもの発達に応じた教育・保育の提供に努めるとともに、人材の確保や研修、小学校との円滑な連携・接続に努めます。



3 本市の子ども・子育て、若者をめぐる現状と課題

(1) 出生数

(単位：人)



浜松市保健衛生年報

- 出生数は減少傾向です。
- 平成24年の合計特殊出生率は1.47であることから、今後も人口は減少すると思われます。
- 原因として晩婚化、初産年齢の高年齢化等が考えられます。

(初婚年齢)

夫：H20 30.0歳 ⇒ H24 30.6歳
 妻：H20 28.1歳 ⇒ H24 28.8歳

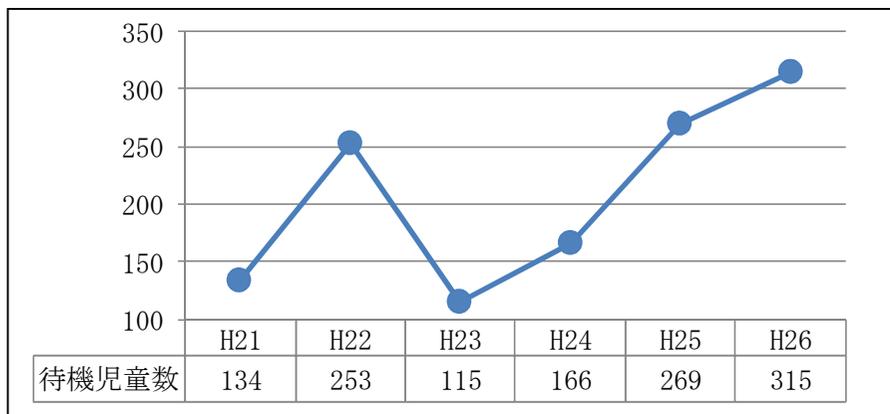
(初産年齢)

H19 29.4歳 ⇒ H24 30.0歳



(2) 保育所における待機児童数

(単位：人)



浜松市こども家庭部保育課調べ

- 待機児童数は、平成23年度以降増加しています。
- 待機児童の多くは3歳未満の児童であり、市の中心部である中区、大規模な宅地造成による浜北区等で待機児童が多い状況です。

(保育所の整備状況)

平成27年4月

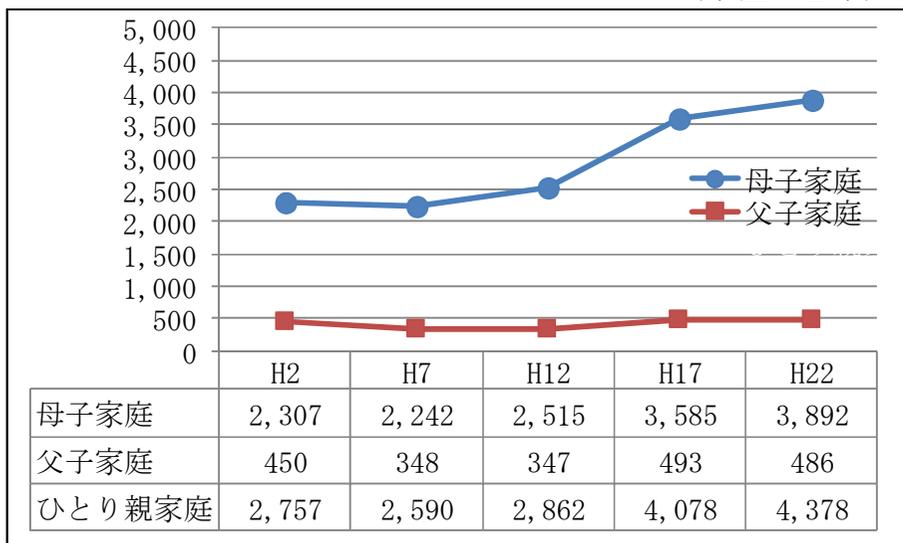
認可保育所の新設・増改築により540人の定員増

平成28年4月

幼保連携型認定こども園と認可保育所の新設等により1,090人の定員増を予定

(3)ひとり親家庭の世帯数

(単位：世帯)



(H12以前は合併前の旧浜松市の数値)

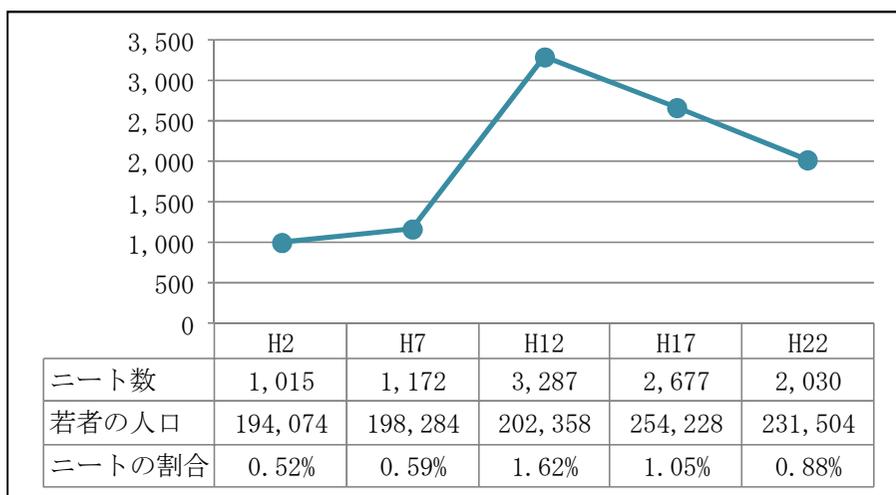
国勢調査

- ひとり親家庭の世帯数は増加傾向です。
- 母子家庭はパート・アルバイト等が多く、正社員と比べ収入が低い状況です。また、母親の多くは就業経験がない等、就業にあたり様々な困難を抱えています。



(4) 若年無業者数 (15歳~39歳)

(単位：人)



(H12以前は合併前の旧浜松市の数値)

国勢調査

- 若年無業者いわゆるニートが多数いる状況です。
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が抱えている不安や悩みの内、最も多いのが「求職」や「経済的不安」です。また、不安や悩みは、健康、人間関係、貧困等複数の要因が複雑に絡み合っています。

4 施策の取組み

基本施策1 子ども・子育て支援

1 質の高い就学前の教育・保育の総合的な提供

すべての子どもが質の高い就学前の生活環境を維持できるよう、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い教育・保育の提供」、「多様な保育ニーズへの対応」を図ります。

(1) 保育の量的拡大・確保

ア 本市は、次頁のとおり5年間の教育・保育について需給計画を定め、待機児童の解消を進めます。

イ 本市における保育利用率を次のとおりとします。※

(平成26年3月 ⇒ 平成32年3月)
26.1% ⇒ 37.6%

【内訳】

満1歳未満児 20.8% ⇒ 33.4% 満1歳児及び満2歳児 28.7% ⇒ 39.6%

ウ 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を促進します。

※保育利用率・・・満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の満3歳未満の3号認定子どもの利用定員数（事業所内保育事業所の労働者枠を除く）の割合



支給認定区分

新制度では、保護者が認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業のうち、どの施設を利用するか選択し、支給認定を受ける必要があります。

1号認定	満3歳以上・教育標準時間認定	認定こども園（幼稚園機能）又は幼稚園を希望する場合
2号認定	満3歳以上・保育認定	認定こども園（保育所機能）又は保育所の利用を希望する場合
3号認定	満3歳未満・保育認定	認定こども園（保育所機能）、保育所又は地域型保育事業のいずれかの利用を希望する場合

特定教育・保育施設
特定地域型保育事業

児童福祉法等による施設・事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受け、公費の給付対象となる施設や事業のことをいいます。

教育・保育の需給計画（5年間）

（単位：人）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	11,596	11,569	11,450	11,294	11,082	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,667	6,196	6,950	7,697	8,389
		（確認を受けない幼稚園）	9,720	9,151	8,239	7,284	6,309
	②-①	3,791	3,778	3,739	3,687	3,616	
2号	量の見込み①	9,754	9,736	9,635	9,503	9,326	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	3,125	2,994	2,849	2,732	2,650	
		上記以外	6,629	6,742	6,786	6,771	6,676
	確保の内容②	特定教育・保育施設	6,269	6,861	7,336	7,806	8,276
		特定地域型保育事業	45	45	45	45	45
		（認証保育所）	382	382	382	382	382
②-①	△ 3,058	△ 2,448	△ 1,872	△ 1,270	△ 623		
3号 0歳児	量の見込み①	2,243	2,182	2,128	2,077	2,033	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,190	1,325	1,485	1,645	1,805
		特定地域型保育事業	61	106	136	166	196
		（認証保育所）	71	71	71	71	71
	②-①	△ 921	△ 680	△ 436	△ 195	39	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,588	5,494	5,348	5,216	5,095	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	3,441	3,814	4,129	4,439	4,749
		特定地域型保育事業	185	340	410	480	550
		（認証保育所）	387	387	387	387	387
	②-①	△ 1,575	△ 953	△ 422	90	591	

(2) 質の高い教育・保育の提供

- ア 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ認定こども園の普及を図り、就学前の教育・保育を一体的に受けられる環境整備
- イ 認定こども園、幼稚園及び保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進
- ウ 幼稚園教諭、保育士等が継続して働き続けられるよう、処遇を始めとする労働環境等の向上を図る支援
- エ 発達段階や一人一人のニーズに応じた就学前における教育・保育の提供
- オ 保護者に対する相談体制の整備や、保護者の学びを支援する学習機会の提供
- カ 幼稚園教諭、保育士等による合同研修の実施
- キ 障がいのある子どもや外国人の子ども等、発達に合わせた適切な支援体制の整備

(3) 多様な保育ニーズへの対応（地域型保育事業）

少人数の単位で、0歳～2歳児を対象とした地域型保育事業を実施することで、きめ細かく、多様な保育の場を提供します。本市では、特に小規模保育事業及び事業所内保育事業を重点的に進めていきます。



区分	定員等	場所
家庭的保育	5人以下	保育者の居宅等
小規模保育	6人以上～19人以下	貸店舗等多様なスペース
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等
居宅訪問型保育	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅

2 すべての子育て家庭の支援

共働き世帯だけではなく、すべての子育て家庭を支援します。

(1) 利用者支援事業

認定こども園、幼稚園、保育所等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業、放課後児童会等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に一人ずつ配置します。

単位：人

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業等）

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長し、認定こども園や保育所で保育を行います。

単位：実利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
②確保の内容	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
②-①	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

就労等により昼間に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の
余剰教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。

単位：人

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	6,119	6,067	6,048	6,001	5,994
②確保の内容	5,380	5,741	6,254	6,514	6,734
②-①	△ 739	△ 326	206	513	740

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった
児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

単位：延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	270	270	270	270	270
②確保の内容	270	270	270	270	270
②-①	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、
乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。

単位：訪問人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
②確保の内容	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
②-①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

単位：延利用回数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	732	732	732	732	732
②確保の内容	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242
②－①	510	510	510	510	510

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、子育ての不安を緩和し、児童の健やかな育ちを支援します。

単位：延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	406,692	398,640	388,164	378,588	369,780
②確保の内容	367,344	383,184	383,184	383,184	383,184
②－①	△ 39,348	△ 15,456	△ 4,980	4,596	13,404

(8)-1 一般型一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園や保育所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	38,614	38,180	37,486	36,772	36,003
②確保の内容	57,027	63,189	68,166	73,096	78,025
②－①	18,413	25,009	30,680	36,324	42,022

現状の実施体制で、量の見込みに対する必要事業量を確保できます。

(8)-2 幼稚園型一時預かり事業

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、希望者を対象に預かり保育を行います。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は確認を受けない幼稚園分)

単位：延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	261,880	261,328	258,629	255,097	250,326
②確保の内容	120,875	207,585	221,385	221,385	221,385
	395,370	308,660	294,860	294,860	294,860
②-①	254,365	254,917	257,616	261,148	265,919

現状の実施体制で、量の見込みに対する必要事業量を確保できます。

(9) 病児保育事業

乳幼児及び概ね10歳未満の小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に児童の保育を行います。

単位：延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2,667	3,275	3,883	3,883	3,883
②確保の内容	4,320	6,240	7,200	7,200	7,200
②-①	1,653	2,965	3,317	3,317	3,317

事業の性質上、特定の時期に利用希望者が集中することも想定されるため、余裕をもって確保します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、市民による育児の相互援助活動を支援します。

単位：延利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	7,301	7,145	7,041	6,926	6,926
②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
②-①	3,099	3,255	3,359	3,474	3,474

(11) 妊婦健康診査事業

安心・安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査5回、血液検査1回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

単位：実利用人数／年

区分	計画（量の見込み、確保の内容、時期）				
	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
②確保の内容	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
②-①	0	0	0	0	0

3 社会的養護や障がい児施策の充実※

(1) 児童虐待の防止対策の充実

- ア 児童虐待の防止と早期発見、早期対応等のために、児童相談所や区役所等の相談対応機関に専門性を有する職員を配置します。
- イ 地域の関係機関との連携や情報の共有を図る要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。
- ウ 児童虐待の防止のため、乳幼児の健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする妊婦や子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

(2) 社会的養護体制の充実

- ア 社会的養護を家庭的な環境で行うため、里親やファミリーホームを増やすとともに、施設養護の小規模化等を図ります。
- イ 社会的養護を担う乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の関係機関との連携により、支援を必要とする家庭への支援体制の充実・強化を図ります。
- ウ 関係機関と連携し、里親を増やすための広報・啓発や里親支援を行います。

(3) 障がい児施策の充実

発達に課題のある子どもや保護者が、早期に適切な支援を受けられるように、専門的な相談・支援と関係機関との連携を強化し、一貫した支援体制を整備していきます。

※社会的養護・・・保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を公的責任の下に養護すること。児童養護施設に入所する施設養護と、里親やファミリーホームのように、家庭に近い環境で養護される家庭養護の2つに分類される。

基本施策2 ひとり親家庭等自立促進

(1) 子育て・生活支援

ア 子育て支援

(ア) ひとり親家庭の親が、病気や就職活動等により一時的に生活援助等が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援します。

(イ) 認定こども園、保育所、放課後児童会の入所選考において必要な配慮を行います。

(ウ) 小・中学生に対して、大学生等のボランティアによる学習支援を行います。

イ 生活支援

(ア) 市営住宅の入居選考において必要な配慮をします。

(イ) 子どもを十分養育できない母に母子生活支援施設の入所を勧め、自立更生を図ります。

ウ 相互扶助にかかる支援

母子・父子福祉団体が行う事業活動を周知し、孤立化の防止等を支援します。

(2) 就業支援

ア 就業のための支援

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、職業紹介等を行います。

イ 資格・技能習得の支援

適職に就くための資格・技能習得で、指定の講座を受講した場合に給付金を支給します。

ウ 事業主への啓発・周知

事業主に対して、求人情報提供の協力依頼やひとり親家庭の雇用に関する制度について周知します。

(3) 養育費確保支援

ア 養育費相談

養育費を確保するため、母子家庭等就業・自立支援センターで養育費の相談を実施します。

イ 養育費セミナー

養育費セミナーを実施し、養育費の基礎知識等を深め、適正な養育費の確保を支援します。

(4) 経済的支援

ア 児童の育成にかかる手当の支給

児童扶養手当やひとり親家庭等自立支援手当等を支給することで、児童の育成等に必要な経済的支援を行います。

イ 経済的自立のための相談・資金の貸付

経済的自立と生活意欲の向上を図り、子どもの福祉を増進するため資金の貸付等を行います。

ウ 医療費負担の軽減

所得税非課税世帯のひとり親家庭に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。



基本施策3 若者支援

(1) 就労支援

ア 地域若者サポートステーションはままつ事業

未就労の若者を社会参加・就労へと導くため、キャリアカウンセリング、ジョブクラブ、就労支援プログラム（セミナー、職場体験等）、心理カウンセリング等、個別の状況に応じた相談や支援を行います。

イ 求職者就労支援事業

浜松市パーソナル・サポート・センターにおいて、働く意欲がありながら就職が困難な者を対象に、キャリアカウンセリングやジョブクラブの手法を取り入れた就職活動支援を行います。

(2) 社会生活支援

ア 若者相談支援窓口「わかば」

様々な若者の悩みに対して一次的に相談を行い、適切な機関につなげていきます。

イ ひきこもり相談

ひきこもり当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にあるひきこもり当事者に対する社会参加訓練等を行います。

ウ 青少年支援体験活動事業

学校や社会での生活に不適應をおこしている青少年に対して、受入れ事業所との連携により職業体験を通じた立ち直り支援を行います。

(3) 支援のための連携

ア 若者サポートネット

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、総合的・効果的に支援するために、福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関の代表者や実務者等のネットワークにより、関係機関同士の連携を深め、情報交換や支援施策の協議を行います。

イ 支援者支援事業

スーパーバイザーによる事例検討会や個別ケース検討会を通じて、官民の相談員(支援員)の技能向上と相互連携を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族への支援の質を向上していきます。

浜松市子ども・若者支援プラン（案） 概要版

発行／浜松市

編集／浜松市こども家庭部次世代育成課

TEL 053-457-2795

平成27年3月発行（予定）

浜松市子ども・若者支援プラン(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市子ども・若者支援プラン(案)」とは

この「浜松市子ども・若者支援プラン(案)」は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るための「浜松市子ども・子育て支援事業計画」と、現行の「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画」「浜松市若者支援計画」を一体化し、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成26年11月19日(水)～平成26年12月19日(金)

3. 案の公表先

次世代育成課、子育て支援課、保育課、児童相談所、青少年育成センター、教育総務課、健康増進課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)にて配布

浜松市ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	次世代育成課(市役所本館4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 次世代育成課あて
③電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2039(次世代育成課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成27年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部次世代育成課（TEL 053-457-2795）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要……………	P 1
●浜松市子ども・若者支援プラン（案）	
第1部 総論……………	P 7～P 19
第2部 子ども・子育て支援……………	P 21～P 67
（浜松市子ども・子育て支援事業計画）	
第3部 ひとり親家庭等自立促進……………	P 69～P 81
第4部 若者支援……………	P 83～P 93
参考資料……………	P 94～P 103
●意見提出様式（参考）……………	P 105

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市子ども・若者支援プラン（案）								
趣旨・目的	子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するものです。								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。 ・「子ども・子育て支援事業計画」と現行の「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画」、「浜松市若者支援計画」の整合を図り、一体的に策定します。 								
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援、ひとり親の自立促進、若者支援の取組みを一体的に進めます。 ・子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松の実現を目指します。 								
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市次世代育成支援（後期）行動計画（平成22年度～平成26年度）に基づき推進してきた事業を整理統合し、より効果的に事業を実施します。 ・保育所待機児童の解消に重点をおき、少子化対策や女性の就業を積極的に支援します。 ・就学前における教育・保育の量の見込みと確保の内容を数値化し、認定こども園等の施設整備の推進を図ります。 ・就学前における子どもの発達に応じた教育・保育の提供、人材の確保や研修、小学校との円滑な連携・接続に取り組めます。 ・ひとり親家庭が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進します。 ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援するため、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ります。 								
関係法令・ 上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第61条第1項 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号 ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項 								
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成26年11月中旬～12月中旬</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>平成27年1月</td> <td>案の修正、市の考え方作成</td> </tr> <tr> <td>平成27年2月</td> <td>意見募集の結果、市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>プラン施行</td> </tr> </table>	平成26年11月中旬～12月中旬	案の公表、意見募集	平成27年1月	案の修正、市の考え方作成	平成27年2月	意見募集の結果、市の考え方公表	平成27年4月	プラン施行
平成26年11月中旬～12月中旬	案の公表、意見募集								
平成27年1月	案の修正、市の考え方作成								
平成27年2月	意見募集の結果、市の考え方公表								
平成27年4月	プラン施行								

浜松市子ども・若者支援プラン(案)

平成27年度～平成31年度



浜 松 市

目 次

第1部 総論

1	策定にあたって	9
2	基本理念	9
3	根拠法令	9
4	策定の時期と計画期間	9
5	策定の方法	10
6	位置づけ	10
7	前計画の取組み状況と成果	11
8	施策体系	13
9	推進体制	19
10	点検及び評価	19

第2部 子ども・子育て支援 (浜松市子ども・子育て支援事業計画)

第1章	はじめに	
1	趣旨	23
2	経緯	23
3	用語の定義	23
第2章	子ども・子育てをめぐる現状と課題	
1	人口に関すること	25
2	少子化に関すること	29
3	認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用に関すること	31
4	産業構造や女性労働力に関すること	34
5	子育て支援に関するニーズ調査結果	36
6	施策体系	38
第3章	事業計画	
1	就学前における質の高い教育・保育の提供	39
2	提供区域の設定	40
3	各年度の就学前における教育・保育の量の見込み、実施しようとする就学前における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	45
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	53
5	保育利用率の目標数値	64
6	認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	64
7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	64

8	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な静岡県との連携に関する事項	65
9	子どもの貧困対策の充実に関する事項	66
10	職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	67
11	子ども・子育て支援の成果（アウトカム）	67

第3部 ひとり親家庭等自立促進

第1章	はじめに	
1	趣旨	71
2	経緯	71
3	用語の定義	71
第2章	ひとり親家庭等をめぐる現状と課題	
1	ひとり親家庭等の現状	72
2	ひとり親家庭等自立促進の課題	76
3	施策体系	77
第3章	具体的な支援施策	
1	子育て・生活支援	78
2	就業支援	79
3	養育費確保支援	80
4	経済的支援	80

第4部 若者支援

第1章	はじめに	
1	趣旨	85
2	経緯	85
3	用語の定義	85
第2章	若者をめぐる現状と課題	
1	若者の現状	86
2	若者支援の課題	89
3	施策体系	90
第3章	具体的な支援施策	
1	就労支援	91
2	社会生活支援	91
3	支援のための連携	92
【参考1】	策定経過等	94
【参考2】	浜松市次世代育成支援（後期）行動計画事業一覧	96
【参考3】	児童人口推計	100

第 1 部

総論

1 策定にあたって

この「浜松市子ども・若者支援プラン」（以下「子ども・若者支援プラン」という）は、平成 27 年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るための「浜松市子ども・子育て支援事業計画」と、現行の「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画」「浜松市若者支援計画」を一体化し、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 基本理念

浜松市は、すべての市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

そのためには、浜松市のすべての子どもを社会全体で健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を感じることがない自立した若者になるよう支援するとともに、すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取組みが求められます。

こうしたことから、子ども・若者支援プランの基本理念を次のように定めます。

子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松

3 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援に関すること	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項
ひとり親家庭等自立促進に関すること	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条第 2 項第 3 号
若者支援に関すること	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項

4 策定の時期と計画期間

計画策定の時期は平成 27 年 3 月とします。また、計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、柔軟な見直しを行います。

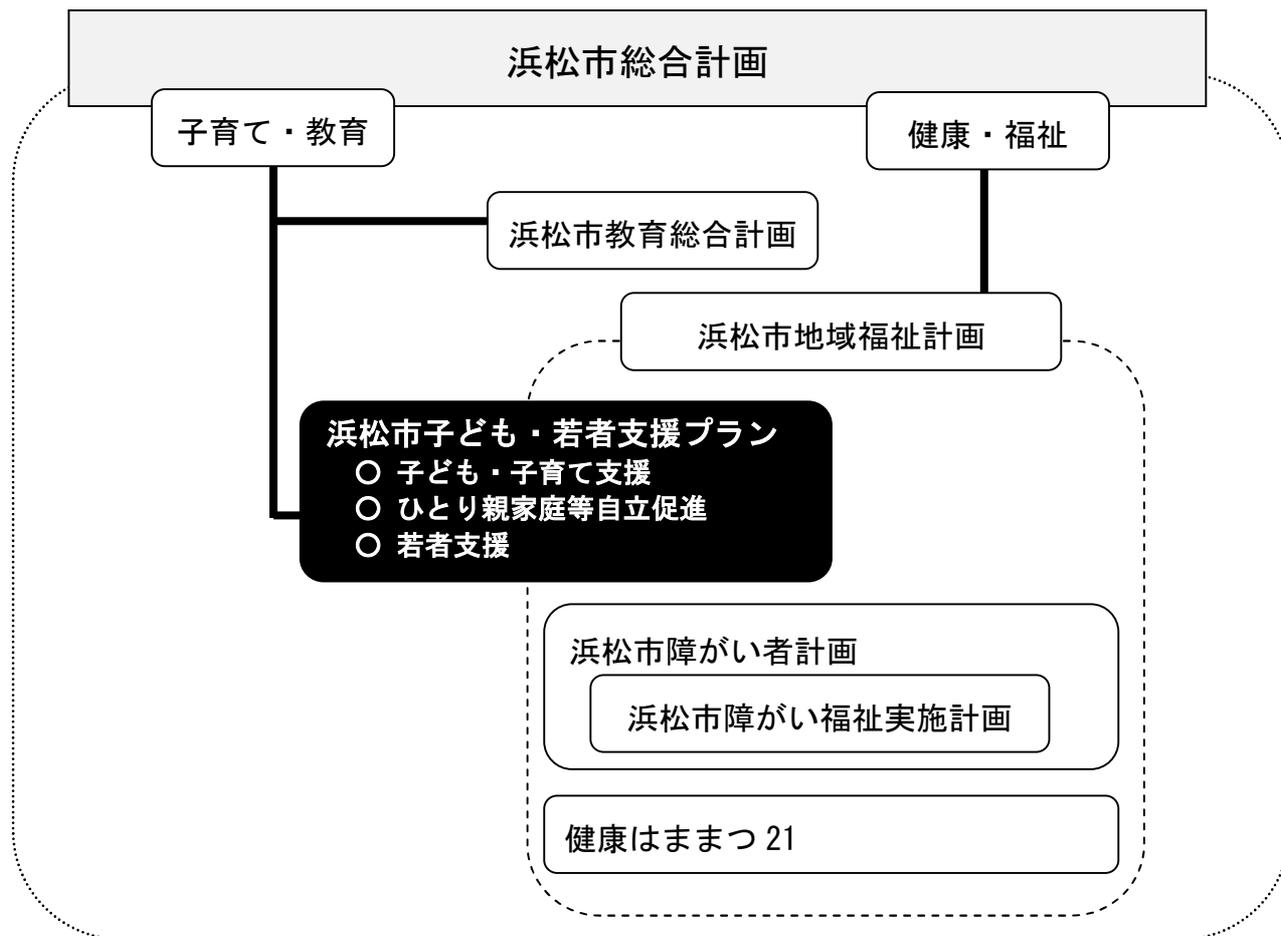
区分	H17～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27～H31
子ども・子育て支援に関すること	浜松市次世代育成支援（前期）行動計画	浜松市次世代育成支援（後期）行動計画					浜松市 子ども・若者 支援プラン
ひとり親家庭等自立促進に関すること		浜松市ひとり親家庭等自立促進計画					
若者支援に関すること				浜松市若者支援計画			

5 策定の方法

子ども・若者支援プランは、関係法令、基本指針、市民意識調査、合議制の機関¹や子育て当事者からの意見、パブリック・コメント等を基に策定します。

6 位置づけ

浜松市総合計画を上位計画とし、「子育て・教育」分野の個別計画に位置づけられます。また、浜松市教育総合計画等の各個別計画と連携を図ります。



【参考】浜松市総合計画では「10年後の目標(政策の柱)」及び「基本政策」を定めます。

- ・ 10年後の目標（政策の柱）
 - (ア) 子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
 - (イ) すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。
- ・ 基本政策
 - (ア) 子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり
 - (イ) 市民協働による未来創造へのひとづくり

¹ 本市における合議制の機関は、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を指す。

7 前計画の取組み状況と成果

(1) 次世代育成支援（後期）行動計画における成果

成果指標（アウトカム指標）		H22	H23	H24	H25	H26
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合（％）	目標値	21.0	22.0	28.0	29.0	30.0
	実績値	25.2	27.3	27.6	38.6	36.3

【評価】平成24年度以前と平成25年度以降では、設問の表記に変更があるため単純な比較はできないが、子育てがしやすくなっていると感じる人の割合が高まったことは一定の成果と考えます。

(2) 次世代育成支援（後期）行動計画における施策・事業の成果

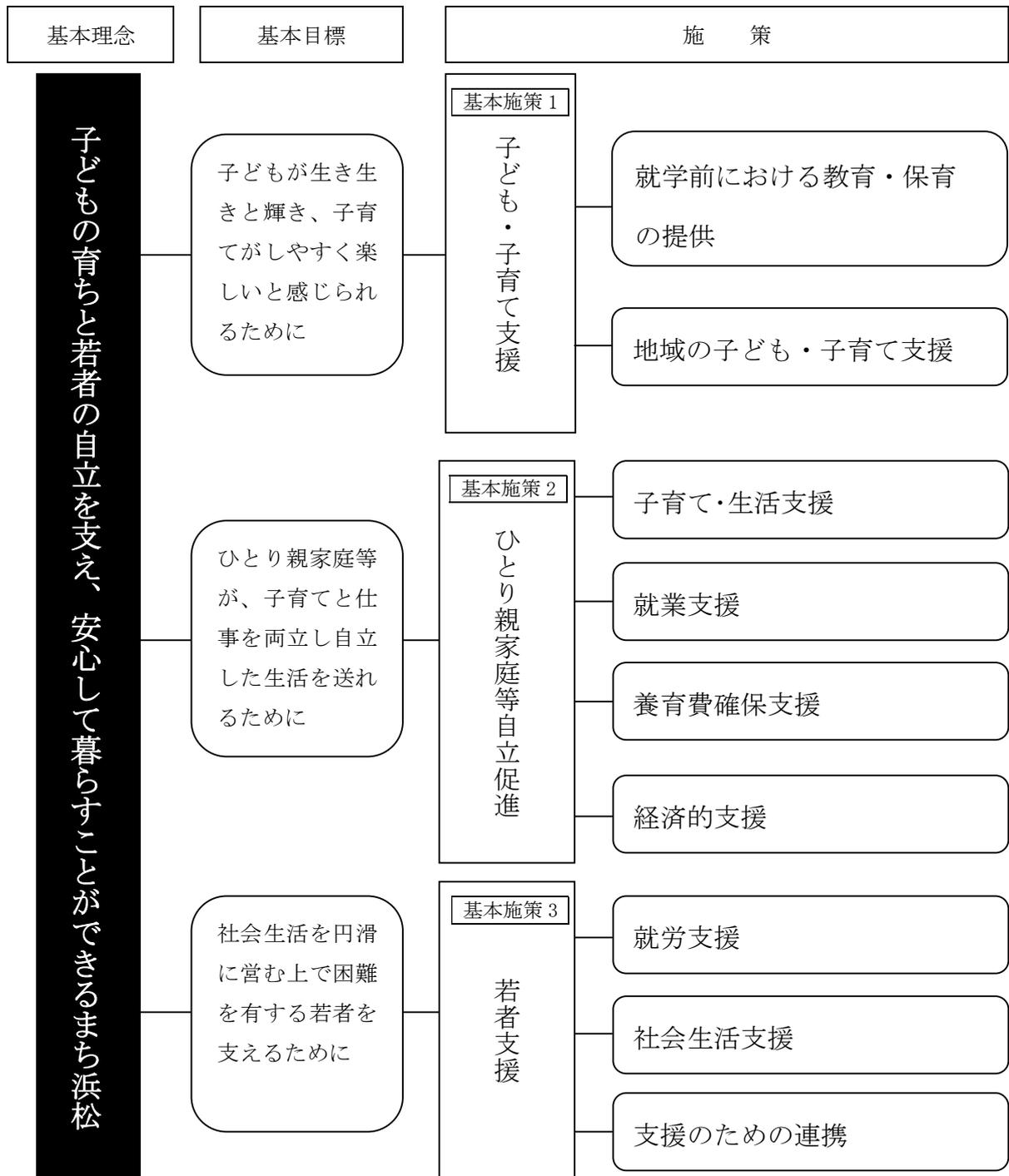
基本施策	主な取組みの状況	主な成果（見込み）
1 地域社会における子育て支援	「保育サービスの充実」として、通常保育や延長保育などの多様な保育事業を実施。また、保育所や放課後児童会の定員拡大のため施設整備を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所定員 H22(8,230人)→H26(9,210人) ・放課後児童会定員 H22(3,895人)→H26(4,810人) ・H25から中山間地等で放課後の子どもたちの居場所づくり事業を実施。
2 子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	「子どもや母親の健康の確保」として、乳児家庭全戸訪問事業を実施。「思春期保健対策の充実」として、ひきこもり家族教室やひきこもり相談を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業実施率 H23 97.0% H24 96.5% H25 97.4% ・H24からひきこもりの子ども・若者の「居場所」や、「地域若者サポートステーション」等を設置。
3 心身の健全やかな成長を願う教育環境の整備	「次代の親の育成」として赤ちゃんとのふれあい体験事業を実施。「生きる力の育成に向けた教育環境等の整備」や「家庭や地域の教育力の向上」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・H22～H25 赤ちゃんとのふれあい体験事業 延べ実施中学校数 36校 延べ参加生徒数 6,392人 ・H23年6月からいじめホットラインの24時間体制を開始。
4 子育てを支援する生活環境の整備	「良好な住宅・居住環境の確保」として、子育て環境に配慮した市営住宅の整備や、「安全・安心なまちづくりの推進」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・H22～H26の子育て環境に配慮した市営住宅整備戸数 全82戸

基本施策	主な取組みの状況	主な成果（見込み）
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	「仕事と生活の調和の実現」や「仕事と子育ての両立」に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業における活動件数の増加。 H23 8,626件 H24 10,073件 H25 10,655件
6 子どもの安全の確保	通学路の安全対策・整備事業や、地域ぐるみの学校安全体制整備のためスクールガードリーダーを配置した。	<ul style="list-style-type: none"> ・H22～H25の通学路の整備箇所数 268箇所
7 保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	「児童虐待防止対策の充実」として、要保護児童対策地域協議会による検討や「障がいのある子どもに対する施策の充実」として発達障害に対する体制の整備に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・H25から要保護児童対策地域協議会に、産婦人科医師や警察職員等を配置し構成メンバーの拡充を図った。 ・発達相談支援センター（ルピロ）の開設により相談体制が充実し、関係機関との連携が円滑に行われ相談件数が年々増加している。

8 施策体系

(1) 基本施策と実施事業

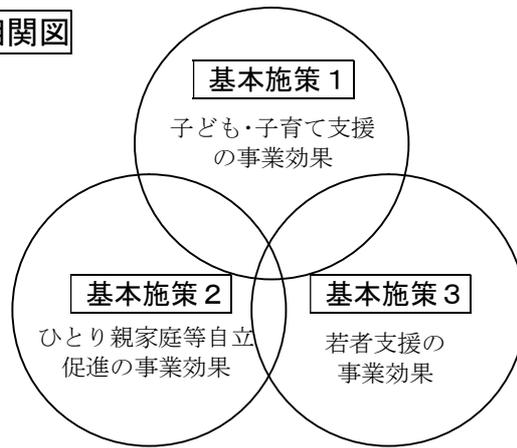
子ども・若者支援プランにおける基本施策の体系を次のように定め、基本施策毎に事業を実施します。



(2) 基本施策と事業

基本施策 1～3 ごとに様々な事業を実施します。また、基本施策 1 の子ども・子育て支援の事業の中には、基本施策 2 や基本施策 3 に関連する事業が有るなど、実施事業の効果を幅広い支援につなげます。

事業効果の相関図



基本施策1 子ども・子育て支援

ア 重点的に取り組む事業

(ア) 就学前における教育・保育の提供体制の確保

(詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業 ² (家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)

(イ) 地域の子ども・子育て支援の推進 (詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。)

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	時間外保育事業 (延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ³
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⁴

※上記の(ア)、(イ)は、子ども・子育て支援法で定められた事業

² 地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業である。本市では、小規模保育事業及び事業所内保育事業を重点的に進めていく。

³ 低所得者に対し、国が定める基準等に従い認められた実費徴収について、公費による補足給付を行う事業。

⁴ 私立事業者の参入の促進に関する調査研究を行い、新規施設等に対する実地支援、相談・助言等を行う事業。

イ その他事業（子ども・子育て支援法に定めがない事業等）

No.	事業名
地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	すこやかキッズフェスティバル
5	放課後子ども教室 ⁵
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	市立保育所特別保育推進事業（世代間交流）
8	市立保育所施設整備事業
9	民間保育所事業費助成事業（障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育）
10	民間保育所入所児童処遇向上費助成事業（低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上）
11	民間保育所施設整備助成事業
12	民間保育所施設整備償還費助成事業
13	認証保育所助成事業
14	認証保育所利用者助成事業
15	移動児童館事業
16	浜松こども館運営事業
17	青少年の家管理運営事業
18	天竜自然体験センター運営・整備事業
19	青少年団体等活動助成事業
20	地域（中学校区）青少年健全育成会事業
21	児童遊園等整備支援事業
子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
22	妊娠期の健康講座事業
23	母子相談事業
24	乳幼児健康診査事業
25	予防接種推進事業
26	食育推進事業
27	思春期の性教育事業
28	ひきこもり家族教室
29	乳幼児医療費助成事業
30	母子医療費等支援事業

⁵ 小学生を対象として、文化活動や交流活動等を行い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う事業。本市では、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童健全育成事業と一体的、または、連携による実施を推進する。新たに開設する放課後児童会、放課後子ども教室は、余裕教室等小学校内の施設で実施することを基本とし、学校施設の一層の活用を進めていく。

No.	事業名
31	特定不妊治療費助成事業
32	小・中学生医療費助成事業
心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
33	赤ちゃんとのふれあい体験事業
34	私学教育振興助成事業
35	ジュニアスポーツ育成事業
36	就学相談・就学指導業務
37	私立幼稚園子育て支援事業
38	私立幼稚園教育振興助成
39	外国人学校等への支援
40	市立幼稚園の通常学級における障がいのある園児への個別支援
41	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
42	家庭教育推進事業
43	私立学校施設整備助成事業
44	私立幼稚園就園奨励助成事業
45	子ども講座事業
46	子育て講座事業
47	地区社会福祉協議会活動の推進
48	地域ふれあい事業
49	いじめ問題再調査委員会
50	いじめ問題対策連絡協議会事業
51	青少年育成センター事業（補導・環境浄化事業）
子育てを支援する生活環境の整備	
52	安全で安心なまちづくり支援事業
職業生活と家庭生活の両立の推進	
53	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
54	女性就労支援事業
55	マザーズサロン連携事業
子どもの安全の確保	
56	通学路の安全対策
57	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	
58	児童相談・児童保護事業
59	こどもを守る地域ネットワーク事業（要保護児童対策地域協議会）
60	児童福祉施設運営助成事業
61	母子生活支援・助産施設保護事業
62	社会的養護体制整備事業

No.	事業名
63	児童家庭相談事業
64	一時保護所運営事業
65	児童家庭支援センター設置運営事業
66	未成年後見人支援事業
67	地域子育て推進事業
68	発達医療総合福祉センター運営事業
69	障がい児地域生活支援事業
70	発達支援広場事業
71	児童発達支援センター運営事業
72	発達相談支援センター事業
73	障がい者相談支援事業
74	発達障害者支援人材育成事業
75	発達障害者支援体制整備事業
76	女性相談保護事業
77	精神保健福祉相談
78	発達障がいに関する相談支援体制の整備

基本施策2

ひとり親家庭等自立促進 (詳細は第3部「ひとり親家庭等自立促進」で定めます。)

No.	事業名
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業
2	子育てに関する相談
3	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
4	市営住宅
5	母子生活支援施設
6	ひとり親家庭等生活向上事業
7	ひとり親家庭の交流支援
8	母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化
9	自立支援プログラム策定事業
10	各就業支援事業の活用促進
11	自立支援教育訓練給付金
12	高等職業訓練促進給付金等事業
13	資格取得のための講習会
14	ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
15	養育費相談
16	養育費セミナー
17	児童扶養手当

No.	事業名
18	ひとり親家庭等自立支援手当
19	遺児等福祉手当
20	交通遺児等福祉手当
21	母子父子寡婦福祉資金
22	生活・生計の維持に関する相談
23	経済的支援にかかる各種支援制度の周知
24	母子家庭等医療費助成

基本施策 3

若者支援 （詳細は第4部「若者支援」で定めます。）

No.	事業名
1	地域若者サポートステーションはままつ事業
2	求職者就労支援事業
3	若者相談支援窓口「わかば」
4	ひきこもり相談
5	青少年支援体験活動事業
6	若者サポートネット（若者支援地域協議会）
7	支援者支援事業

9 推進体制

(1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制

ア 庁内体制

(仮称) 浜松市子ども・子育て支援推進会議

関係部長等を委員とする(仮称)子ども・子育て支援推進会議を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。

イ 諮問機関としての合議体

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例に基づき、学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、子ども・若者支援プランの推進等について審議を行います。

(2) 若者支援の推進体制

ア 若者サポートネット(若者支援地域協議会)

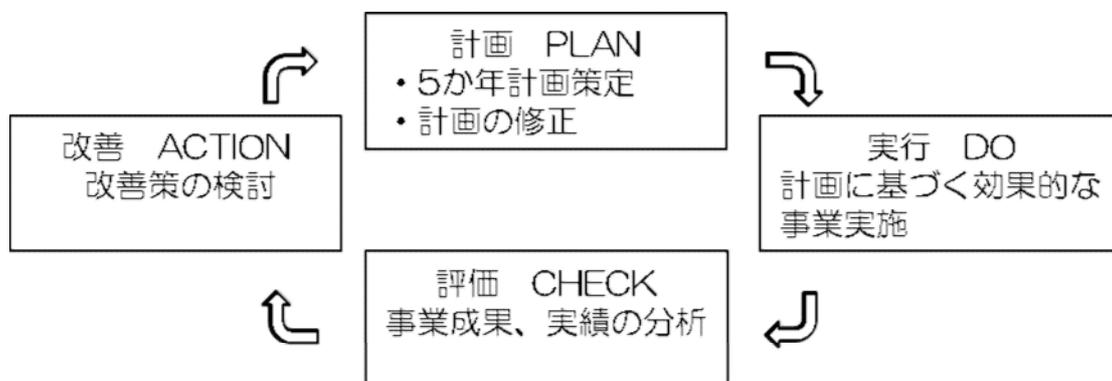
国、静岡県、市の関係機関及び民間支援団体からなる「若者サポートネット」が主体となり、若者支援を推進します。

イ その他関係機関との連携等

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立を見通し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、若者サポートネットと要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携し、子ども・若者支援を推進します。また、支援の状況について社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告することで、その他の関係機関や団体と情報を共有します。

10 点検及び評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、(仮称) 浜松市子ども・子育て支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者サポートネットに意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。



第2部

子ども・子育て支援

(浜松市子ども・子育て支援事業計画)

第1章 はじめに

1 趣旨

子ども・子育て関連三法及び基本指針⁶に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とします。

2 経緯

これまで本市の子ども・子育て支援は、次世代育成支援対策推進法に基づき「行動計画」を策定し、7つの基本施策のもと様々な事業を実施してきました。

平成24年8月の子ども・子育て関連三法の成立に伴い、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、平成25年10月の子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、平成27年度からの5年間の就学前の教育・保育や地域における子ども・子育て支援の確保策等を定め、施策・事業を実施します。

3 用語の定義

(1) 子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援

(3) 認定区分

- ア 1号認定子ども…満3歳以上の就学前の子ども（2号認定子どもを除く）
- イ 2号認定子ども…満3歳以上の就学前の子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
- ウ 3号認定子ども…満3歳未満の子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども

(4) 地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業

(5) 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の3号認定子どもの利用定員数（事業所内保育事業所の労働者枠を除く）の割合

⁶ 平成26年7月に内閣府・文部科学省・厚生労働省から公布されたもの。

(6) **特定教育・保育施設**

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

(7) **特定地域型保育事業**

市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

第2章 子ども・子育てをめぐる現状と課題

1 人口に関すること

本市の人口は減少傾向であり、今後、年少人口及び生産年齢人口が減少するのに対し、老年人口は増加すると予測されます。行政区別で見ると、天竜区における人口の減少が目立ち、過疎化が見られます。出生数は減少傾向ですが、合計特殊出生率はこの10年間ほぼ同じです。

(1) 国勢調査に見る人口の推移

ア 人口の増減率 (単位：人、%)

区分	H17	H22	増減率
国	127,767,994	128,057,352	0.23
静岡県	3,792,377	3,765,007	△ 0.72
浜松市	804,032	800,866	△ 0.39

イ 行政区別人口の増減⁷ (単位：人、%)

区名	H17	H22	増減率
中区	244,953	238,477	△ 2.64
東区	125,743	126,609	0.69
西区	109,906	113,654	3.41
南区	103,242	102,381	△ 0.83
北区	95,830	94,680	△ 1.20
浜北区	86,838	91,108	4.92
天竜区	37,520	33,957	△ 9.50
計	804,032	800,866	△ 0.39

ウ 行政区別の人口比率 (単位：人、%)

区名	H22	比率
中区	238,477	29.8
東区	126,609	15.8
西区	113,654	14.2
南区	102,381	12.8
北区	94,680	11.8
浜北区	91,108	11.4
天竜区	33,957	4.2
計	800,866	100.0



⁷ 平成17年は当時の結果を政令指定都市移行後の行政区に置き換えたもの。

エ 年少（15歳未満）人口の増減（単位：人、％）

区分	H17	H22	増減率
国	24,089,614	22,932,181	△ 4.80
静岡県	536,799	511,575	△ 4.70
浜松市	116,137	112,093	△ 3.48

オ 行政区別の年少（15歳未満）人口の増減⁸
（単位：人、％）

区名	H17	H22	増減率
中区	34,272	31,490	△ 8.12
東区	19,318	18,921	△ 2.06
西区	16,775	17,373	3.56
南区	15,469	14,764	△ 4.56
北区	13,831	12,826	△ 7.27
浜北区	12,488	13,635	9.18
天竜区	3,984	3,084	△ 22.59
計	116,137	112,093	△ 3.48

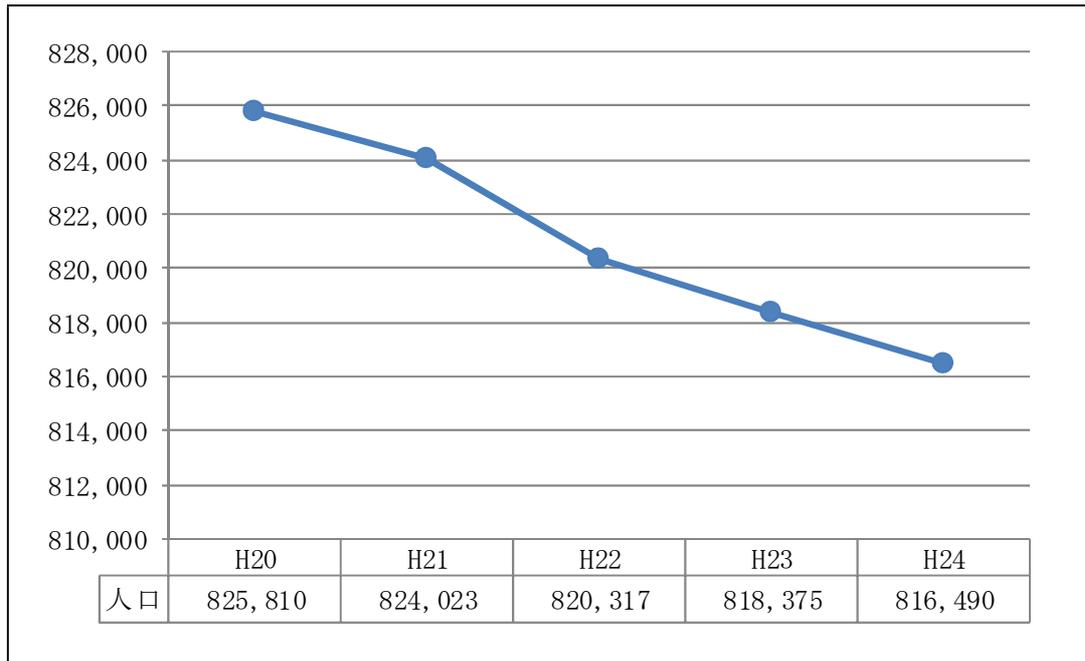
カ 行政区別の年少（15歳未満）人口の比率
（単位：人、％）

区名	H22	比率
中区	31,490	28.1
東区	18,921	16.9
西区	17,373	15.5
南区	14,764	13.2
北区	12,826	11.4
浜北区	13,635	12.1
天竜区	3,084	2.8
計	112,093	100

⁸ 平成17年は当時の結果を政令指定都市移行後の行政区に置き換えたもの。

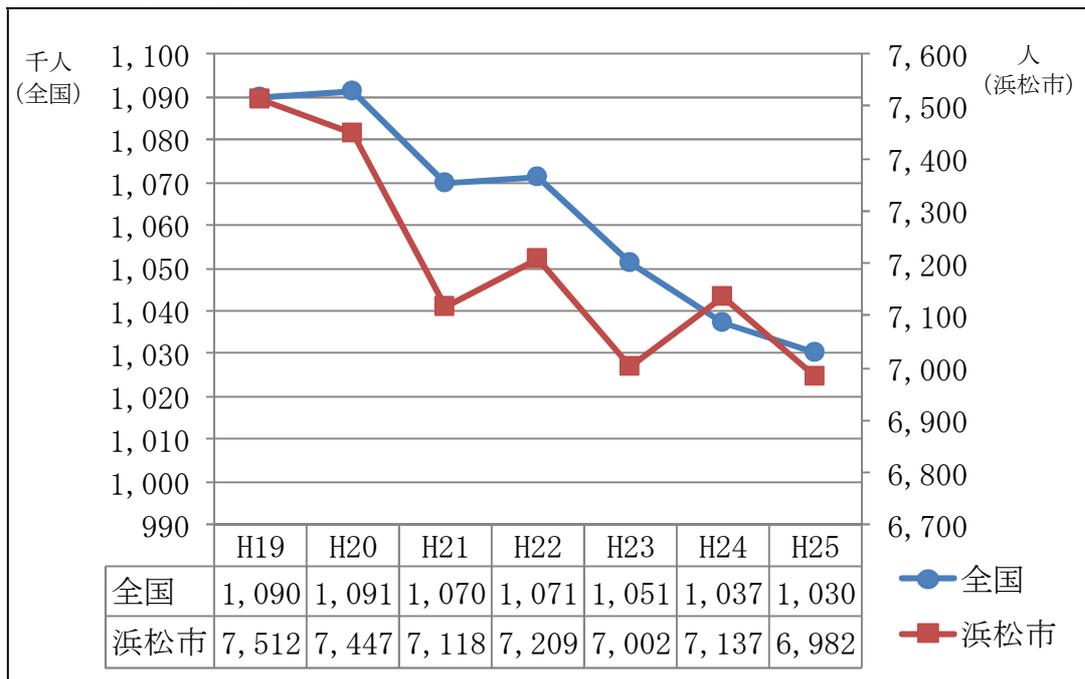
(2) 浜松市の人口推移

(単位：人)



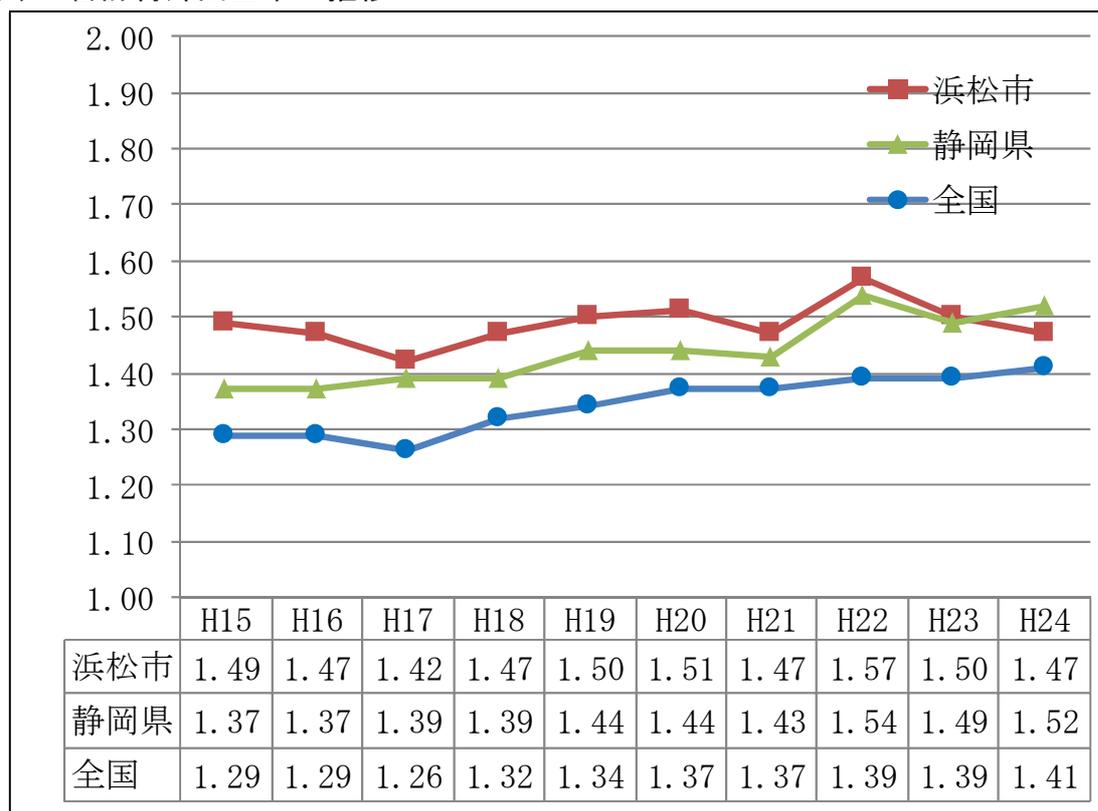
(浜松市の人口)

(3) 出生数の推移



(全国：人口動態統計、市：浜松市保健衛生年報)

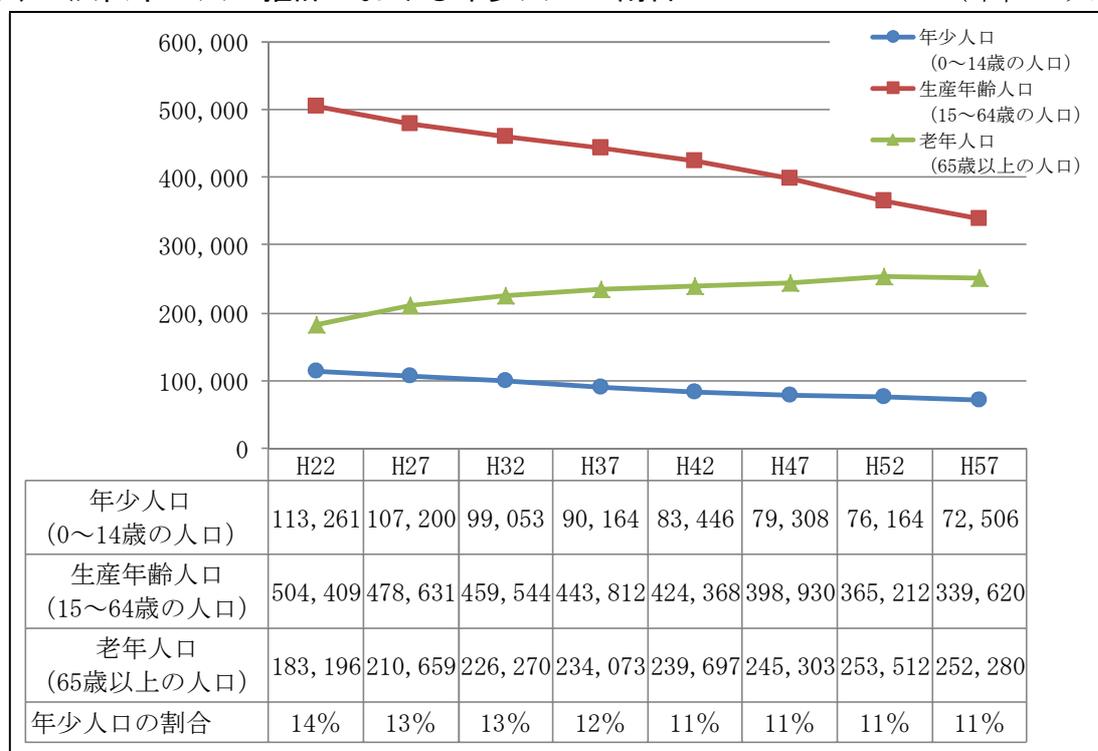
(4) 合計特殊出生率の推移⁹



(浜松市保健衛生年報)

(5) 浜松市の人口推計における年少人口の割合

(単位：人)



(浜松市の将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計))

⁹ 合計特殊出生率は、15歳～49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す。

2 少子化に関すること

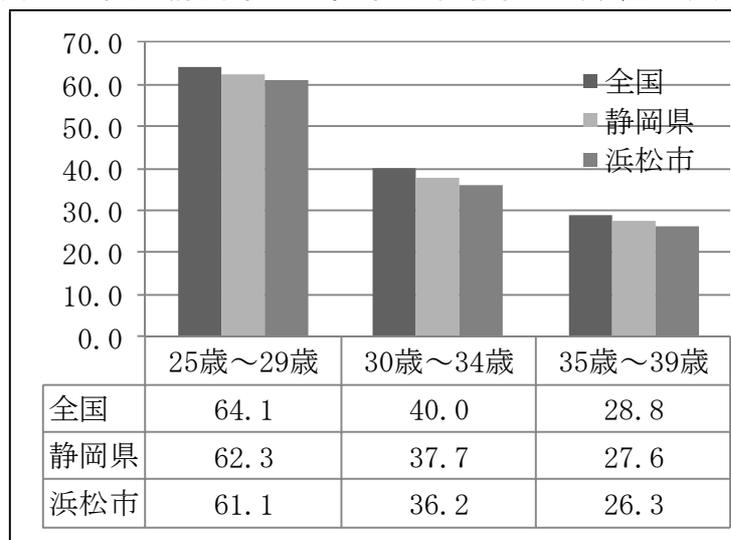
本市の未婚率は、年々高くなっています。35歳～39歳における未婚率は、平成2年と平成22年を比較した場合、13.31%から26.28%へ倍増しています。

初婚年齢は、平成20年から平成24年の5年間で夫が0.6歳、妻が0.7歳高年齢化しています。

初産年齢は、平成20年から平成24年の5年間で0.7歳高年齢化しています。

未婚率、初婚年齢、初産年齢はいずれも上昇しており、本市における少子化の原因になっています。

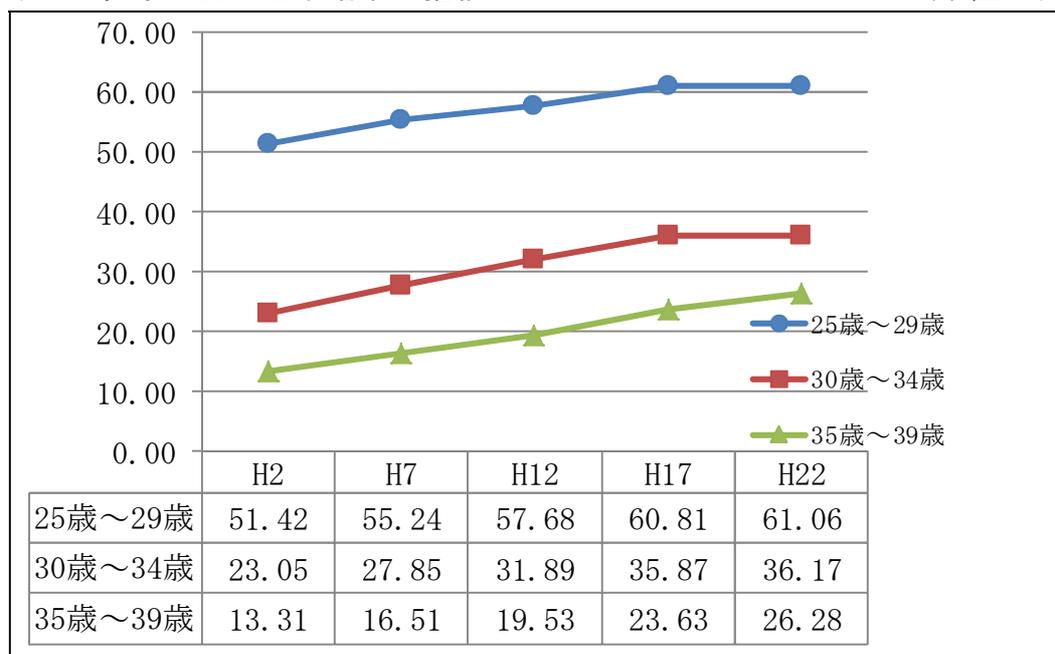
(1) 全国・静岡県・浜松市の未婚率 (単位：%)



(平成22年国勢調査)

(2) 浜松市における未婚率の推移 (単位：%)

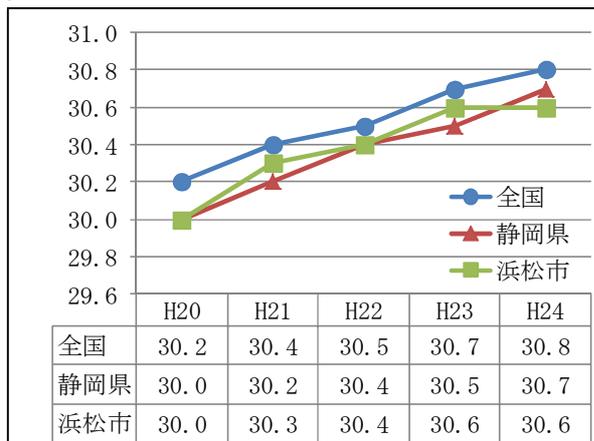
(単位：%)



(国勢調査)

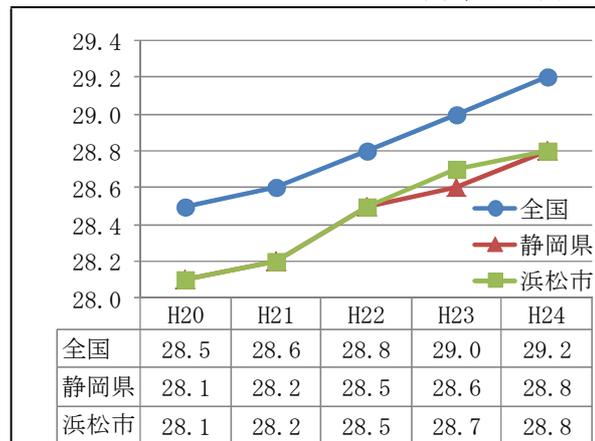
(3) 初婚年齢

夫



妻

(単位：歳)

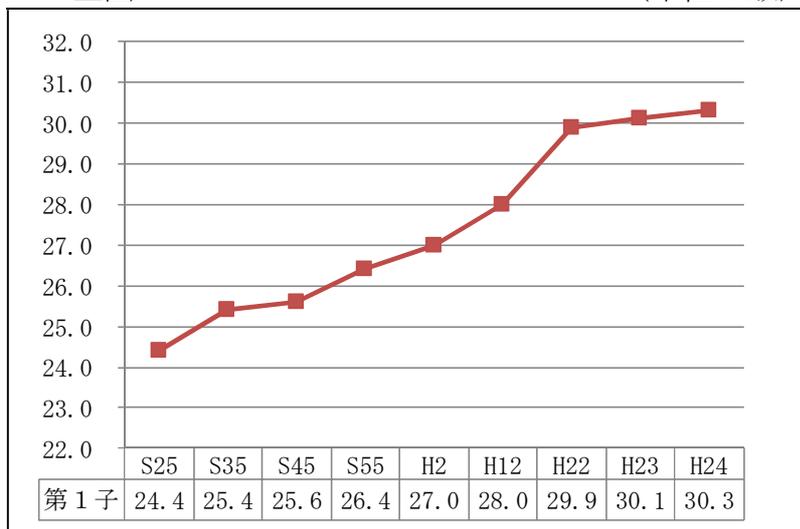


(人口動態統計)

(4) 女性の初産年齢

ア 全国

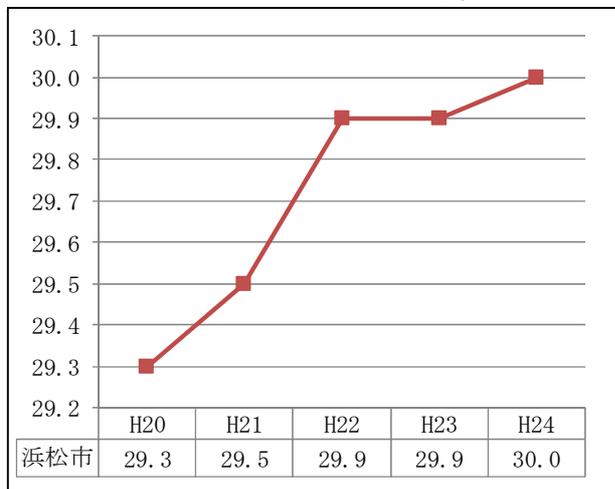
(単位：歳)



(人口動態統計)

イ 浜松市

(単位：歳)



(人口動態統計)

3 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用に関すること

本市の保育所は、弾力的運用により定員を超えて児童を受け入れていますが、待機児童は解消されていない状況です。待機児童の多くは3歳未満の児童であり、市の中心部である中区や、大規模な宅地造成等が行われた浜北区、また、その周辺部の東区・北区で待機児童が多い状況です。

3歳～5歳児の幼稚園利用率は約70%で、他政令指定都市と比べ高い利用率となっています。これは、幼稚園利用の意向が強いといえますが、反面、保育所が不足しているという見方もできます。

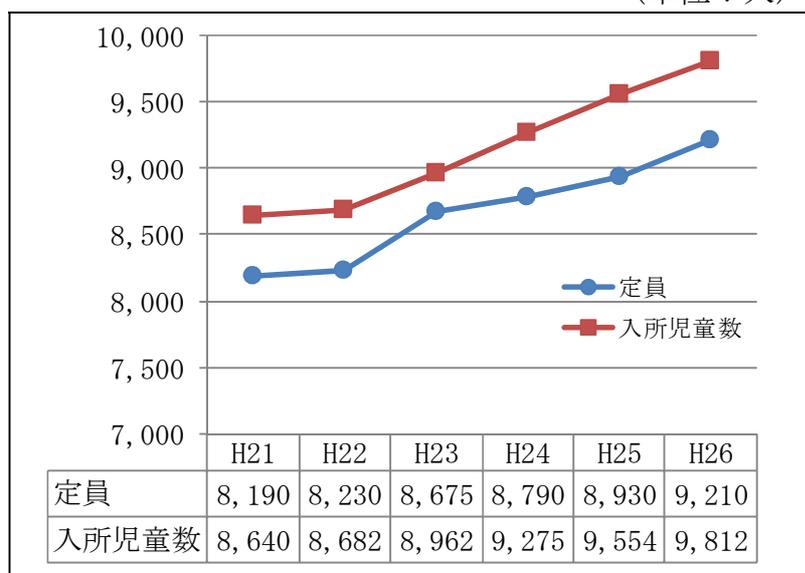
放課後児童会の利用も、保育所同様に利用者数は年々増加しており、待機児童が解消されていない状況です。

(1) 浜松市における幼稚園・保育所・認証保育所¹⁰利用状況¹¹ (単位：人、%)

児童の年齢	住民登録数	幼稚園		保育所		認証保育所		就園児童数		その他	
		利用者	利用率	利用者	利用率	利用者	利用率	合計	率	合計	率
0歳児	7,045	/	/	544	7.7	53	0.8	597	8.5	6,448	91.5
1歳児	7,274			1,633	22.4	269	3.7	1,902	26.1	5,372	73.9
2歳児	7,377			1,813	24.6	279	3.8	2,092	28.4	5,285	71.6
3歳児	7,187	4,838	66.7	1,837	25.6	114	1.6	6,789	94.5	442	6.1
4歳児	7,559	5,217	68.9	1,864	24.7	120	1.6	7,201	95.3	368	4.9
5歳児	7,642	5,385	70.3	1,863	24.4	107	1.4	7,355	96.2	296	3.9

(浜松市こども家庭部保育課、学校教育部教育総務課調べ)

(2) 浜松市における保育所の定員・入所児童数の推移 (単位：人)



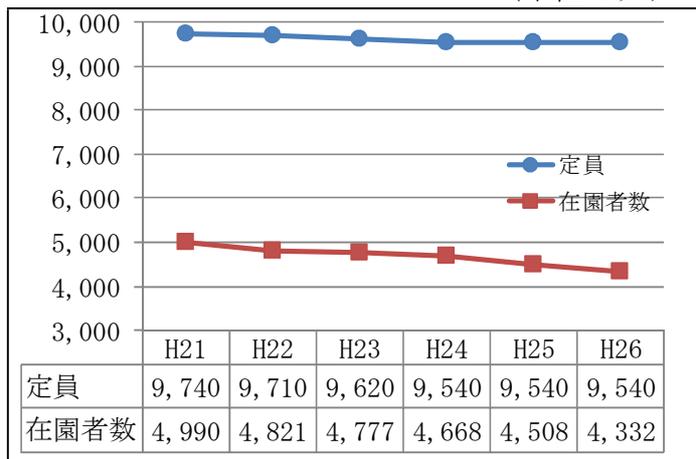
(各年4月1日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

¹⁰ 認可外保育施設のうち、本市が定める基準を満たし、認証した施設。

¹¹ 幼稚園利用者数は平成25年5月1日現在、保育所と認証保育所利用者数は平成25年4月1日現在。

(3) 浜松市における市立幼稚園の定員・在園者数の推移

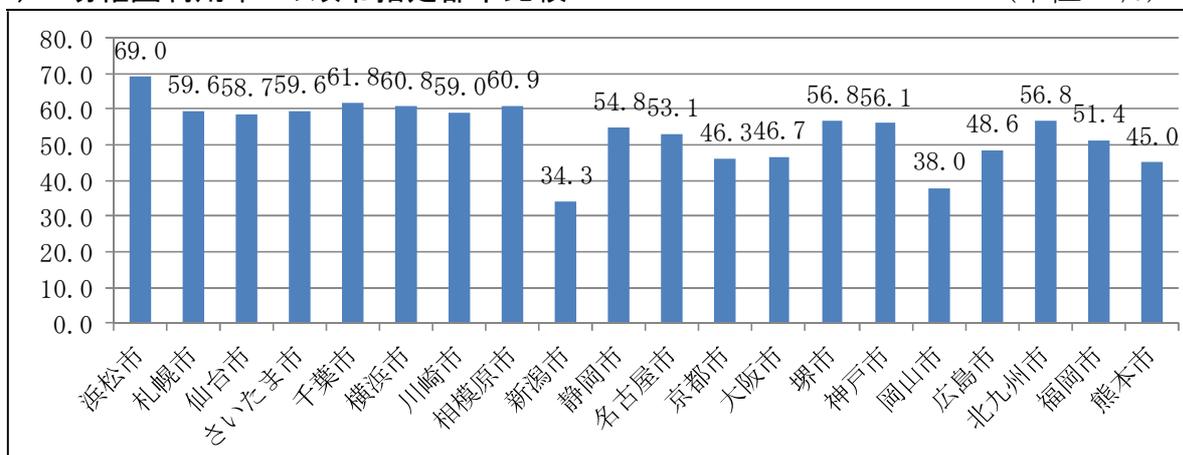
(単位：人)



(各年5月1日現在・学校基本調査、浜松市立幼稚園園則)

(4) 幼稚園利用率¹²の政令指定都市比較

(単位：%)

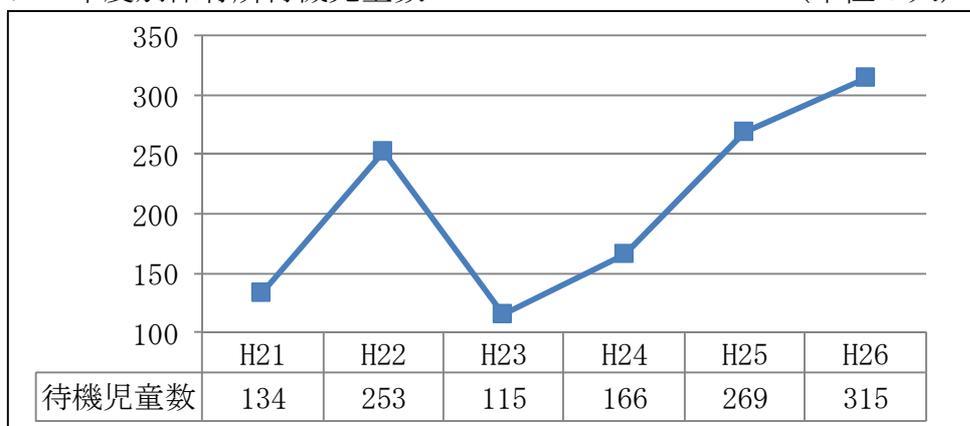


(平成25年度・浜松市こども家庭部保育課調べ)

(5) 浜松市における保育所待機児童の状況¹³

ア 年度別保育所待機児童数

(単位：人)



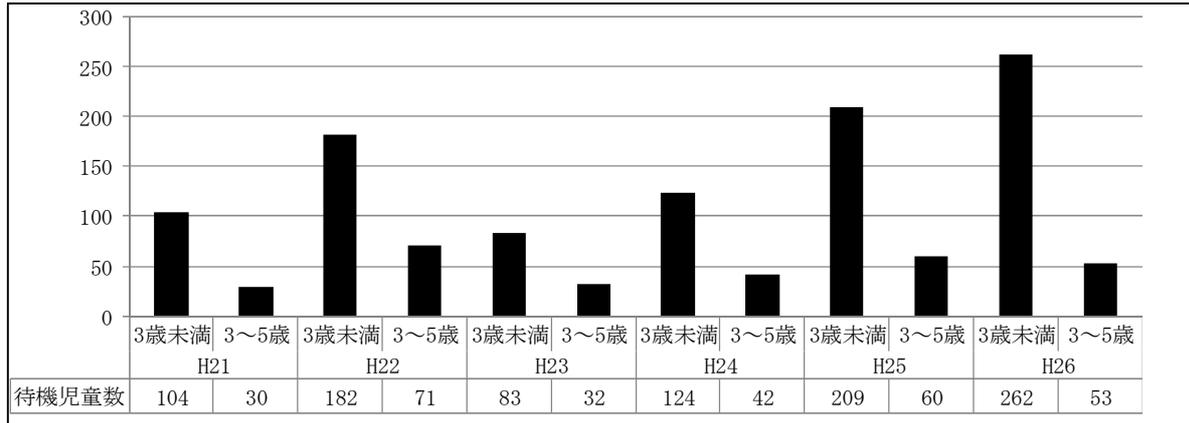
(各年4月1日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

¹² 3歳児～5歳児の住民登録者数のうち、幼稚園を利用している割合。

¹³ 待機児童とは、国の定義により、調査日時において入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者。

イ 歳児別保育所待機児童数 内訳

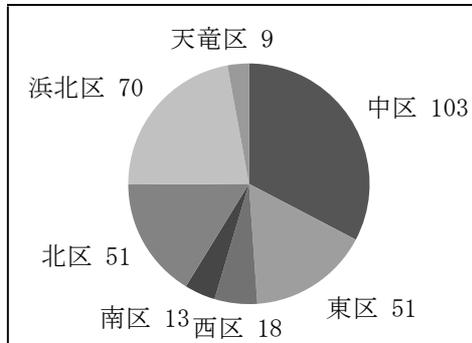
(単位：人)



(各年 4 月 1 日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

ウ 行政区別保育所待機児童数

(単位：人)

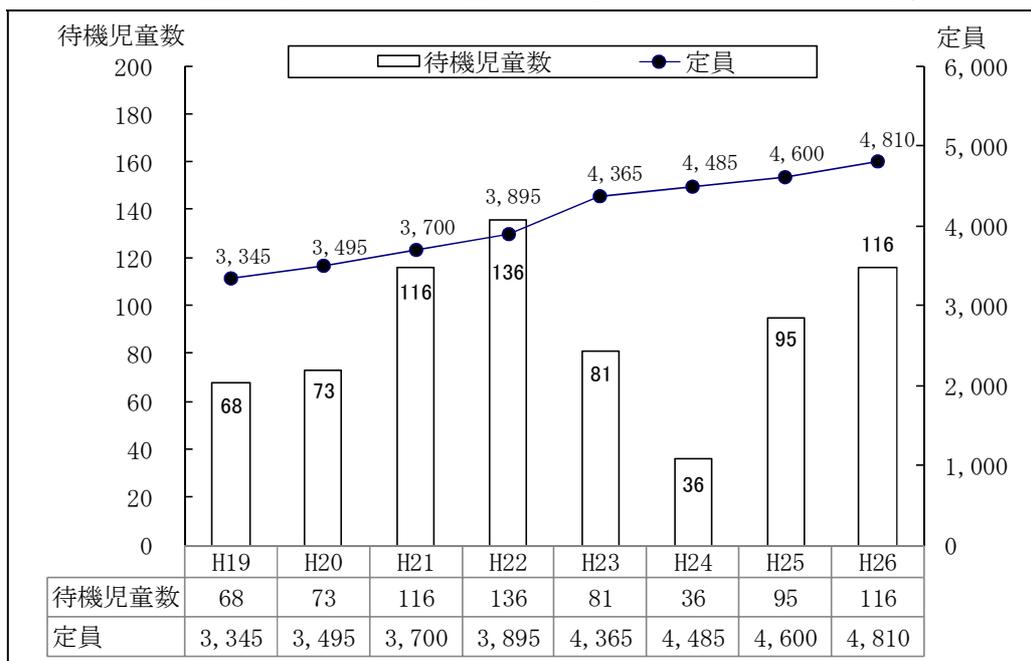


(平成 26 年 4 月 1 日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ)

(6) 浜松市における放課後児童会の状況

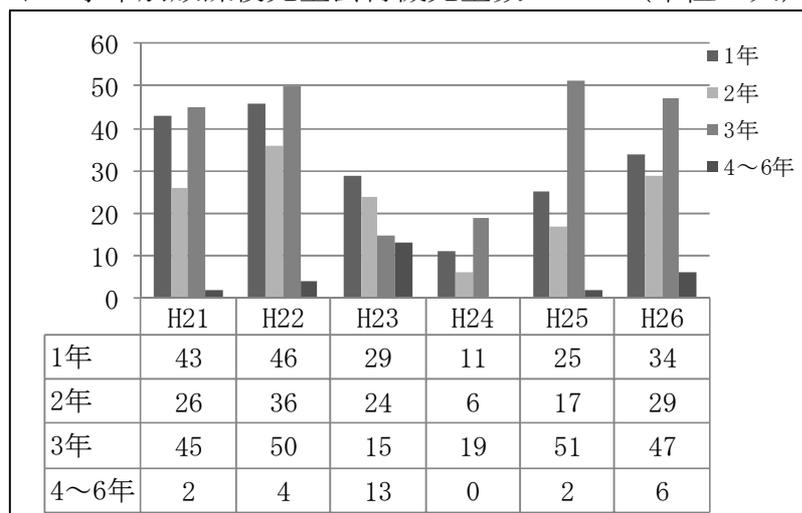
ア 放課後児童会定員と待機児童数の推移

(単位：人)



(各年 5 月 1 日現在・浜松市こども家庭部次世代育成課調べ)

イ 学年別放課後児童会待機児童数 (単位：人)



(各年5月1日現在・浜松市こども家庭部次世代育成課調べ)

4 産業構造や女性労働力に関すること

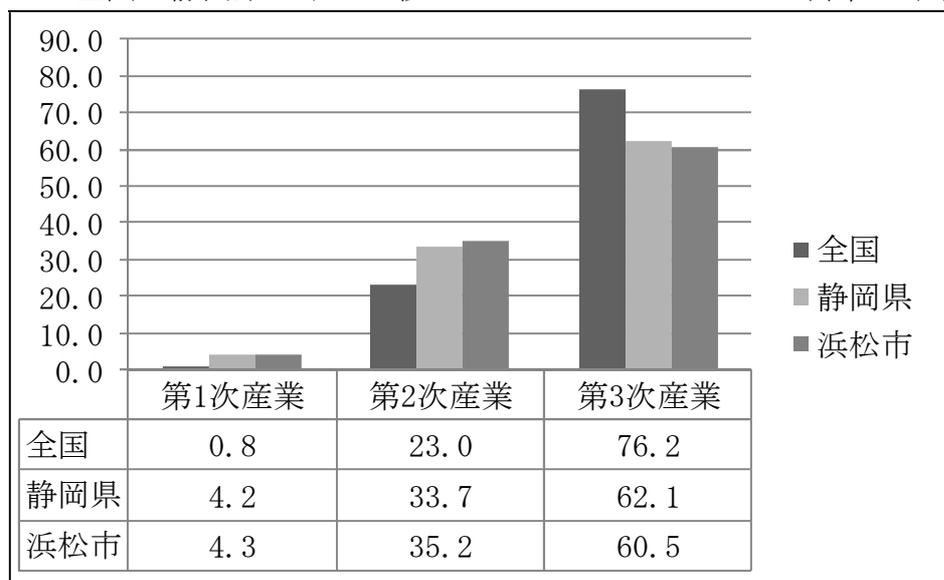
本市の産業別の従事者比率は、第二次産業への従事比率が国・静岡県を上回っています。これは輸送機器等を中心とした製造業への従事者が多いためと思われます。

本市の女性労働力率は、20代前半にピークを迎え、その後結婚・出産を機に低下し、40代後半にもう一度ピークを迎えるM字カーブを描いています。平成17年～平成22年にかけて女性労働力率が上昇しているのは、共働き世帯が増えたためと考えられます。

保育所や放課後児童会における待機児童を解消することで、女性労働力率はさらに上昇し、M字カーブの谷は緩やかになると思われます。また、M字カーブの谷が徐々に右へスライドしていることから、晩婚化や出産の高年齢化が見受けられます(次頁(2)アのグラフ参照)。

(1) 産業別の従事者比率

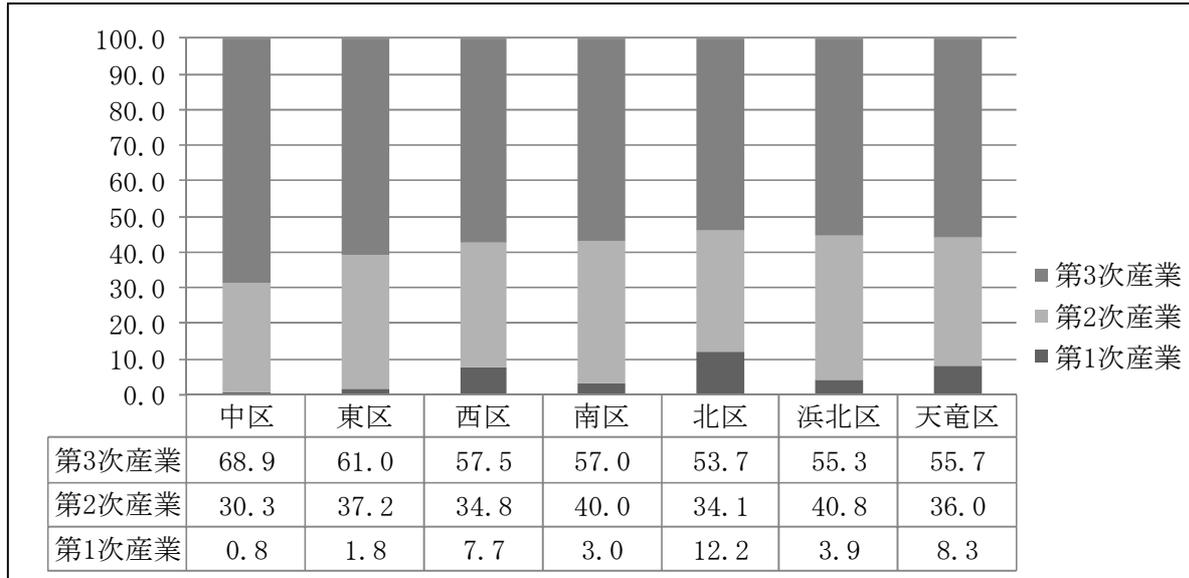
ア 全国・静岡県・市の比較 (単位：%)



(平成22年国勢調査)

イ 行政区別の比較

(単位：%)

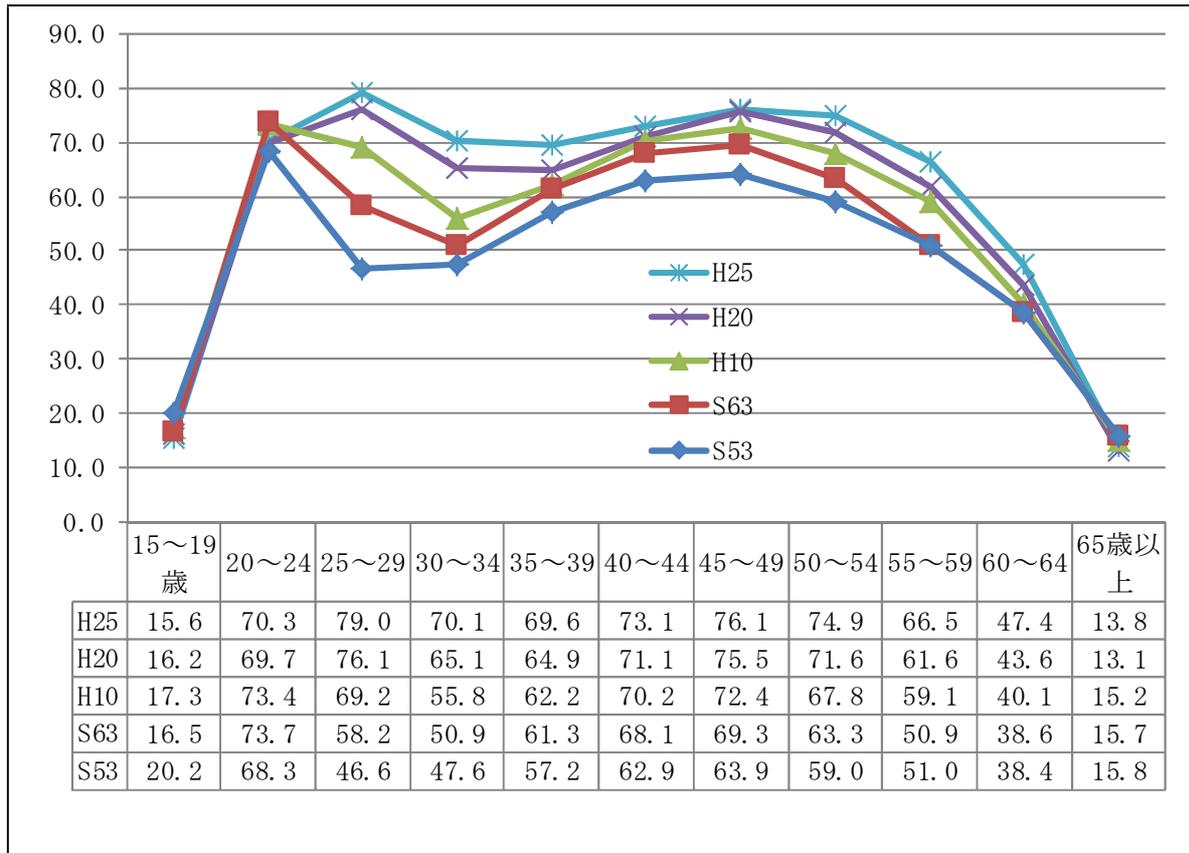


(平成 22 年国勢調査)

(2) 女性労働力率¹⁴

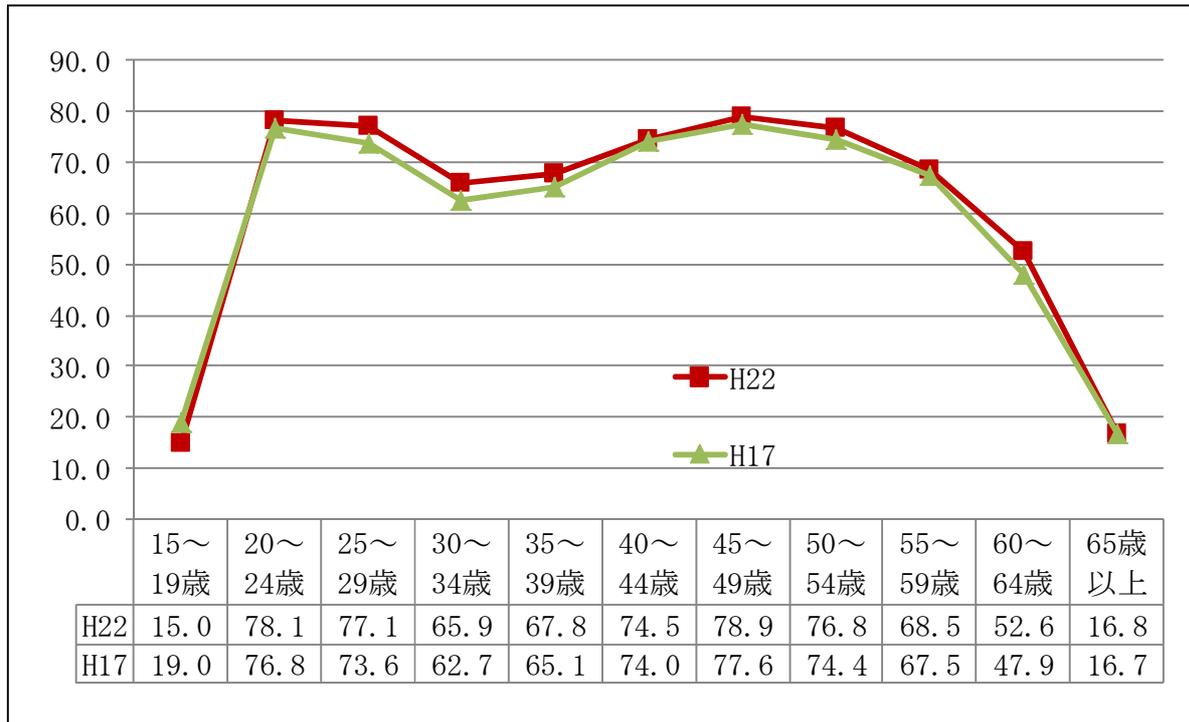
ア 全国

(単位：%)



(労働力調査)

¹⁴ 女性労働力率とは15歳以上女性人口に占める労働力人口の比率。



(平成 17、22 年国勢調査)

5 子育て支援に関するニーズ調査結果

(1) 調査の概要

目的	浜松市子ども・子育て支援事業計画の基礎資料として、子育て世帯の現状や各種子育て支援サービスの利用意向を把握する。
実施期間	平成 25 年 10 月 3 日 (木)～平成 25 年 10 月 16 日 (水)
調査対象	就学前児童の保護者 3,000 件 就学児童の保護者 2,000 件
抽出方法	無作為抽出
有効回答率	就学前児童の保護者 51.33% (1,540 件) 就学児童の保護者 51.55% (1,031 件) 合計 51.42% (2,571 件)

(2) 調査結果の概要

ア 子どもの育ちをめぐる環境について

日頃、子どもをみてもらえる祖父母等の親族や友人がいない保護者が約 1 割程度 (9.0%) いる一方で、子どもをみてもらえる保護者のうち 3 割～4 割程度 (最大 37.2%) は、祖父母等の親族や友人にかかる負担を心配し、心苦しく思っていて、子どもを気兼ねなくみてもらえる場やサービスに対するニーズが見込まれます。

また、子育てについて気軽に相談できる先は、「配偶者」に次いで、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が同程度に高い割合を示している、核家族化が進行する中で、

子育ての相談相手として、友人や知人の重要性が高まっています。

イ 保護者の就労状況について

就学前児童の母親の約5割(49.6%)が就労しています。また、現在未就労の母親が、今後の就労を希望する割合は5割を超えています(53.9%)。今後、保育環境の整備が進めば、就労を希望する母親がさらに増えることも考えられます。

ウ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している割合は約6割(56.8%)で、そのうち約5割(53.8%)が幼稚園を、約4割(41.4%)が認可保育所を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望では、複数回答で「幼稚園」が約7割(68.9%)、「保育園」が約4割(41.6%)、「認定こども園」が約1割(14.5%)となっています。

また、幼稚園の利用においては、通常の教育時間以外に、定期的に預かり保育を利用する希望が3割(30.0%)となっています。

エ 地域の子育て支援事業の利用状況について

「子育て支援ひろば、こども館」の利用は約2割(20.6%)、「保育園親子ひろば、なかよし館」の利用が約1割(13.0%)ですが、「利用していない」が約7割(71.8%)という状況です。今後、さらに利用向上のための啓発が必要となります。

オ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日に「定期的」な教育・保育事業を利用したい割合は約3割(26.0%)、日曜・祝日では約1割(13.9%)となっています。

長期休暇中に幼稚園を利用したい割合は、「ほぼ毎日」と「週に数日」を合わせると約6割(57.6%)になり半数を超えています。

カ 子どもが病気の際の対応について

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない」と考える保護者の割合は約6割(61.3%)であり、その理由としては「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」と「親が仕事を休んで対応する」がそれぞれ約6割(61.1%、55.5%)です。子どもが病気の場合は、できるだけ保護者自身で子どもを看たいという保護者の考えが見られます。

キ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

この1年の利用状況を見ると「利用していない」が約8割(81.6%)を超えているが、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければなかったときには、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が約9割(87.9%)となっていて、公的なサービスに依存せずに親族、知人に預けることで対応している現状が見られます。

ク 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について

育児休業を取得した母親の割合は約3割（29.3%）であり、そのうち7割は、育児休業後職場復帰しています。

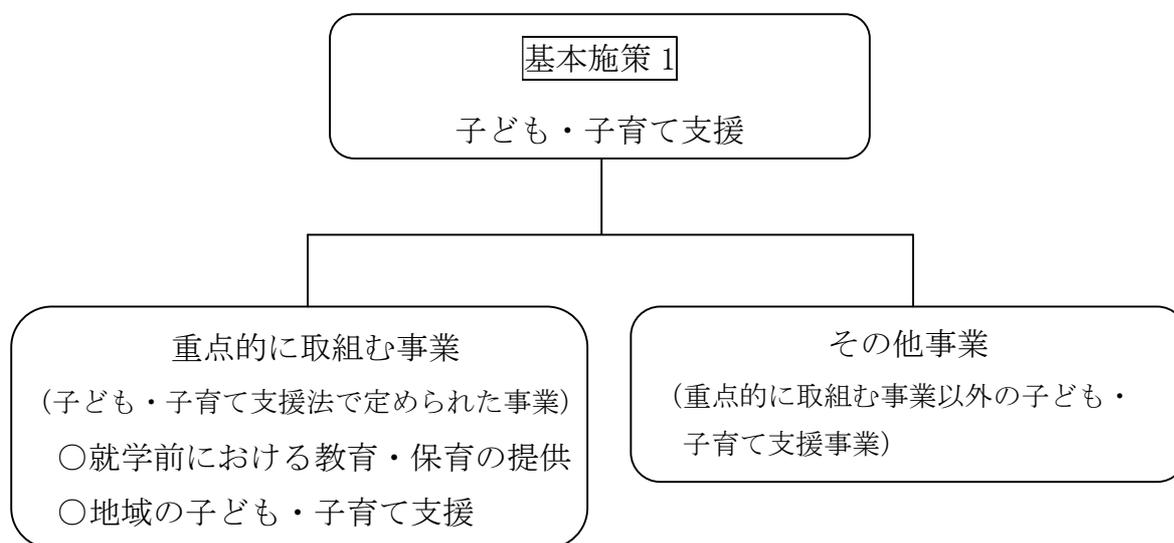
育児休業を取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が約5割（45.0%）、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」と「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、それぞれ約2割（21.4%、15.9%）となっています。

ケ 放課後の過ごし方について

小学生保護者の調査では、現在放課後児童会を利用している児童の割合は約2割（17.3%）です。また、現在の利用の有無に関係なく、平日の放課後児童会の今後の利用を希望する割合は約4割（35.0%）程度となっています。

6 施策体系

就学前における教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を実施するにあたり、「重点的に取り組む事業」（子ども・子育て支援法に定められた事業）と「その他の事業」（重点的に取り組む事業以外の子ども・子育て支援事業）の2つの施策を柱とした事業を展開していきます。



第3章 事業計画

1 就学前における質の高い教育・保育の提供

(1) 基本的な考え方

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうしたことから、本市が目指す「人づくり」の取組みの中で、就学前における質の高い教育・保育のさらなる充実を図ります。

【参考】第3次浜松市教育総合計画における教育理念

市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」と、「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」を教育理念とします。

(2) 就学前における教育・保育の提供のための取組み

ア 発達段階や一人一人のニーズに応じた就学前における教育・保育の提供

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、「幼児期に育てたい力」¹⁵指導資料を活用し、それぞれの施設の特色や地域の実状に応じて、「自分のことを自分でする力」「人とかかわる力」「身近なものや出来事とかかわる力」を育てます。
- (イ) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、地域の人材・環境等の資源を活用し、多様な体験ができるようにします。
- (ウ) 市は、子どもの可能性を最大限に伸ばすため、障がいのある子どもや外国人の子ども等、発達に合わせた適切な支援体制の整備に努めます。

イ 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進

- (ア) 市は、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携体制を整え、円滑な接続に努めます。
- (イ) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、職員間の交流を図ります。
- (ウ) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、幼児と児童の交流を図ります。

ウ 保育教諭、保育士の確保

- (ア) 認定こども園、保育所等は、大学等の教員養成機関や指定保育士養成施設の保育実習の受入等に協力し、就学前における教育・保育施設等の情報提供を積極的に行い、新規卒業者の確保に努めます。
- (イ) 市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、処遇を始めとする労働環境等の向上を図るための支援を行います。
- (ウ) 市は、潜在保育士¹⁶等の再就職の支援を行うため、職場復帰に必要な研修等の実施体制の充実に努めます。

¹⁵ 本市に生まれ育つ子どもの、よりよく生きる意欲や学ぶ意欲が高まるよう、人格形成の基礎を培う就学前の子どもに、適切に身に付けた基礎的な力を示す項目を記したもの。

¹⁶ 保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していない者。

エ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、職場における研修の充実に努めます。
- (イ) 市は、経験年数や課題等に応じた研修体系を整備し、研修を計画的に実施します。
- (ウ) 市は、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等による合同研修を実施します。

オ 子育て支援の充実、家庭の教育力の向上

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努めます。
- (イ) 市は、保護者に子どもの発達に関する理解を促し、子育ての大切なポイントの啓発に努めます。
- (ウ) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対して「幼児期に育てたい力」家庭版や子どもの育ちを記入することができる「はますくファイル」の活用を推進し、家庭との連携を充実させます。
- (エ) 市は、利用者支援事業、子育て支援拠点事業等を行い、保護者への子育て支援に努めます。

カ 適切な指導監督、評価等の実施

- (ア) 認定こども園、幼稚園、保育所等は、就学前における教育・保育の質の向上を図るため、自己評価、関係者評価等を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。
- (イ) 市は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の規定に基づき、必要な指導・監査を実施します。

(3) 就学前における質の高い教育・保育の推進についての協議

認定こども園、幼稚園、保育所、学校代表、保護者代表、関係課等は連携し、就学前における質の高い教育・保育の推進について協議します。

2 提供区域の設定

就学前における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定は、地域の実状に応じた適切な区域で行うことが重要です。本市では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、次のとおり提供区域を設定します。

(1) 就学前における教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域と提供区域設定の理由

【考察した諸条件】

ア 地理的条件・交通事情

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置しています。天竜川が本市を縦断し、遠州灘へと注いでいて、西端には浜名湖があります。地形は、天竜川中流域の急しゅんな中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されます。

本市の交通事情について考察すると、中区・東区・西区・北区の南部・浜北区については鉄道（JR 東海道本線、遠州鉄道、天竜浜名湖鉄道）、バス交通、道路交通網が発達していて、利便性が高いといえます。北区の北部、天竜区については傾斜地の多い中山間地域となっていて、JR 飯田線、遠州鉄道バス等の公共交通機関や新東名等の道路網が整備されてきていますが、利便性がやや低いです。

イ 人口

平成 22 年国勢調査における本市の総人口は 800,866 人で、交通事情やインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中区 30%、東区 16%、西区 14%になっています。天竜区等の中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化が深刻化しています。

ウ 就学前における教育・保育の利用状況

- (ア) 0 歳児で 8.5%の就園率が 1 歳児では 26.1%へと急上昇する傾向にあります。
- (イ) 3 歳から 5 歳の園児のうち、約 7 割が幼稚園を利用しています。
- (ウ) 平成 26 年度の市立幼稚園は 65 園（休園 2 園を含む）で、園児数は 4,332 人です。定員に対する園児数の割合は 45.4%となっています。
- (エ) 平成 26 年度の私立幼稚園は 52 園（認定こども園 2 園を含む）、園児数は 10,697 人で、3 歳児からの 3 年保育を実施しています。定員に対する園児数の割合は 72.4%となっています。
- (オ) 保育所の入所児童数は、弾力的運用により、平均 10%～12%程度定員を超えて入所しています。
- (カ) 3 歳未満児を対象としている事業所内保育施設では、児童が 3 歳児となった際、認可保育所への入所移行が困難な場合があります。

エ 就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況

- (ア) 市立幼稚園は、平成 23 年に南の星幼稚園、内野幼稚園を新築しました。今後の新築予定はありませんが、建築後 30 年以上経過している園が多く、老朽化に伴う施設等の整備を行っています。
- (イ) 私立幼稚園の園舎等の耐震化を目的とする改築や補強に対して補助を行っています。
- (ウ) 平成 27 年 4 月に、認可保育所の創設 4 園（480 人定員増）と増改築 2 園（60 人定員増）により、540 人の定員増を行います。さらに、平成 28 年 4 月に幼保連携型認定こども園と保育所を創設する等 1,000 人程度の定員増を行う予定です。
- (エ) 平成 26 年 4 月時点で、本市は認可外保育施設が 61 施設あります。そのうち、認証保育所は 26 施設、定員は昨年度から 58 人増え 1,394 人となっています。
- (オ) 事業所内保育施設は、約 7 割が病院内に設置された施設であり、平成 26 年 4 月時点で 25 施設あります。

オ その他社会的条件（地域との関わり）

- (ア) 子育てや子どもの育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び

小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等の子ども育成団体と協力して、子どもが健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。

(イ) 認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

本市では、上記諸条件をもとに総合的に考慮した結果、就学前における教育・保育施設の提供区域、地域型保育事業の提供区域について次のとおり定めます。

就学前における教育・保育施設の提供区域

区 分	提供区域
認定こども園、幼稚園、保育所	行政区

地域型保育事業の提供区域

区 分	提供区域
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	行政区

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と提供区域設定の理由

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに提供区域を考慮し設定しました。設定理由は、それぞれ記載のとおりです。

No.	区 分	提供区域
1	利用者支援事業	行政区
<p>理由</p> <p>保育所等の入所については、各区役所で保育の必要性の認定を行い、入所申込の状況により調整を行います。その際、各家庭の状況を聞き取る中で、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</p> <p>地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</p>		
2	時間外保育事業（延長保育事業等）	行政区
<p>理由</p> <p>時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、その提供区域は行政区であるため、行政区を提供区域と設定します。</p>		

No.	区 分	提供区域
3	放課後児童健全育成事業	行政区
理由 放課後児童健全育成事業は、小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。		
4	子育て短期支援事業	浜松市全域
理由 子育て短期支援事業は緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。		
5	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
理由 乳児家庭全戸訪問事業は、子育てに関する情報の提供及び訪問後のフォロー等を行うことから、各区役所が中心となり情報提供や相談・援助を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。		
6	養育支援訪問事業	行政区
理由 養育支援訪問事業は、支援を必要とする者に、身近で継続的に支援を行っていくことから、行政区を提供区域と設定します。		
7	地域子育て支援拠点事業	行政区
理由 地域子育て支援拠点事業は、子育て支援ひろば等の身近な地域の子育て支援拠点での交流等を通じて、子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。		

No.	区 分	提供区域
8	一時預かり事業（一般型・幼稚園型）	行政区
<p>理由</p> <p>一般型一時預かり事業の提供場所である保育所・認定こども園等の提供区域、及び幼稚園の在園児等を対象とする幼稚園型一時預かり事業の提供場所である幼稚園の提供区域は行政区であるため、一時預かり事業においては行政区を提供区域と設定します。</p>		
9	病児保育事業	行政区
<p>理由</p> <p>病児保育事業は、実施園等が利用しやすい距離に在ることが望ましいため、配置バランスが重要となります。</p> <p>各地域の実情に応じた配置を考慮し、行政区を提供区域と設定します。</p>		
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	浜松市全域
<p>理由</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業は、行政区域を越えての相互活動が展開されるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
11	妊婦健康診査事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>妊婦健康診査事業は、妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましい。また、本事業は県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

3 各年度の就学前における教育・保育の量の見込み¹⁷、実施しようとする就学前における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】

認定こども園や保育所の新設等により、2号認定・3号認定の定員を確保します。

【全市域】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	11,596	11,569	11,450	11,294	11,082	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,667	6,196	6,950	7,697	8,389
		(確認を受けない幼稚園)	9,720	9,151	8,239	7,284	6,309
	②-①	3,791	3,778	3,739	3,687	3,616	
2号	量の見込み①	9,754	9,736	9,635	9,503	9,326	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	3,125	2,994	2,849	2,732	2,650	
		上記以外	6,629	6,742	6,786	6,771	6,676
	確保の内容②	特定教育・保育施設	6,269	6,861	7,336	7,806	8,276
		特定地域型保育事業	45	45	45	45	45
		(認証保育所)	382	382	382	382	382
	②-①	△ 3,058	△ 2,448	△ 1,872	△ 1,270	△ 623	
3号 0歳児	量の見込み①	2,243	2,182	2,128	2,077	2,033	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,190	1,325	1,485	1,645	1,805
		特定地域型保育事業	61	106	136	166	196
		(認証保育所)	71	71	71	71	71
	②-①	△ 921	△ 680	△ 436	△ 195	39	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,588	5,494	5,348	5,216	5,095	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	3,441	3,814	4,129	4,439	4,749
		特定地域型保育事業	185	340	410	480	550
		(認証保育所)	387	387	387	387	387
	②-①	△ 1,575	△ 953	△ 422	90	591	

¹⁷ 量の見込みと確保の内容について、2・3号は定員を表す。1号は確認定員を表す。

【中区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	3,170	3,164	3,148	3,108	3,060	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	485	576	992	1,399	1,797
		(確認を受けない幼稚園)	5,041	4,942	4,496	4,018	3,535
	②-①	2,356	2,354	2,340	2,309	2,272	
2号	量の見込み①	2,592	2,590	2,576	2,543	2,503	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	916	885	833	794	761	
		上記以外	1,676	1,705	1,743	1,749	1,742
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,744	1,941	2,016	2,136	2,211
		特定地域型保育事業	45	45	45	45	45
		(認証保育所)	175	175	175	175	175
	②-①	△ 628	△ 429	△ 340	△ 187	△ 72	
3号 0歳児	量の見込み①	691	671	654	635	620	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	315	359	384	424	449
		特定地域型保育事業	33	42	42	42	42
		(認証保育所)	41	41	41	41	41
	②-①	△ 302	△ 229	△ 187	△ 128	△ 88	
3号 1、2歳児	量の見込み①	1,233	1,220	1,185	1,153	1,122	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	971	1,090	1,140	1,220	1,270
		特定地域型保育事業	102	173	173	173	173
		(認証保育所)	212	212	212	212	212
	②-①	52	255	340	452	533	

【東区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,839	1,844	1,838	1,818	1,788	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,154	1,157	1,363	1,558	1,532
		(確認を受けない幼稚園)	742	744	531	315	309
	②-①	57	57	56	55	53	
2号	量の見込み①	1,801	1,805	1,800	1,780	1,750	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	748	724	695	679	666	
		上記以外	1,053	1,081	1,105	1,101	1,084
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,241	1,309	1,444	1,579	1,714
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	35	35	35	35	35
	②-①	△ 525	△ 461	△ 321	△ 166	△ 1	
3号 0歳児	量の見込み①	482	471	461	455	447	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	233	245	290	335	380
		特定地域型保育事業	0	12	24	36	48
		(認証保育所)	12	12	12	12	12
	②-①	△ 237	△ 202	△ 135	△ 72	△ 7	
3号 1、2歳児	量の見込み①	1,226	1,208	1,178	1,154	1,134	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	636	676	766	856	946
		特定地域型保育事業	0	28	56	84	112
		(認証保育所)	38	38	38	38	38
	②-①	△ 552	△ 466	△ 318	△ 176	△ 38	

【西区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,868	1,848	1,844	1,809	1,758	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	856	846	1,054	1,243	1,207
		(確認を受けない幼稚園)	1,330	1,315	1,102	870	845
	②－①	318	313	312	304	294	
2号	量の見込み①	1,419	1,403	1,401	1,374	1,335	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	379	352	323	307	300	
		上記以外	1,040	1,051	1,078	1,067	1,035
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,042	1,078	1,088	1,158	1,218
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	31	31	31	31	31
	②－①	△ 346	△ 294	△ 282	△ 185	△ 86	
3号 0歳児	量の見込み①	338	327	317	309	302	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	203	223	228	253	273
		特定地域型保育事業	10	16	22	28	28
		(認証保育所)	4	4	4	4	4
	②－①	△ 121	△ 84	△ 63	△ 24	3	
3号 1、2歳児	量の見込み①	870	843	818	794	772	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	595	629	634	679	719
		特定地域型保育事業	25	39	53	67	67
		(認証保育所)	26	26	26	26	26
	②－①	△ 224	△ 149	△ 105	△ 22	40	

【南区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,485	1,468	1,415	1,403	1,375	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	646	1,086	1,046	1,037	1,226
		(確認を受けない幼稚園)	904	447	430	426	207
	②－①	65	65	61	60	58	
2号	量の見込み①	1,237	1,225	1,179	1,169	1,145	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	374	362	354	334	323	
		上記以外	863	863	825	835	822
	確保の内容②	特定教育・保育施設	560	650	725	740	810
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②－①	△ 677	△ 575	△ 454	△ 429	△ 335	
3号 0歳児	量の見込み①	220	213	207	201	197	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	126	146	171	176	201
		特定地域型保育事業	9	15	21	27	33
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②－①	△ 85	△ 52	△ 15	2	37	
3号 1、2歳児	量の見込み①	665	653	634	616	600	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	354	414	464	474	519
		特定地域型保育事業	27	41	55	69	83
		(認証保育所)	0	0	0	0	0
	②－①	△ 284	△ 198	△ 115	△ 73	2	

【北区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,339	1,324	1,304	1,295	1,265	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	944	932	917	910	1,099
		(確認を受けない幼稚園)	1,041	1,028	1,012	1,004	771
	②-①	646	636	625	619	605	
2号	量の見込み①	1,148	1,134	1,117	1,109	1,085	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	318	305	292	277	273	
		上記以外	830	829	825	832	812
	確保の内容②	特定教育・保育施設	882	945	1,005	1,075	1,085
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②-①	△ 264	△ 187	△ 110	△ 32	2	
3号 0歳児	量の見込み①	225	219	214	210	205	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	169	184	204	229	234
		特定地域型保育事業	3	9	9	9	9
		(認証保育所)	4	4	4	4	4
	②-①	△ 49	△ 22	3	32	42	
3号 1、2歳児	量の見込み①	697	682	663	647	633	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	489	531	571	616	621
		特定地域型保育事業	6	20	20	20	20
		(認証保育所)	17	17	17	17	17
	②-①	△ 185	△ 114	△ 55	6	25	

【浜北区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	1,637	1,672	1,657	1,613	1,593	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	1,246	1,273	1,261	1,227	1,211
		(確認を受けない幼稚園)	643	657	651	633	625
	②-①	252	258	255	247	243	
2号	量の見込み①	1,351	1,379	1,367	1,330	1,313	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	338	313	302	299	288	
		上記以外	1,013	1,066	1,065	1,031	1,025
	確保の内容②	特定教育・保育施設	665	803	863	923	1,043
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	115	115	115	115	115
	②-①	△ 571	△ 461	△ 389	△ 292	△ 155	
3号 0歳児	量の見込み①	249	244	240	234	229	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	125	149	169	189	229
		特定地域型保育事業	6	12	18	24	36
		(認証保育所)	8	8	8	8	8
	②-①	△ 110	△ 75	△ 45	△ 13	44	
3号 1、2歳児	量の見込み①	824	816	800	785	770	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	330	408	448	488	568
		特定地域型保育事業	25	39	53	67	95
		(認証保育所)	92	92	92	92	92
	②-①	△ 377	△ 277	△ 207	△ 138	△ 15	

【天竜区】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号	量の見込み①	258	249	244	248	243	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	336	326	317	323	317
		(確認を受けない幼稚園)	19	18	17	18	17
	②－①	97	95	90	93	91	
2号	量の見込み①	206	200	195	198	195	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	52	53	50	42	39	
		上記以外	154	147	145	156	156
	確保の内容②	特定教育・保育施設	135	135	195	195	195
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	24	24	24	24	24
	②－①	△ 47	△ 41	24	21	24	
3号 0歳児	量の見込み①	38	37	35	33	33	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	19	19	39	39	39
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②－①	△ 17	△ 16	6	8	8	
3号 1、2歳児	量の見込み①	73	72	70	67	64	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	66	66	106	106	106
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		(認証保育所)	2	2	2	2	2
	②－①	△ 5	△ 4	38	41	44	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

No.1. 利用者支援事業

【事業概要】

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業、放課後児童会等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に一人ずつ配置します。

【量の見込みの考え方】

各区役所に配置する保育サービス相談員の人数を量の見込みとしました。

【確保の内容の考え方】

各区役所に一人ずつ保育サービス相談員を配置し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

No.2 時間外保育事業（延長保育事業等）

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。現在、すべての保育所（87 園）や認定こども園（2 園）で実施されており、平成 25 年度は 3,256 人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

（単位：実利用人数／年）

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
	②確保の内容	3,787	4,147	4,427	4,707	4,987
	②－①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,145	1,268	1,302	1,363	1,400
	②確保の内容	1,145	1,268	1,302	1,363	1,400
	②－①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	691	733	820	908	995
	②確保の内容	691	733	820	908	995
	②－①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	609	636	642	686	717
	②確保の内容	609	636	642	686	717
	②－①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	339	394	442	454	499
	②確保の内容	339	394	442	454	499
	②－①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	495	533	564	602	603
	②確保の内容	495	533	564	602	603
	②－①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	430	506	544	582	662
	②確保の内容	430	506	544	582	662
	②－①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	78	77	113	112	111
	②確保の内容	78	77	113	112	111
	②－①	0	0	0	0	0

No.3 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

就労等により昼間に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。現在、114か所（定員4,810人・利用児童4,687人）の放課後児童会があります。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、受入対象を3年生から6年生までに拡大することを考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】¹⁸

新たな施設整備や学校の余裕教室の活用等により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,119	6,067	6,048	6,001	5,994
	②確保の内容	5,380	5,741	6,254	6,514	6,734
	②-①	△ 739	△ 326	206	513	740
中区	①量の見込み	1,395	1,359	1,338	1,307	1,301
	②確保の内容	1,346	1,476	1,576	1,636	1,676
	②-①	△ 49	117	238	329	375
東区	①量の見込み	955	955	955	955	955
	②確保の内容	914	985	1,076	1,086	1,086
	②-①	△ 41	30	121	131	131
西区	①量の見込み	915	915	915	915	915
	②確保の内容	886	926	948	948	948
	②-①	△ 29	11	33	33	33
南区	①量の見込み	992	970	961	941	930
	②確保の内容	694	774	854	854	934
	②-①	△ 298	△ 196	△ 107	△ 87	4
北区	①量の見込み	815	818	818	813	807
	②確保の内容	739	739	839	909	909
	②-①	△ 76	△ 79	21	96	102
浜北区	①量の見込み	937	940	951	960	976
	②確保の内容	672	712	832	952	1,052
	②-①	△ 265	△ 228	△ 119	△ 8	76
天竜区	①量の見込み	110	110	110	110	110
	②確保の内容	129	129	129	129	129
	②-①	19	19	19	19	19

¹⁸ 確保の内容については定員を表す。

No.4 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。現在、市内 7 施設で実施し、平成 25 年度は延べ 124 人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	270	270	270	270	270
	②確保の内容	270	270	270	270	270
	②-①	0	0	0	0	0

No.5 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。平成 25 年度は、保健師または助産師が 7,017 人の対象者を訪問しました。

【量の見込みの考え方】

計画期間中の 0 歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

【確保の内容の考え方】

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：訪問人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
	②確保の内容	6,715	6,533	6,369	6,216	6,083
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,947	1,891	1,841	1,790	1,746
	②確保の内容	1,947	1,891	1,841	1,790	1,746
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1,246	1,216	1,191	1,176	1,155
	②確保の内容	1,246	1,216	1,191	1,176	1,155
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1,008	976	947	922	902
	②確保の内容	1,008	976	947	922	902
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	841	816	793	771	753
	②確保の内容	841	816	793	771	753
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	708	689	673	658	644
	②確保の内容	708	689	673	658	644
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	833	818	803	784	767
	②確保の内容	833	818	803	784	767
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	132	127	121	115	116
	②確保の内容	132	127	121	115	116
	②-①	0	0	0	0	0

No.6 養育支援訪問事業

【事業概要】

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【量の見込みの考え方】

従来の対象である要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）数に、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）数の見込みを加えたものを量の見込みとしました。

【確保の内容の考え方】

養育支援訪問員を増員し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用回数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	732	732	732	732	732
	②確保の内容	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242
	②-①	510	510	510	510	510
中区	①量の見込み	204	216	216	204	204
	②確保の内容	346	346	346	346	346
	②-①	142	130	130	142	142
東区	①量の見込み	120	108	108	120	120
	②確保の内容	204	204	204	204	204
	②-①	84	96	96	84	84
西区	①量の見込み	108	108	96	96	108
	②確保の内容	183	183	183	183	183
	②-①	75	75	87	87	75
南区	①量の見込み	108	108	96	96	96
	②確保の内容	183	183	183	183	183
	②-①	75	75	87	87	87
北区	①量の見込み	72	72	84	84	72
	②確保の内容	122	122	122	122	122
	②-①	50	50	38	38	50
浜北区	①量の見込み	96	96	84	96	96
	②確保の内容	163	163	163	163	163
	②-①	67	67	79	67	67
天竜区	①量の見込み	24	24	24	24	24
	②確保の内容	41	41	41	41	41
	②-①	17	17	17	17	17

No.7 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び児童を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。現在、子育て支援ひろば19か所、浜松こども館1か所、児童館4か所等市内各地で実施しています。平成25年度は延べ約220,000人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】

実績を踏まえ、子育て支援ひろばの箇所数や開催日を増やすなど利用機会の拡大・拡充をはかり、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	406,692	398,640	388,164	378,588	369,780
	②確保の内容	367,344	383,184	383,184	383,184	383,184
	②-①	△ 39,348	△ 15,456	△ 4,980	4,596	13,404
中区	①量の見込み	112,800	110,940	107,820	104,904	102,156
	②確保の内容	98,208	102,528	102,528	102,528	102,528
	②-①	△ 14,592	△ 8,412	△ 5,292	△ 2,376	372
東区	①量の見込み	71,448	70,188	68,544	67,320	66,132
	②確保の内容	65,616	67,776	67,776	67,776	67,776
	②-①	△ 5,832	△ 2,412	△ 768	456	1,644
西区	①量の見込み	66,312	64,248	62,364	60,600	59,040
	②確保の内容	61,440	63,600	63,600	63,600	63,600
	②-①	△ 4,872	△ 648	1,236	3,000	4,560
南区	①量の見込み	42,156	41,244	40,020	38,904	37,932
	②確保の内容	37,872	40,032	40,032	40,032	40,032
	②-①	△ 4,284	△ 1,212	12	1,128	2,100
北区	①量の見込み	45,396	44,364	43,176	42,180	41,280
	②確保の内容	43,008	43,728	43,728	43,728	43,728
	②-①	△ 2,388	△ 636	552	1,548	2,448
浜北区	①量の見込み	58,848	58,116	57,012	55,872	54,732
	②確保の内容	52,032	56,352	56,352	56,352	56,352
	②-①	△ 6,816	△ 1,764	△ 660	480	1,620
天竜区	①量の見込み	9,732	9,540	9,228	8,808	8,508
	②確保の内容	9,168	9,168	9,168	9,168	9,168
	②-①	△ 564	△ 372	△ 60	360	660

No.8 一時預かり事業

(1) 一般型一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。現在、すべての保育所や認定こども園で実施されており、平成25年度は延べ約42,000人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】

保育の受入体制の拡充に伴い、確保の内容が増加します。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	38,614	38,180	37,486	36,772	36,003
	②確保の内容	57,027	63,189	68,166	73,096	78,025
	②-①	18,413	25,009	30,680	36,324	42,022
中区	①量の見込み	11,677	11,679	11,022	10,654	10,100
	②確保の内容	17,244	19,329	20,040	21,179	21,889
	②-①	5,567	7,650	9,018	10,525	11,789
東区	①量の見込み	7,045	6,745	6,947	7,094	7,185
	②確保の内容	10,404	11,163	12,632	14,102	15,571
	②-①	3,359	4,418	5,685	7,008	8,386
西区	①量の見込み	6,214	5,860	5,437	5,356	5,175
	②確保の内容	9,177	9,698	9,888	10,646	11,215
	②-①	2,963	3,838	4,451	5,290	6,040
南区	①量の見込み	3,453	3,626	3,743	3,543	3,600
	②確保の内容	5,100	6,001	6,807	7,044	7,802
	②-①	1,647	2,375	3,064	3,501	4,202
北区	①量の見込み	5,045	4,903	4,775	4,702	4,357
	②確保の内容	7,451	8,115	8,684	9,347	9,442
	②-①	2,406	3,212	3,909	4,645	5,085
浜北区	①量の見込み	4,384	4,657	4,603	4,545	4,781
	②確保の内容	6,475	7,707	8,371	9,034	10,362
	②-①	2,091	3,050	3,768	4,489	5,581
天竜区	①量の見込み	796	710	959	878	805
	②確保の内容	1,176	1,176	1,744	1,744	1,744
	②-①	380	466	785	866	939

(2) 幼稚園型一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、乳幼児を対象に預かり保育を行います。現在、市立幼稚園 65 園中 19 園、私立幼稚園全 52 園で実施されており、平成 25 年度は、延べ約 170,000 人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

【確保の内容の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は確認を受けない幼稚園分)

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	261,880	261,328	258,629	255,097	250,326
	②確保の内容	120,875	207,585	221,385	221,385	221,385
		395,370	308,660	294,860	294,860	294,860
	②－①	254,365	254,917	257,616	261,148	265,919
中区	①量の見込み	70,677	70,579	70,211	69,315	68,236
	②確保の内容	13,800	39,100	46,000	46,000	46,000
		179,860	154,560	147,660	147,660	147,660
	②－①	122,983	123,081	123,449	124,345	125,424
東区	①量の見込み	44,648	44,759	44,624	44,133	43,397
	②確保の内容	13,475	13,475	13,475	13,475	13,475
		37,950	37,950	37,950	37,950	37,950
	②－①	6,777	6,666	6,801	7,292	8,028
西区	①量の見込み	40,319	39,877	39,803	39,043	37,939
	②確保の内容	22,675	36,475	43,375	43,375	43,375
		48,300	34,500	27,600	27,600	27,600
	②－①	30,656	31,098	31,172	31,932	33,036
南区	①量の見込み	33,388	33,032	31,818	31,548	30,911
	②確保の内容	22,675	63,385	63,385	63,385	63,385
		49,910	9,200	9,200	9,200	9,200
	②－①	39,197	39,553	40,767	41,037	41,674
北区	①量の見込み	30,506	30,150	29,696	29,488	28,825
	②確保の内容	34,740	41,640	41,640	41,640	41,640
		47,150	40,250	40,250	40,250	40,250
	②－①	51,384	51,740	52,194	52,402	53,065
浜北区	①量の見込み	36,651	37,424	37,092	36,099	35,645
	②確保の内容	13,510	13,510	13,510	13,510	13,510
		25,300	25,300	25,300	25,300	25,300
	②－①	2,159	1,386	1,718	2,711	3,165
天竜区	①量の見込み	5,691	5,507	5,385	5,471	5,373
	②確保の内容	0	0	0	0	0
		6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	②－①	1,209	1,393	1,515	1,429	1,527

No.9 病児保育事業

【事業概要】

乳幼児及び概ね10歳未満の小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。現在、市内に病児・病後児保育施設が2か所、病後児保育施設が2か所あり、平成25年度は延べ2,164人の利用がありました。

【量の見込みの考え方】

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

【確保の考え方】

天竜区を除く各区に1か所（中区は2か所）の実施施設により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

なお、特定の時期に利用希望者が集中することも想定されるため、余裕をもって必要な量を確保します。

(単位：延利用人数／年)

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	2,667	3,275	3,883	3,883	3,883
	②確保の内容	4,320	6,240	7,200	7,200	7,200
	②-①	1,653	2,965	3,317	3,317	3,317
中区	①量の見込み	729	897	1,066	1,066	1,066
	②確保の内容	0	960	1,920	1,920	1,920
	②-①	△729	63	854	854	854
東区	①量の見込み	488	601	717	717	717
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	472	359	243	243	243
西区	①量の見込み	394	479	571	571	571
	②確保の内容	0	960	960	960	960
	②-①	△394	481	389	389	389
南区	①量の見込み	337	411	478	478	478
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	623	549	482	482	482
北区	①量の見込み	305	371	438	438	438
	②確保の内容	960	960	960	960	960
	②-①	655	589	522	522	522
浜北区 天竜区	①量の見込み	414	516	613	613	613
	②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	②-①	1,026	924	827	827	827

No.10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、市民による育児の相互援助活動を支援します。現在、約1,700人が会員登録し、平成25年度は10,000件を超える援助活動が行われました。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

【確保の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

（単位：延利用人数／年）

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	7,301	7,145	7,041	6,926	6,926
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	②－①	3,099	3,255	3,359	3,474	3,474

No.11 妊婦健康診査事業

【事業概要】

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査5回、血液検査1回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

【量の見込みの考え方】

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

【確保の考え方】

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

（単位：実利用人数／年）

区分		H27	H28	H29	H30	H31
全市域	①量の見込み	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
	②確保の内容	6,766	6,583	6,417	6,264	6,130
	②－①	0	0	0	0	0

5 保育利用率の目標数値

3歳未満児の保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率は次のとおりです。

全体 37.6%

【内訳】満1歳未満児 33.4%、満1歳児及び満2歳児 39.6%

6 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方と必要性

ア 就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行う認定こども園の設置を推進するため、幼稚園及び保育所の設置者に適宜情報提供等を行います。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所の連携を強化するため、担当部局の一元化を図るなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

(2) 就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策

ア 発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することで、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、子どもを心身ともに健やかに育成します。

イ 乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てについての情報提供、相談や助言を行う等、子どもの育ちを支援し、子育てをめぐる環境を整備します。

(3) 就学前における教育・保育の一体的提供の基本的考え方と必要性

ア 乳幼児期の特性及び地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことは、子どもの生活全体を豊かにするため、家庭や地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成するカリキュラムに沿って、子どもの視点に立った良質かつ適切な教育・保育を提供します。

7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 定員増による利用の確保

特定教育・保育施設等の創設・増改築等による大幅な定員増を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。

(2) 情報の提供等

平成26年度から配置した保育サービス相談員により、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じます。

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な静岡県との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります、関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。

ア 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、区役所等相談対応機関に専門性を有する職員を配置するほか、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。

イ 児童相談所の人員体制の強化及び保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保に努めます。

ウ 予期しない妊娠、妊娠に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実、里親及び養子縁組等の必要な制度の周知等を行います。また、医療機関等との連携により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、適切な支援につなげていきます。

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

(2) 社会的養護体制の充実¹⁹

虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等へ支援の充実を図り、社会的養護体制の整備を計画的に推進します。

ア 社会的養護はできる限り家庭的な養護環境で行われることを目指し、里親・ファミリーホームによる養護を増やすとともに、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を図ります。

具体的には、「施設（児童養護施設、乳児院）入所」が8割、「里親・ファミリーホーム」が2割の現状に対して、今後は、「施設」、「グループホーム」、「里親・ファミリーホーム」を概ね3分の1ずつの割合にしていくことを目指し、静岡県、浜松市及び静岡市が連携・調整をして策定する都道府県推進計画（平成27年度～平成41年度）を基に、家庭的養護を推進します。

イ 虐待を受けた子ども等は、心理面での支援が必要であるため、専門的な知識や技術を持つ人材による支援体制を充実します。

ウ 児童養護施設等で育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行います。また、施設退所後の自立を支援する自立援助ホームの設置を推進し、地域生活を送るために必要な支援の体制を整備します。

エ 虐待の防止、親子関係の再構築、家庭環境の調整等、家庭支援及び地域支援の充実を図るため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等、施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用します。

¹⁹ 社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任の下に養護すること。児童養護施設に入所する施設養護と、里親やファミリーホームのように家庭に近い環境で養護される家庭養護の2つに分類される。

さらに、母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

オ 子どもの権利擁護の強化を図るため、入所児童への施設内虐待が発覚した施設に対する行政の指導及びケアの質が向上するための取組みを進めます。また、施設内虐待が発生した際の通告や届出の受付、通告があった場合の対応、発生後の措置等について、ガイドラインを定め、適切に対応できる体制を整えます。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市は、静岡県、静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業に関する総合的な支援を、第3部のひとり親家庭等自立促進に基づき実施します。

(4) 障がい児施策の充実等

発達に課題のある子どもや保護者が早期に適切な支援を受けられるため、保育所等を巡回し、園の職員等に助言や技術的支援を行うなど、関係機関の連携を強化し、一人一人の発達段階に応じた、一貫した支援体制を整備します。

発達障害に関しては、発達相談支援センターと連携をとりながら専門的情報及び関係機関への支援手法の提供を推進します。

なお、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策は、総合的かつ計画的な推進を図るため、浜松市障がい者計画（平成25年度～平成29年度）や第4期浜松市障がい福祉実施計画（平成27年度～平成29年度）により推進します。

9 子どもの貧困対策の充実に関する事項

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進します。

(1) 子どもへの支援の充実

生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の充実により学習意欲の喚起を図ります。

また、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないよう支援をします。

(2) 保護者への支援の充実

児童手当や児童扶養手当等の支給や医療費助成により、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

また、ひとり親家庭の親に対しては、自立支援プログラムの策定、高等技能訓練促進給付金等事業の活用及び養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立を支援します。

10 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 普及・啓発

浜松市公式ホームページ、広報はままつ、男女共同参画情報誌等を活用して、職業生活と家庭生活との両立の実現に向けた広報、啓発を行います。各企業（事業主）は、一般事業主行動計画を策定し取組みを推進しているため、好事例の紹介を行います。また、浜松市子ども育成条例の普及・啓発を行います。

「浜松市子ども育成条例」-抜粋-

第7条（事業主の役割） 事業主は、第5条に規定する保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとする。

(2) 制度の周知

次世代育成支援対策推進法、育児介護休業法の周知や、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）を促進すべく制度の周知を行います。

(3) ワーク・ライフ・バランスの促進

企業や従業員が主体的に開催する学習会・研修会等に「男女共同参画アドバイザーを派遣し、男女共同参画の視点からの意識啓発を促します。また、希望する企業にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、企業の実情等に適したワーク・ライフ・バランスに関する支援を行います。

(4) 相談・啓発・情報事業

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（男女共同参画推進拠点施設）において、相談事業・啓発事業・情報事業（男女共同参画施策実施のための幅広い情報収集・市民への情報発信）を実施します。

(5) 保育サービス等の充実

保育所や放課後児童会の施設整備や、放課後の子どもたちの居場所づくり等の放課後児童対策を推進し、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、まかせて会員の養成に努め、事業を充実させていきます。

11 子ども・子育て支援の成果（アウトカム）

子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策・事業の改善につなげていきます。

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
子育てがしやすくなっていると感じる人の割合（％）	目標値	30.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
	実績値	36.3	—	—	—	—	—

第3部

ひとり親家庭等 自立促進

第1章 はじめに

1 趣旨

ひとり親家庭の親は、ひとりで子育てをしながら生計を支えなければならない中で、多くの困難や悩みを抱えており、寡婦においては、母子家庭であったときの困難や悩みを引き続き抱えて生活しています。また、父子家庭においては、同様な困難を抱えていても母子家庭に比べ支援できる施策が不足していました。

このようなことを踏まえ、ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもは厳しい生活状況にあるため、経済的な状況を考慮し「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念に則り各事業に取り組めます。

2 経緯

これまで、本市のひとり親家庭への自立支援は、「母子及び寡婦福祉法」第11条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年4月1日厚生労働省告示第248号）を受け、ひとり親家庭等自立促進計画（平成23年度～平成27年度の5か年計画）を策定し取り組んできました。

こうしたなか、父子家庭が母子家庭と同様の支援対象に位置づけられ平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」の名称が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。そこで、現在のひとり親家庭等自立促進計画を子ども・若者支援プランの一部に位置づけ、従来の母子及び寡婦への支援に父子への支援を加え総合的に実施していきます。

3 用語の定義

(1) 母子家庭

配偶者のない女子が児童（20歳未満の子どもであって、未婚のもの）を扶養している家庭

(2) 父子家庭

配偶者のない男子が児童（20歳未満の子どもであって、未婚のもの）を扶養している家庭

(3) 寡婦

かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し現在も配偶者のない状態にあるもの

(4) ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭

(5) ひとり親家庭の親

母子家庭の母及び父子家庭の父

(6) ひとり親家庭等

ひとり親家庭及び寡婦

(7) ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者等による、殴る蹴る等の身体的暴力等

第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状

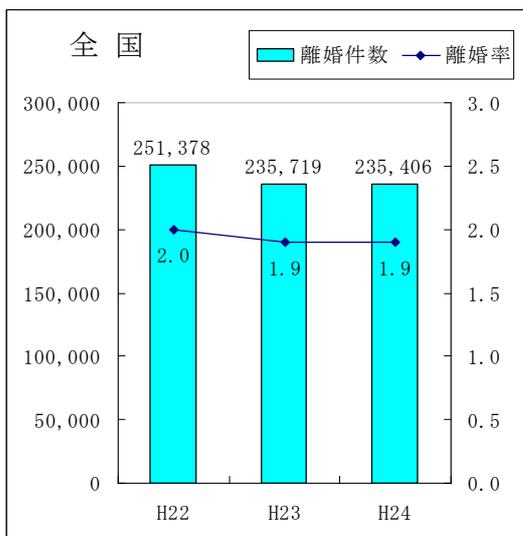
(1) 離婚件数とひとり親家庭の世帯数の推移

本市の平成24年の離婚件数は1,356件で、平成22年の1,443件と比べ87件減少していますが、母子家庭の世帯数は増加傾向となっています。

ア 離婚件数・離婚率²⁰の推移

(単位：件)

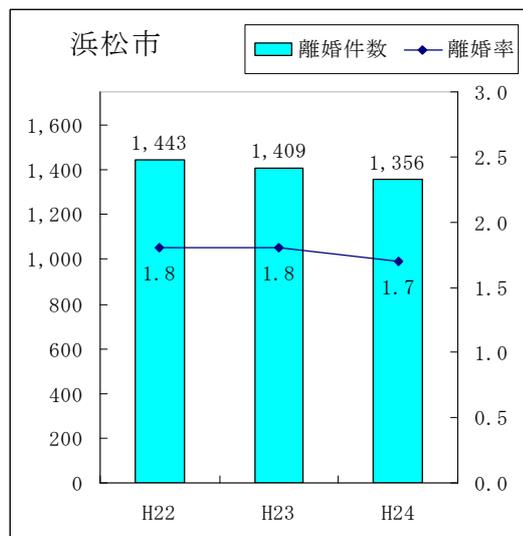
(単位：%)



(厚生労働省「人口動態調査」)

(単位：件)

(単位：%)

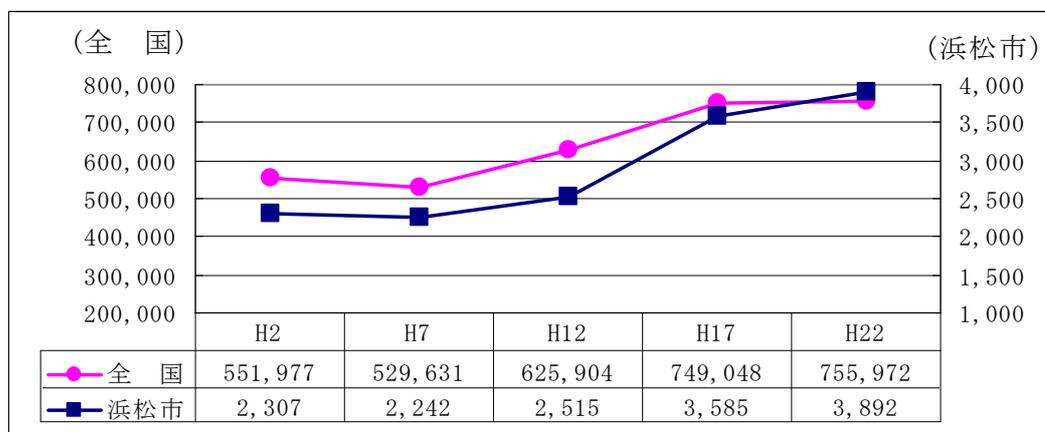


(浜松市統計書)

イ ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭²¹)の世帯数²²

(ア) 母子家庭の世帯数

(単位：世帯)



(国勢調査)

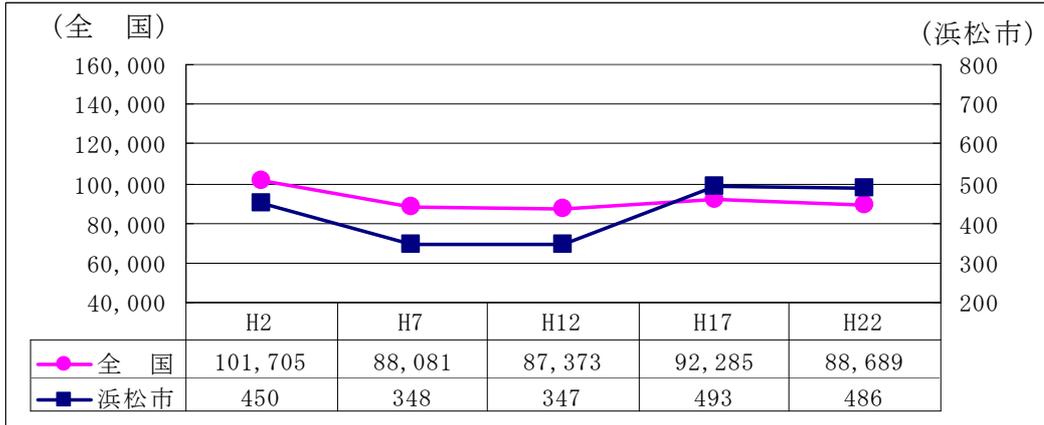
20 離婚率は人口1,000人に対する割合。

21 母子家庭・父子家庭は、配偶者のない女子または、男子とその20歳未満の子どものみからなる家庭。

22 平成12年以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

(1) 父子家庭の世帯数

(単位：世帯)



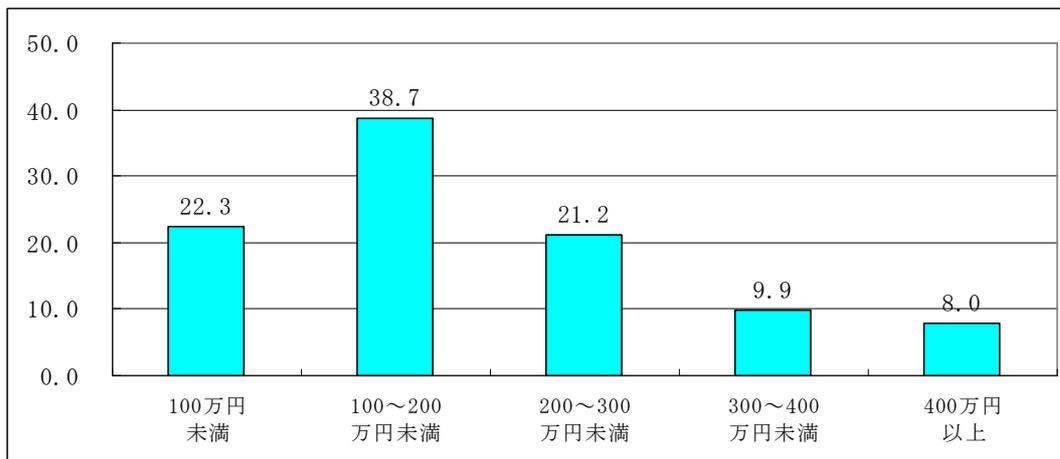
(国勢調査)

(2) 年間就労収入の状況

ひとり親家庭の年間の就労収入は、全国母子家庭等調査によると母子家庭で「100～200万円未満」が最も多く38.7%、父子家庭では「400万円以上」が最も多く39.8%となっています。

ア 母子家庭の年間の就労収入

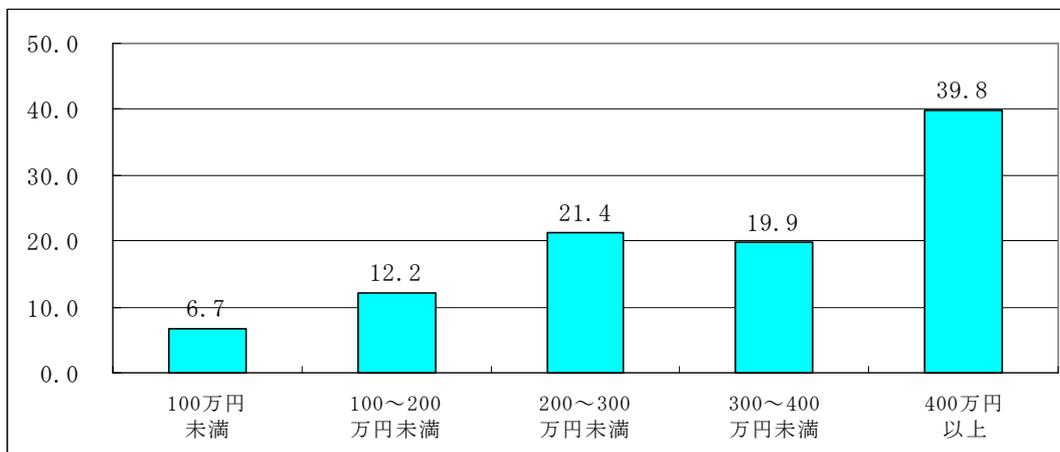
(単位：%)



(平成23年度全国母子家庭等調査)

イ 父子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



(平成23年度全国母子家庭等調査)

(3) 児童扶養手当の支給状況

本市の平成24年度児童扶養手当受給者数は、平成22年度に父子家庭が対象に加わったこともあり、平成21年度と比べ540人増加しています。

児童扶養手当の受給者数 (単位：人)

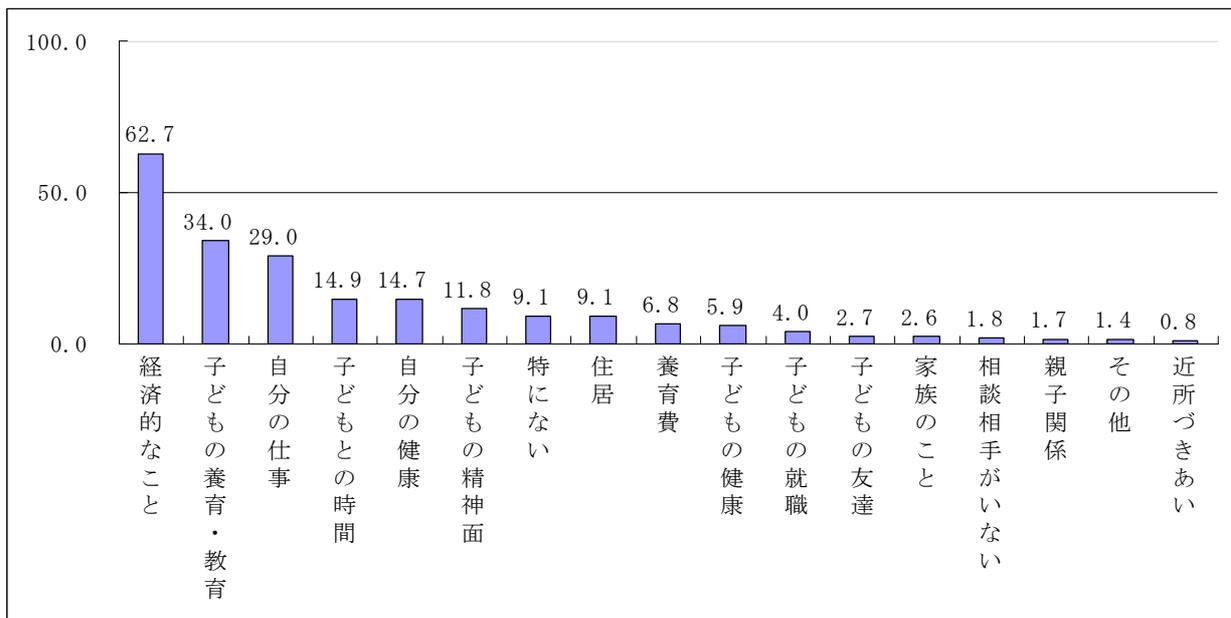
受給者数 \ 年度	H21	H22	H23	H24
全 国	985,682	1,055,181	1,070,211	1,083,317
浜松市	4,466	4,838	4,886	5,006

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

(4) ひとり親家庭の悩み

ひとり親家庭が悩んでいることでは、「経済的なこと」が62.7%、「子どもの養育・教育」が34.0%、「自分の仕事」が29.0%となっています。

悩んでいること (単位：%)



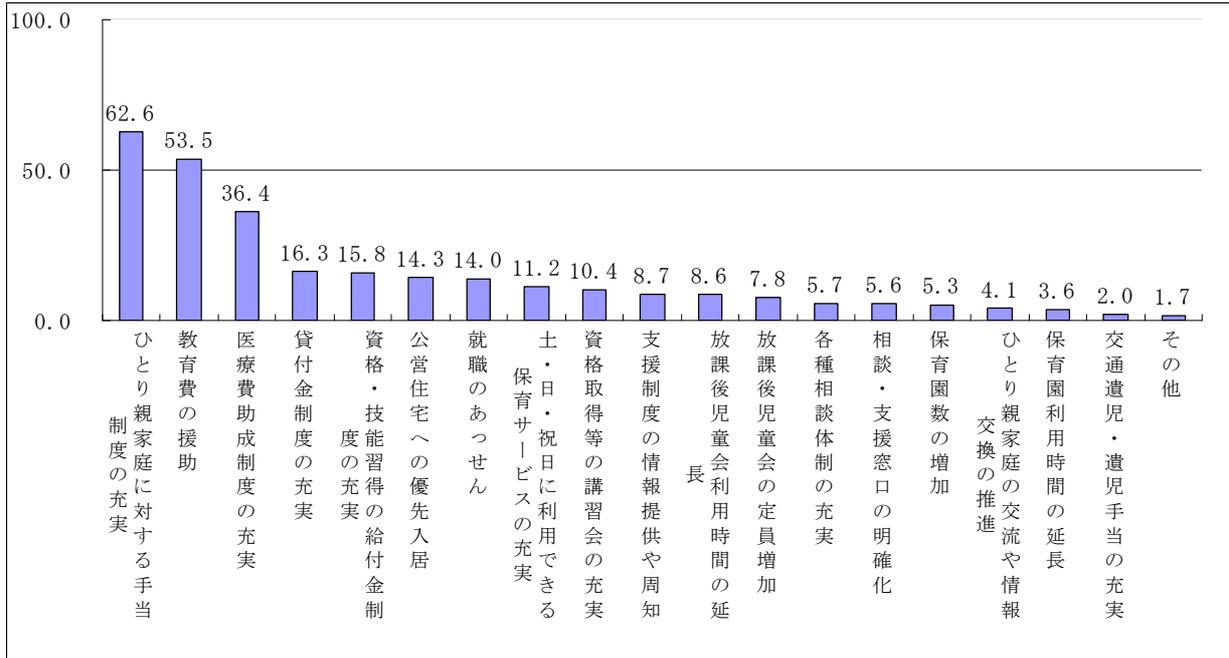
(平成25年度浜松市子育て支援課調べ)

(5) ひとり親家庭が希望する施策

ひとり親家庭が、市の施策に今後希望することは、「ひとり親家庭に対する手当制度の充実」が62.6%、「教育費の援助」が53.5%、「医療費助成制度の充実」が36.4%となっています。

本市の施策に今後希望すること

(単位：%)



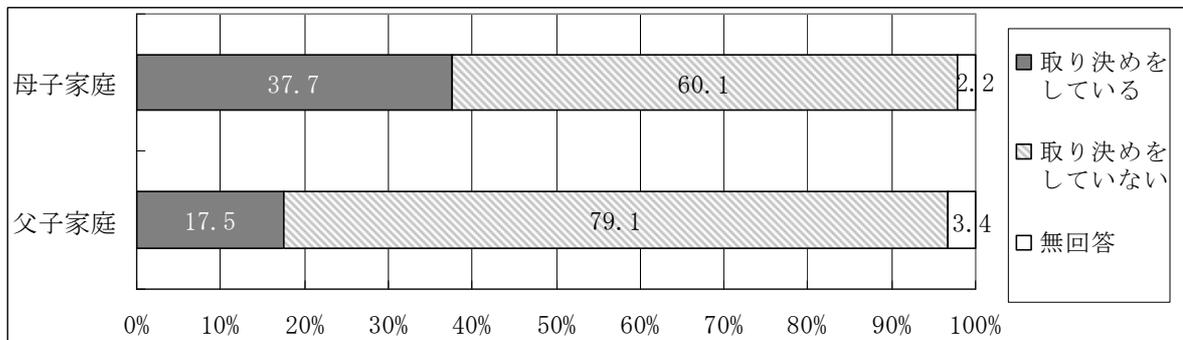
(平成 25 年度浜松市子育て支援課調べ)

(6) 養育費の確保状況

養育費の「取決めをしている」ひとり親家庭は、全国母子家庭等調査によると母子家庭で 37.7%、父子家庭で 17.5%であり、実際に養育費を「現在も受けている」のは、母子家庭で 19.7%、父子家庭で 4.1%となっています。

ア 養育費の取決め状況

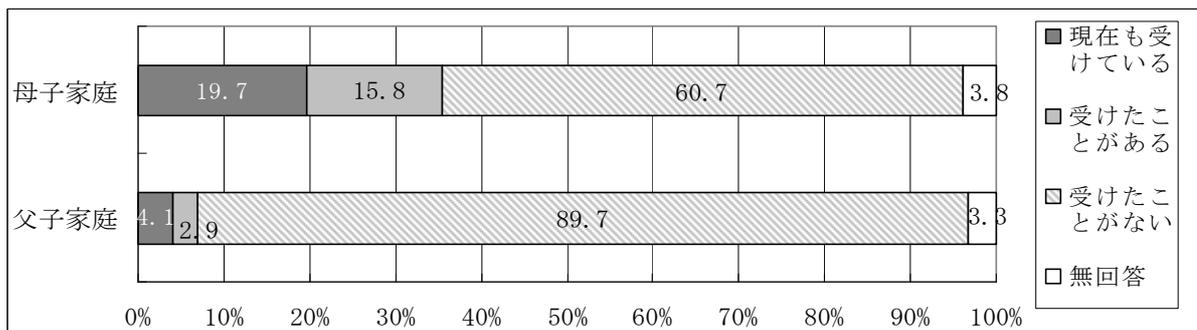
(単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

イ 現在の養育費の受け取り状況

(単位：%)

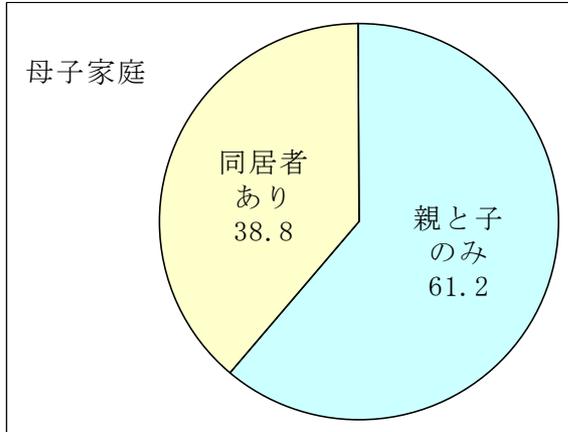


(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

(7) ひとり親家庭の世帯構成割合

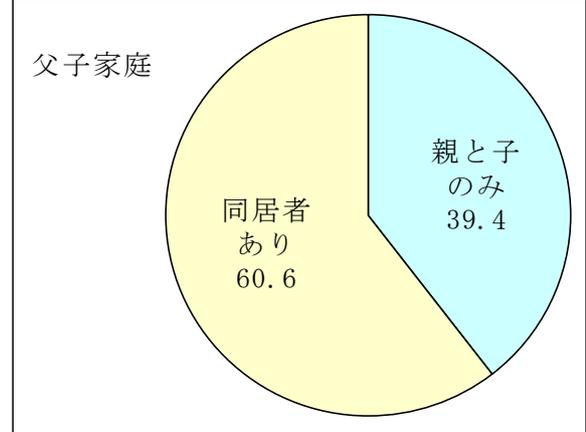
世帯の構成については、母子家庭の 61.2%、父子家庭の 39.4%が「親と子のみ」の世帯となっています。

世帯の構成 (単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

(単位：%)



(平成 23 年度全国母子家庭等調査)

2 ひとり親家庭等自立促進の課題

(1) ひとり親家庭の子育て・生活

ア 母子家庭の 61.2%、父子家庭の 39.4%が「親と子のみ」の世帯となっており、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼れない状況にあります。ひとり親家庭の自立した生活のためには、認定こども園、保育所、放課後児童会の入所選考における必要な配慮をはじめとする子育て支援が必要です。

イ 子どもが病気等のときの対応としては、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼ることができないため、企業に理解を求めるとともに、緊急時に対応できる保育サービスの提供を行っていくことが必要です。

ウ 全国母子家庭等調査によると、ひとり親家庭の多くが借家に住んでおり家賃の負担が大きい等の理由で、現在の住まいからの転居を希望しています。転居先の希望は、公営の賃貸住宅が多いことから、公営住宅の優先的な入居について配慮が必要とされています。

エ ひとり親家庭が、現在悩んでいることは子どもに関することが多く、子育てについて不安を抱えている状況にありますが、相談相手を得にくい状況にあり相談窓口の利用促進が必要です。

オ ひとり親家庭の支援で目指すところは、子どもが心身ともに健やかに成長することにあります。そのため、子どもの貧困対策として、親の支援だけでなく子どもへの教育の支援や生活の支援等が必要です。

(2) ひとり親家庭の就業環境

ア ひとり親家庭は、パート・アルバイト等の非正規雇用が多く正社員等と比べ収入額が低いため、安定した収入を得られるための支援が必要です。

イ 母子家庭における母の多くは、就業経験がない場合や、長期間仕事から離れている

場合も多く、採用につながりにくい等、就業に関してさまざまな困難を抱えています。そのため、仕事に必要な知識や資格の取得等、就業に関する支援が必要です。

ウ 父子家庭における父の多くは、就業していますが就業と子育ての両立が困難で、仕事量を減らしたり転職を考えたりしています。収入が減り経済的にも厳しい状況になった場合の支援が必要です。

(3) 養育費の取決め状況

離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費について、取決めをしている母子家庭は37.7%、父子家庭は17.5%であり、そのうち現在も受けているのは、母子家庭で19.7%、父子家庭で4.1%となっており、養育費の確保については厳しい状況にあります。そのため、養育費についての認識を高めることや、養育費確保に向けた支援が必要です。

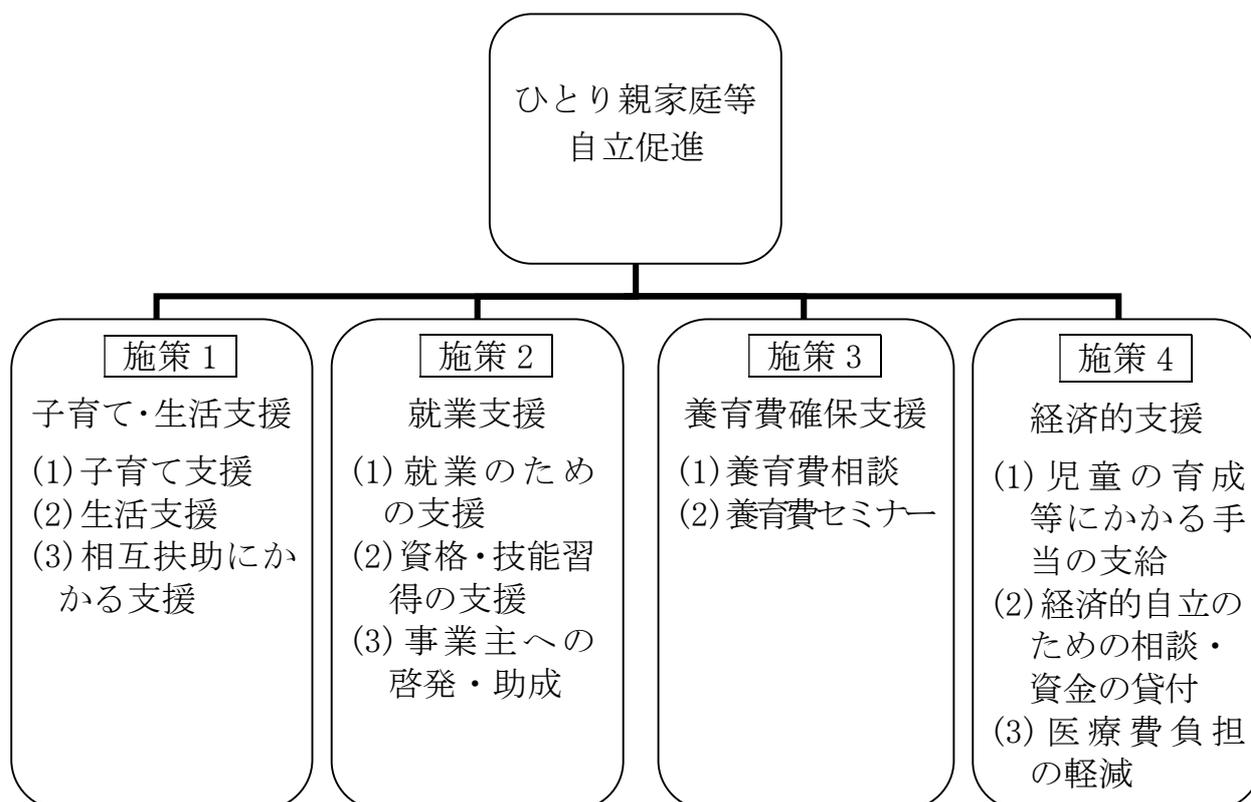
(4) 制度の周知・情報提供

ア 支援を必要とする人に必要な情報を提供できるよう、福祉制度等について、更なる周知を図ることが必要です。

イ ひとり親家庭の悩みは多岐にわたっており、個別の状況に応じてきめ細かな対応ができる人材の育成が必要です。

3 施策体系

ひとり親家庭等が、子育てと仕事を両立し、また、自立した生活が送れるよう「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つの施策を柱とした各種事業を展開していきます。



第3章 具体的な支援施策

1 子育て・生活支援

(1) 子育て支援

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

(ア) ひとり親家庭の親が、病気や就職活動等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員を派遣します。

(イ) 必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保を進めるとともに、対象者への更なる周知を図ります。

イ 認定こども園、保育所、放課後児童会

入所選考において、必要な配慮を行います。

ウ 子育てに関する相談

各区の社会福祉課の窓口において、子どもの養育や親子関係等の相談に応じます。また、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。

エ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

子どもの学習意欲や進学意欲に応えるため、大学生等のボランティアによる小・中学生の学習支援を行います。

(2) 生活支援

ア 市営住宅

入居選考において、必要な配慮を行います。

イ 母子生活支援施設

(ア) 母子家庭の母が子どもの養育を十分にできない場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所をすすめ、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。

(イ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者は、複雑な家庭環境にあるため、警察、児童相談所、民生・児童委員等、関係機関と連携を図り、多様なニーズに応じた支援を行います。

ウ ひとり親家庭等生活向上事業

支援を必要とするひとり親家庭等に対して、自立支援のために必要な助言・指導を行います。また、行政の行う各種事業の情報提供を行います。

(3) 相互扶助にかかる支援

ア 母子・父子福祉団体への協力

(ア) 母子・父子福祉団体が行う事業活動を周知し、ひとり親家庭等に対する情報の提供、自立支援の促進、孤立化の防止等を支援します。

(イ) 母子・父子福祉団体の事業実施を促進するため、各区社会福祉課の窓口等で団体の活動を周知し、加入者数の増加を図ります。

イ ひとり親家庭の交流支援

子どもの養育や教育等、日常生活にさまざまな悩みを持つひとり親家庭同士の交流を支援し、ひとり親家庭の孤立化の防止を図ります。

2 就業支援

(1) 就業のための支援

ア 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援の充実強化

(ア) 静岡県及び静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、ひとり親家庭等の就業に関する総合的な支援を実施します。

(イ) 母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで最新の求人情報を提供します。

(ウ) 就業に関する相談や情報提供と併せ、生活相談等も実施することで、ひとり親家庭等の就業に対する意欲の向上と不安の軽減を図り、効果的な自立支援へつなげます。

イ 自立支援プログラム策定事業

(ア) 就業経験が無い、長期間仕事から離れていた等、就職にあたり支援を必要とするひとり親家庭等に対し個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。

(イ) ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用を図り、一人一人に合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

ウ 各就業支援事業の活用促進

(ア) ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等が適切に制度を利用できるよう支援します。

(イ) 各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子福祉団体等を通じて、各種就業支援事業の周知を図り活用を促進します。

(2) 資格・技能習得の支援

ア 自立支援教育訓練給付金

(ア) 本市指定の講座を受講した場合、給付金を支給し、資格・技能の習得を支援していきます。

(イ) 資格・技能の習得によりひとり親家庭の親が適職につけるよう、更なる制度の周知を図ります。

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

(ア) 看護師や介護福祉士等、本市指定の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

(イ) 受講期間が長期間となるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。

(ウ) 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる人に対して、更なる制度の周知を図ります。

ウ 資格取得のための講習会

- (ア) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、介護職員初任者研修、医療事務講座等の技能・資格を取得するための講習会を実施します。
- (イ) ひとり親家庭等、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めます。
- (ウ) 母子家庭等就業・自立支援センター等で技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後速やかに就職ができるよう支援します。

(3) 事業主への啓発・周知

ア 事業主への啓発

事業主に対して、ひとり親家庭等を対象とする求人情報の提供についての協力依頼と、雇用、勤務条件の配慮を依頼していきます。

イ 事業主に対する優遇制度の周知

特定求職困難者雇用開発助成金²³など、事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度について、事業者への周知を図ります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費相談

養育費の確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施します。また、養育費相談支援センターと連携して困難な事例への対応を図り、必要に応じて無料の法律相談を紹介し課題解決に向けて支援します。

(2) 養育費セミナー

養育費については、「相手と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力が無いと思った」等の理由で請求しないケースが多くみられることから、養育費セミナーを実施し、養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるための支援をします。

4 経済的支援

(1) 児童の育成等にかかる手当の支給

ア 児童扶養手当

- (ア) 父と生計を同じくしていない児童²⁴を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、国の制度に基づき手当を支給します。
- (イ) 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由が無いにも係わらず就業または求職活動をしていない母については、手当額が2

²³ 高齢者、障害者、ひとり親家庭の親等の就職が特に困難な人をハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度。

²⁴ 児童扶養手当上の児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者または20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。

分の 1 に減額される措置があることから、このことを周知するとともに、就業支援を併せて実施します。

イ ひとり親家庭等自立支援手当

ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減し自立を図るため、2 人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間手当を支給します。

ウ 遺児等福祉手当

児童の父母等が病気・災害等により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児等が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

エ 交通遺児等福祉手当

児童の父母等が交通事故により死亡したり、一定の障がいの状態になった場合、その遺児等が義務教育を修了するまでの期間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(ア) ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図り、子どもの福祉を増進するため、その目的に応じ 12 種類の資金の貸付を行います。

(イ) 就学支度資金及び修学資金は、特にニーズが高いことから、適時適切に広報はままつ等による周知を図ります。

(ウ) 計画的な償還ができるよう、貸付時に償還計画を作成する等、適切な貸付に努めます。

イ 生活・生計の維持に関する相談

(ア) 母子寡婦福祉会の会員等が、自身の経験を生かし生活に関する相談に応じます。また、ファイナンシャルプランナーによる生計に関する相談にも応じます。

(イ) 生計に関する相談では、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

ウ 経済的支援にかかる各種支援制度の周知

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

(3) 医療費負担の軽減

所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。

第4部

若者支援

第1章 はじめに

1 趣旨

ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者（概ね15歳～40歳未満）の自立に向け、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ることを目的とします。

2 経緯

近年、ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻化しています。内閣府の平成21年推計では全国で60万人を超える無職の若者の存在が明らかになりました。このような中、平成22年4月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法」（以下「法」という。）が施行され、平成22年7月には子ども・若者育成支援推進大綱である「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

本市では、平成25年3月に浜松市若者支援計画（平成25年度～平成26年度の2か年計画）を策定し、各施策に取り組んできました。平成27年度以降については、子ども・若者支援プランの中で、引き続き社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援する施策を進めていきます。

3 用語の定義

(1) ニート

総務省が行う労働力調査における、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

(2) ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

(3) 不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない状態

(4) 完全失業者

仕事に就いておらず、仕事があればすぐ就ける者で、仕事を探す活動をしている者

第2章 若者をめぐる現状と課題

1 若者の現状

(1) 進路別卒業生数

静岡県学校基本調査(平成25年5月1日付調査)によると、本市の中学校卒業生数7,678人のうち進学も就職もしていない者等は100人(1.3%)、高等学校卒業生数7,414人のうち進学も就職もしていない者等は266人(3.6%)となっています。

中学校・高等学校の進路別卒業生数 (単位：人)

学校	卒業生数	卒業生数の内訳			
		進学者数	教育訓練機関等 入学者数	就職者及び一時 的就労者数	進学も就職もして いない者数等
中学校	7,678	7,540	10	28	100
高等学校	7,414	3,843	1,701	1,604	266

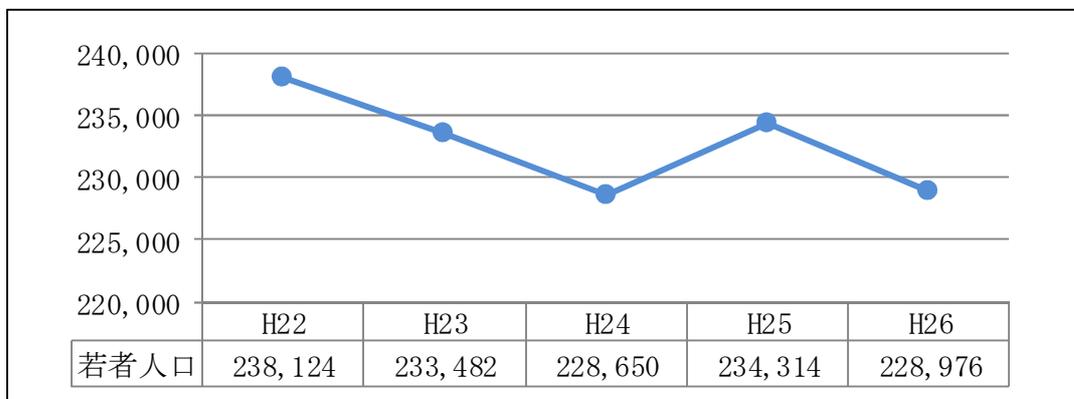
「平成26年度版子ども・若者白書」においても、平成25年3月の全国の高校卒業生数約1,090,000人のうち進学も就職もしていない者は約54,000人(4.9%)、大学卒業生数約560,000人のうち進学も就職もしていない者は約76,000人(13.6%)となっています。

なお、平成25年度の本市の中学校・公立高等学校で不登校児童生徒数は、県・市教育委員会等の調べによると、中学校在籍者数21,294人のうち674人(3.2%)、公立高校在籍者数17,630人のうち243人(1.4%)で、公立高校の中途退学者数は222人(1.3%)となっています。

(2) 若者人口(外国人を含む)

本市の若者の住民登録²⁵者数は、平成26年4月1日現在約229,000人で減少傾向です。

若者人口の推移 (単位：人)



(住民登録)

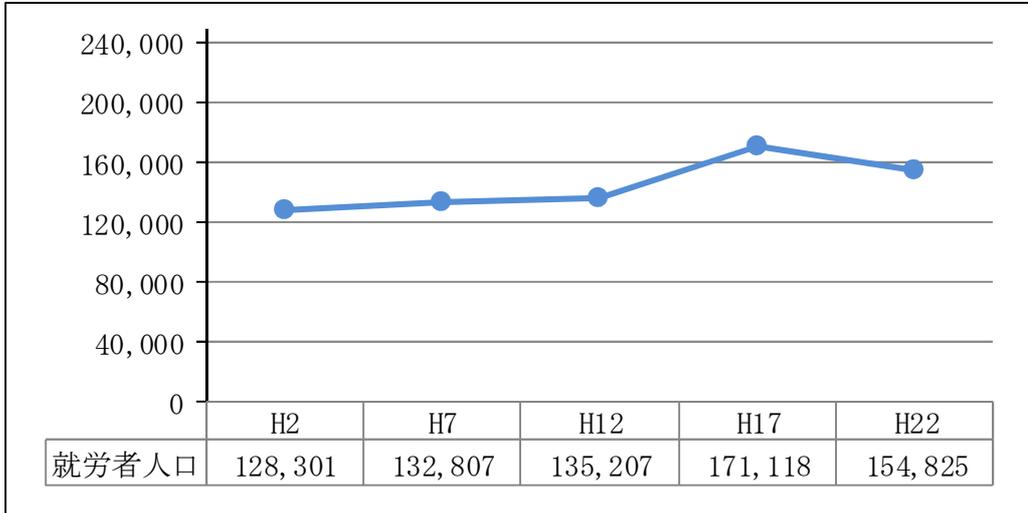
²⁵ 平成25年からのデータは、住民基本台帳法の改正により外国人を含んだ数値。

(3) 若者の就労状況²⁶

本市における若者の平成 22 年の就労者人口は約 155,000 人で、平成 17 年より約 16,000 人減少、平成 22 年の完全失業者は約 11,000 人で、平成 17 年より約 1,600 人増加しています。

就労者人口の推移（15 歳～39 歳）

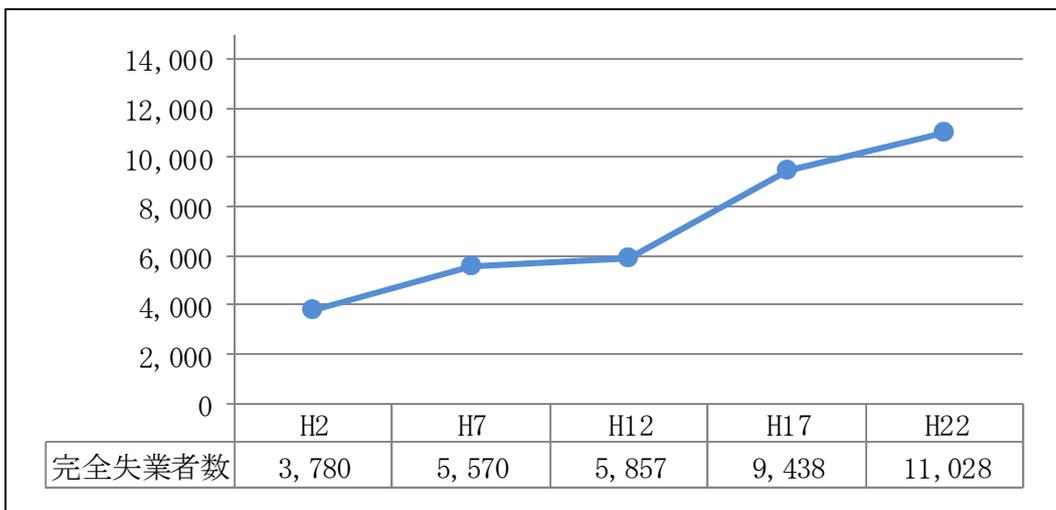
（単位：人）



（国勢調査）

完全失業者数の推移（15 歳～39 歳）

（単位：人）



（国勢調査）

(4) ニートの状況²⁷

本市のニート数は、平成 12 年をピークに減少していますが、平成 22 年でも約 2,000 人と多い状況です。

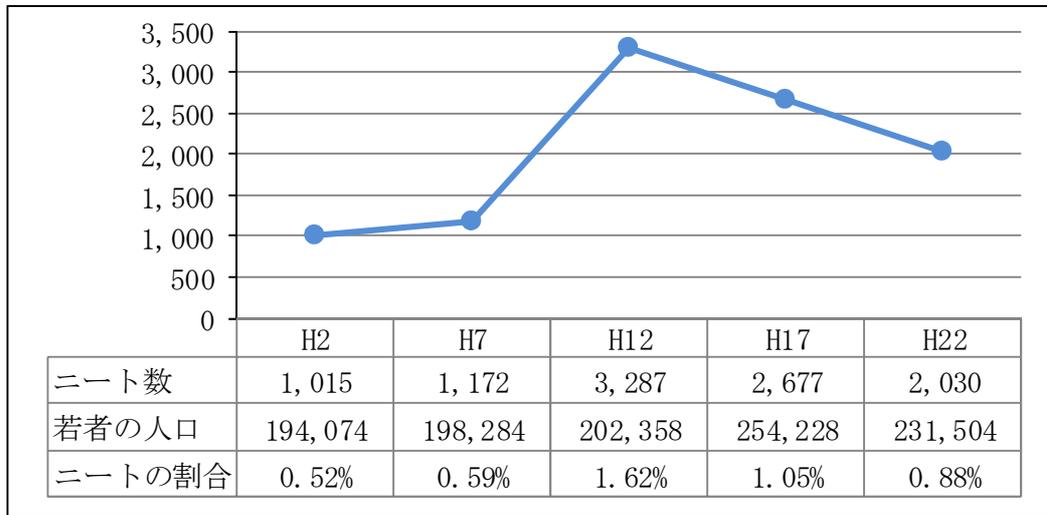
また、平成 7 年から平成 12 年にかけて急激にニート数が増えた要因として、バブル経済崩壊後の日本経済の悪化により、企業の経営悪化に伴う非正規雇用や失業者の急激な増

²⁶ 平成 12 年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成 17 年以降は市町村合併後の数値。

²⁷ 平成 12 年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成 17 年以降は市町村合併後の数値。

加、失業期間の長期化の影響などが第二次ベビーブーム世代の就職時期と重なったことが大きな要因と考えられます。

ニート数の推移²⁸（15歳～39歳）（単位：人）



（国勢調査）

(5) 若者のひきこもり状況

「平成26年度版子ども・若者白書」では、内閣府が平成22年2月に実施した、「若者の意識に関する調査」において、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニ等には出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者（狭義のひきこもり）が236,000人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」（準ひきこもり）が460,000人、狭義のひきこもりと準ひきこもりを合わせた広義のひきこもりは、15歳～39歳で696,000人、15歳～39歳人口38,800,000人に対して1.8%と推計しています。

このことから、本市における若者のひきこもりは、平成26年4月1日現在約229,000人に対し4,000人程度と推計されます。

(6) 若者に関する意識調査結果からの考察（平成23年度実施の市民アンケート）

ア 若者が社会生活を送る上で感じている不安や悩みは、「求職について」、「就職後の状況について」等就労に関するものや、就労状態に関係が深い「経済的不安」が最も多くなっています。こうした就労に関する不安や悩みは、単に「就労」の問題だけではなく、背景に家庭環境や生活環境、発達の問題等の複数の要因が複雑に重なり合ったものも多くあり、複合的な背景をもつ悩みに対して、保健、医療、福祉や教育等関係する各分野がネットワークを構築し連携して、総合的な就労支援を充実させていくことが求められます。

イ 国・県・市では、こうした若者の不安や悩みに対して、就労支援を含む多様な相談窓口を開設していますが、認知度が低い機関も多く、相談や支援が届いていないと考えられます。そのため、支援を求める若者が適切な相談を受けられるように、周知を行

²⁸ 平成12年以前は、合併前の旧浜松市の数値。平成17年以降は市町村合併後の数値。

うとともに、分かりやすい相談窓口のあり方を考えながら相談体制の強化を図る必要があります。

ウ 支援に関する情報の入手手段は、インターネットが最も多く、ホームページを活用した情報提供について工夫していく必要があります。さらに広報紙や市役所等の窓口の活用も含め、多様な手段を通じて重層的に情報提供を行うことで、着実に相談窓口につなげていけるよう、周知方法や情報提供の体制を整備することが必要です。

(7) 若者相談支援窓口「わかば」の状況

平成 25 年 10 月に開設した若者相談支援窓口「わかば」の相談件数は、平成 25 年度 96 件、平成 26 年度 9 月末現在 220 件となっています。相談者が「わかば」を知ったきっかけは、広報はままつ、次いで他機関からの紹介でした。

相談者の年代は 20 歳～30 歳代が最も多く、主な相談内容は就労やひきこもりで、電話相談から面談を経て他機関につないだケースもありました。

また、若者の相談者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境や成育歴における様々な問題が複合しており、非常に複雑で多様になっている状況が見られ、相談者の家族がひとりで悩みを抱え込んでいるケースも多くありました。

2 若者支援の課題

(1) 就労支援の充実

若者が抱える問題を、経済的・社会的自立という点から考えると、就労に関するものが最も大きな問題といえます。若者が自立して生活していくためには、自分の力で仕事をして、収入を得ることが必要です。しかし、問題を抱え思うように就職できないことや就労後に離職する若者も多いため、多様な支援を総合的・継続的に実施していくことが必要です。

(2) 相談窓口機能の強化

現在、問題を抱えた若者を支援するために多くの支援機関（相談窓口）があり、相談者それぞれの状況に応じた支援を実施しています。しかし、支援が必要な人に支援機関の情報が十分周知されているとは限らず、相談したい人が支援機関の存在を知らないことや支援内容が分からないこともあります。

こうした状況に対し、各支援機関の情報を整理し、支援を受けたい人に支援機関の情報を知らせるとともに、支援内容に応じ適切な支援機関にたどりつけるよう案内する仕組みをつくる必要があります。また、インターネットを活用した情報提供をさらに進めていく必要があります。

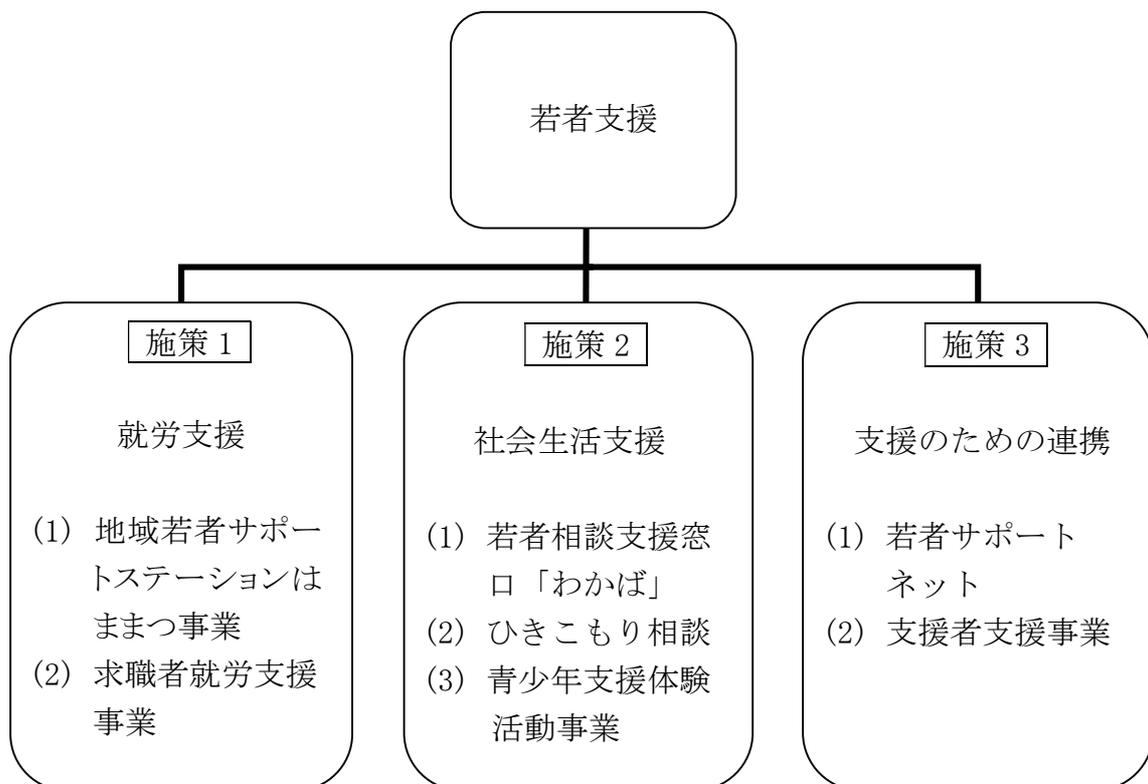
(3) 支援機関の連携強化

若者が抱える問題は、多くの場合、就労関係、修学関係、健康上の問題、家族・友人等の人間関係、貧困、文化や言語のギャップ等多様な要因が複雑に絡みあって生みだされており、若者が直ちに深刻な状況に陥るような問題だけではなく、生活していくうえでささいなことに悩む「生きづらさ」が様々な場面で見受けられます。

このように社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行いながら、関係する支援機関が相互連携して対応していくことが重要です。さらに各機関の連携を強化するには、支援に関する定期的な情報共有の場を設け、各機関が分野を超えて継続的な支援を行える体制づくりを進める必要があります。

3 施策体系

若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の3つの施策を柱とした各種事業を実施します。



第3章 具体的な支援施策

1 就労支援

若者が経済的に自立して生きていくためには働かなければなりません。ところが、近年の経済不況に加え、様々な問題を抱え思うように仕事に就けない、就職後に仕事に定着できないといった若者も見られます。

こうした若者に対して、個々の状況に応じた就労支援や就労先が決まった後も職場に定着し、働き続けられるよう継続的な支援の充実を図ります。

(1) 地域若者サポートステーションはままつ事業

働くことについて、様々な悩みを抱えている15歳～40歳未満の若者未就労者を対象に、社会参加・就労へと導くため、キャリアカウンセリング²⁹、心理カウンセリング、就労支援プログラム(セミナー、職場体験等)により、個々の置かれた状況に応じて、個別的、継続的に支援を行います。

(2) 求職者就労支援事業

浜松市パーソナル・サポート・センターにおいて、働く意欲がありながら就職が困難な者を対象にキャリアカウンセリングやジョブクラブ³⁰の手法を取り入れた就職活動支援、就労体験を個別伴走型で行うことにより、一人でも多くの求職者を就職へと結びつけ、自立した社会生活の実現を図ります。

2 社会生活支援

ひきこもりの問題はニートや不登校の問題とも密接に関係しており、幅広い分野の機関が連携して支援をする必要があります。また反社会的行為の当事者となってしまう若者もあり、こうした若者に対しても幅広い支援が必要です。社会生活をうまく送ることができない原因が複数あることを踏まえ、関係する各支援分野を組みあわせながら支援を行います。

(1) 若者相談支援窓口「わかば」

青少年育成センター内の若者相談支援窓口「わかば」では、様々な若者の悩みについて、一次的に相談を受け面談や専門的な機関を案内するなど、適切な支援につなげる相談体制を推進します。

また、若者相談支援窓口の機能を補完するため、若者や市民の方々に、相談者への支援情報を分かりやすく周知する取組みとして、支援機関マップやホームページの充実を図ります。

²⁹ 適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援のこと。

³⁰ 就職活動に必要な事を身に付け、主体的な就職活動を目指すサークルをいう。

(2) ひきこもり相談

ひきこもり当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にあるひきこもり当事者に対する社会参加訓練等を行います。精神保健福祉センターの面談及び民間に委託し設置する「ひきこもりサポートセンター」の訪問支援、交流スペースにおける当事者のグループ活動等を行い、復学や就労等の社会参加を促します。

(3) 青少年支援体験活動事業

学校や社会での生活に不応適を起こしている概ね 20 歳未満の青少年に対して、前向きに自立していけるよう、地域の事業所の協力を得て職業体験の機会を提供します。コーディネーターによるきめ細かなかわりと事業所との連携により、立ち直り支援の充実を図ります。

3 支援のための連携

若者はさまざまな形で「生きづらさ」に直面しており、個々の状況に対応した支援が必要となっています。また、これまで挙げてきた若者の状況は、どれも複数の問題が多様に重なり合っていて、ひとつの相談窓口では十分な支援ができません。こうした若者の抱える複雑な問題を解決するために、分野を越えた相談窓口のネットワークの強化及び各機関が情報を共有し、協力しながら支援を行います。

(1) 若者サポートネット（若者支援地域協議会）

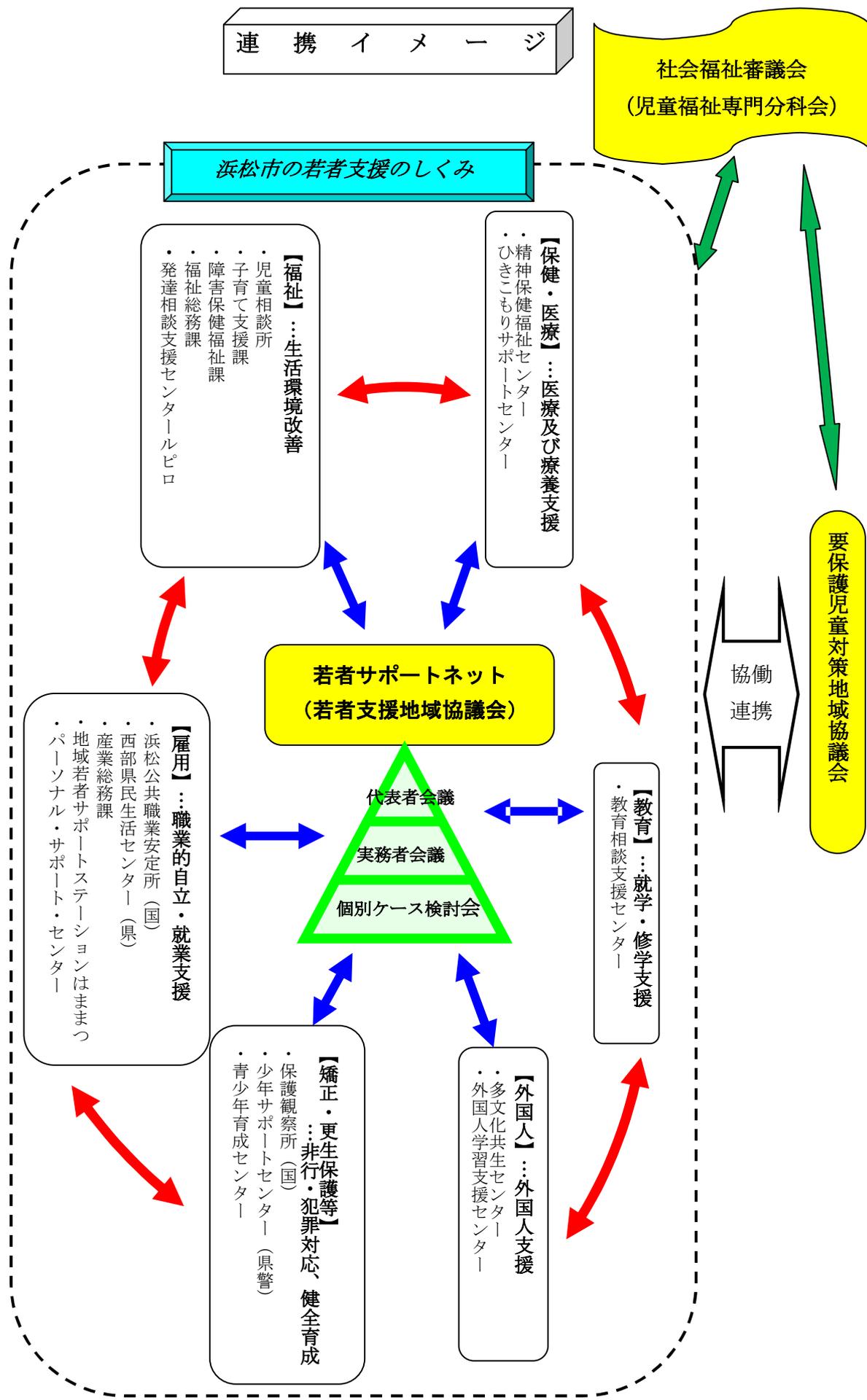
子ども・若者育成支援推進法の施行に伴い、福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関の代表者や実務者などで構成される若者サポートネット（若者支援地域協議会）を構築しています。若者サポートネットでの情報交換や支援施策を協議することにより関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援の充実を図ります。

また、「要保護児童対策地域協議会」と「若者サポートネット」が有機的に連携することにより、幼児期から学童期、思春期を経て青年までのライフサイクルを見通した一貫した支援を推進します。

(2) 支援者支援事業

スーパーバイザー³¹による事例検討会や個別ケース検討会を通じて、官民の相談員（支援員）の技能向上と相互連携を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族への支援の質を向上していきます。

³¹ 本市から委嘱(依頼)され、相談員(支援員)に対して助言・指導を行う医師、有識者及び臨床心理など。



【参考1】策定経過等

年月日	内容等
平成 25 年 6 月 4 日	市議会厚生保健委員会 ・ 浜松版こども・子育て会議について
平成 25 年 7 月 5 日	第 1 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援新制度の概要について
平成 25 年 8 月 19 日	第 2 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 新制度における保育所・幼稚園の施設類型 ・ ニーズ調査について（案）
平成 25 年 10 月 3 日 ～平成 25 年 10 月 16 日	子育て支援に関するニーズ調査 ・ 子育て世帯の現状や各種子育て支援サービスの利用意向
平成 25 年 11 月 22 日	第 3 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 基本指針(案)の概要と子ども・子育て支援事業計画（案）の作成について ・ 子育て支援に関するニーズ調査の結果概要 ・ 新制度における教育・保育施設等の利用手順 ・ 若者相談支援窓口「わかば」の開設について
平成 26 年 1 月 31 日	第 4 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）の作成について ・ 子育て支援に関するニーズ調査の結果 ・ 新制度移行に伴う、各基準等に関する事
平成 26 年 3 月 20 日	第 5 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う浜松市立幼稚園・保育所の移行方針 ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）における量の見込みについて ・ 新制度移行に伴う各基準等に関する事 ・ 新制度施行までのスケジュール
平成 26 年 4 月 25 日	第 1 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）における量の見込みについて ・ 新制度移行に伴う各基準等に関する事 ・ (仮称)浜松市子ども・子育て支援事業計画(案)のイメージ ・ 公定価格の骨格案について ・ 認定こども園・保育所の整備について ・ 新制度施行に伴う市民向け広報について
平成 26 年 5 月 22 日	第 2 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 新制度移行に伴う各基準のパブリック・コメント(案)について ・ 浜松市子ども・子育て支援事業計画(案)について

年月日	内容等
平成 26 年 7 月 20 日、 7 月 27 日、8 月 3 日	市民説明会 ・ 子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 8 月 1 日	第 3 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 市立幼稚園の再編について ・ 保育の必要性の認定における就労時間の下限変更について ・ 利用者負担（案）について ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（案）の骨子について ・ 私立幼稚園・私立保育所の新制度における意向調査について
平成 26 年 8 月 20 日 ～平成 26 年 8 月 29 日	区協議会（中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区） ・ 子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 8 月 28 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料）案 について
平成 26 年 9 月 24 日	第 4 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 浜松市子ども・若者支援（案）プランについて ・ 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（案）の公表に ついて ・ 利用開始までのスケジュールについて ・ 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について
平成 26 年 11 月 12 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（案）について
平成 26 年 11 月 14 日	第 5 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（案）について
平成 26 年 11 月 19 日 ～平成 26 年 12 月 19 日	パブリック・コメント実施
平成 26 年 11 月 25 日 ～平成 26 年 11 月 28 日	区協議会（中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区） ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（案）について
平成 27 年 2 月 16 日	第 6 回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（修正案）について
平成 27 年 2 月 日	市議会厚生保健委員会・市民文教委員会合同委員会 ・ 浜松市子ども・若者支援プラン（修正案）について
平成 27 年 4 月	浜松市子ども・若者支援プラン施行

【参考 2】 浜松市次世代育成支援（後期） 行動計画事業一覧

浜松市次世代育成支援（後期）行動計画からの移行状況	
（重複事業除く）	
	子ども・若者支援プランの子ども・子育て支援 重点的に取り組む事業へ移行・・・◎
	子ども・若者支援プランの子ども・子育て支援 その他事業へ移行・・・★
	子ども・若者支援プランのひとり親家庭等自立促進の事業へ移行・・・□
	子ども・若者支援プランの若者支援の事業へ移行・・・○
	他計画に登載または廃止等される事業・・・◆
No.	事業名
1	◎ 母子訪問指導事業 ⇒ 名称変更：乳児家庭全戸訪問事業
2	◎ 養育支援訪問事業
3	★ 保育ママ事業
4	◎ ファミリー・サポート・センター事業
5	◎ 放課後児童健全育成事業
6	◎ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業） ⇒ 名称変更：子育て短期支援事業
7	◆ 子育て支援短期利用事業（トリイットステイ事業） ⇒ 「子育て短期支援事業」により実施
8	◎ 病児・病後児保育事業 ⇒ 名称変更：病児保育事業
9	◎ 一時預かり事業
10	◆ 特定保育事業 ⇒ 「一時預かり事業」により実施
11	◎ 公立幼稚園における預り保育事業 ⇒ 「一時預かり事業」に統合
12	◎ 地域つどいの広場事業（「地域子育て支援拠点事業を含む」） ⇒ 「地域子育て支援拠点事業」、「地域子育て推進事業」に分割
13	★ 子育て情報センター運営事業 ⇒ 名称変更：子育て情報センター管理運営事業
14	◆ 子育て情報ネットワーク事業 ⇒ 子育て情報センター管理運営事業に統合
15	◆ しずおか子育て優待カード事業 ⇒ 静岡県事業のため除外
16	★ すこやかキッズフェスティバル
17	◎ 通常保育事業 ⇒ 「保育所、認定こども園」により実施
18	◎ 認定こども園事業 ⇒ 「認定こども園」により実施
19	◎ 延長保育事業 ⇒ 「時間外保育事業」により実施
20	◎ 休日保育事業 ⇒ 「時間外保育事業」により実施
21	◆ 夜間保育事業 ⇒ 認可保育所においては実施しない
22	◆ 障がい児保育事業 ⇒ 他計画へ
23	◆ 幼児教育振興アクションプログラム事業 ⇒ 他計画へ
24	★ 認証保育所運営費助成事業 ⇒ 名称変更：認証保育所助成事業
25	◆ 市立保育園のサービス評価の実施 ⇒ 廃止
26	◆ 保健・福祉ガイドブックの作成 ⇒ 廃止
27	◎ 児童館運営事業 ⇒ 「No.12 地域子育て支援拠点事業」に統合
28	★ 移動児童館事業
29	◎ なかよし館運営事業 ⇒ 「No.12 地域子育て支援拠点事業」に統合
30	★ 浜松こども館運営事業
31	★ 青少年の家運営事業 ⇒ 名称変更：青少年の家管理運営事業

No.	事業名
32	★ 青少年団体等活動助成事業
33	★ 地域（中学校区）青少年健全育成会事業
34	○ 青少年支援体験活動事業
35	◎ 民間放課後児童クラブ運営費補助事業 ⇒ 「放課後児童健全育成事業」に統合
36	◆ 母親クラブ事業 ⇒ 廃止
37	★ 児童遊園地整備費補助金事業 ⇒ 名称変更：児童遊園等整備支援事業
38	◆ 産科医療の充実事業 ⇒ 他計画へ
39	◎ 妊婦健康診査事業
40	★ 妊娠期の健康講座事業
41	★ 母子相談事業
42	◆ 母子歯科保健事業 ⇒ 他計画へ
43	◆ フッ素洗口事業 ⇒ 他計画へ
44	★ 乳幼児健康診査事業
45	★ 予防接種推進事業
46	★ 食育推進事業
47	◆ 学校給食地場産品導入の推進 ⇒ 他計画へ
48	★ 思春期の性教育事業
49	★ 思春期相談 ⇒ 名称変更：精神保健福祉相談
50	★ ひきこもり家族教室
51	○ ひきこもり相談
52	◆ 小児救急医療体制の強化事業 ⇒ 他計画へ
53	◆ 夜間救急小児科医師配置事業 ⇒ 他計画へ
54	◆ 障がい者（児）歯科保健医療事業 ⇒ 他計画へ
55	★ 乳幼児医療費助成事業
56	★ 母子医療費等支援事業
57	★ 小・中学生医療費助成事業
58	★ 特定不妊治療費助成事業
59	★ 赤ちゃんとのふれあい体験事業
60	◆ 夢をはぐくむ園・学校づくり推進事業 ⇒ 他計画へ
61	◆ はままつ人づくり教育推進事業 ⇒ 他計画へ
62	◆ 少人数学級編制事業 ⇒ 他計画へ
63	◆ 小学校1・2年生多人数学級支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
64	◆ 小学校学習支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
65	◆ 学校図書館補助員配置事業 ⇒ 他計画へ
66	◆ 複式学級での支援事業 ⇒ 他計画へ
67	◆ 理科支援員等配置事業 ⇒ 他計画へ
68	◆ 生きた英語力育成事業 ⇒ 他計画へ
69	★ 私立学校教育振興事業費補助事業 ⇒ 名称変更：私立学校教育振興事業費補助金
70	◆ 外国人子ども教育支援推進事業 ⇒ 他計画へ
71	◆ 教育相談事業 ⇒ 他計画へ
72	◆ いじめホットライン事業 ⇒ 他計画へ
73	◆ 不登校児支援推進事業 ⇒ 他計画へ

No.	事業名
74	◆ 小中学校指導支援員配置事業 ⇒ 他計画へ
75	◆ 養護教諭補助員配置事業 ⇒ 他計画へ
76	★ ジュニアスポーツ育成事業
77	◆ 学校評議員制度 ⇒ 他計画へ
78	◆ 民間人校長の起用 ⇒ 他計画へ
79	◆ 教職員研修事業 ⇒ 他計画へ
80	◆ 浜松教師塾 ⇒ 他計画へ
81	◆ 発達支援教育推進事業 ⇒ 他計画へ
82	◆ 発達支援学級・通級指導教室の適正配置事業 ⇒ 他計画へ
83	◆ 共生共育推進事業 ⇒ 他計画へ
84	◆ 就学相談・就学指導業務 ⇒ 他計画へ
85	◆ 発達支援教育就学奨励事業 ⇒ 他計画へ
86	◆ 就学援助事業 ⇒ 他計画へ
87	◆ 幼児ことばの教室の運営事業 ⇒ 他計画へ
88	◆ スクールヘルパー配置事業 ⇒ 他計画へ
89	★ 子育て支援委託事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園子育て支援事業
90	◆ キッズサポーター配置事業 ⇒ 他計画へ
91	★ 私立幼稚園教育振興事業費補助事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園教育振興事業費補助金
92	★ 私立幼稚園就園奨励金交付事業 ⇒ 名称変更：私立幼稚園就園奨励助成事業
93	◆ 公共建築物緊急耐震化推進事業 ⇒ 廃止
94	★ 外国人学校等への支援
95	◆ 家族ふれあい事業 ⇒ 他計画へ
96	★ 子ども講座事業
97	★ 私立幼稚園家庭教育推進イベント委託事業 ⇒ 「私立幼稚園子育て支援事業」に統合
98	★ 子育て講座事業
99	★ 地区社会福祉協議会活動の推進
100	★ 地域ふれあい事業
101	◆ おはなし会 ⇒ 他計画へ
102	◆ ブックスタート事業 ⇒ 他計画へ
103	◆ 子どものための読書講座 ⇒ 他計画へ
104	★ 青少年育成センター事業（補導・環境浄化事業）
105	◆ 子育て環境に配慮した市営住宅整備事業 ⇒ 他計画へ
106	★ 安全で安心なまちづくり支援事業
107	◆ 公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業 ⇒ 他計画へ
108	◆ 交通バリアフリー基本構想 ⇒ 他計画へ
109	★ 事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
110	★ 女性就労支援事業
111	◆ 浜松市交通事故防止対策会議事業 ⇒ 他計画へ
112	◆ 交通安全の意識啓発事業 ⇒ 他計画へ

No.	事業名
113	★ 通学路の安全対策
114	◆ 通学路の整備事業 ⇒ 他計画へ
115	★ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
116	★ 児童相談・児童保護事業
117	★ こどもを守る地域ネットワーク事業（要保護児童対策地域協議会）
118	★ 小規模グループケア事業 ⇒ 名称変更：社会的養護体制整備事業
119	□ 母子家庭自立支援給付金事業 ⇒ 名称変更：母子家庭等自立支援給付金事業
120	□ ひとり親家庭等自立支援手当支給事業
121	★ 発達医療総合福祉センター運営事業
122	★ 障がい児地域生活支援事業
123	★ 発達支援広場事業
124	★ 児童発達支援センター運営事業（根洗学園）
125	★ 発達相談支援センター事業
126	★ 障がい者相談支援事業
127	★ マザーズサロン連携事業
128	★ 児童福祉施設整備補助事業 ⇒ 「社会的養護体制整備事業」に統合
129	□ 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実 ⇒ 名称変更：母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実・強化
130	□ ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発 ⇒ 名称変更：ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
131	★ 放課後の子どもたちの居場所づくり
132	★ 認証保育所利用者への助成制度 ⇒ 名称変更：認証保育所利用者助成事業
133	◆ 子どもが文化芸術に親しみ、体験する環境づくり ⇒ 他計画へ
134	◆ 高齢者介護施設と保育園の併設の促進 ⇒ 他計画へ
135	◆ 思春期の性感染症予防事業 ⇒ 他計画へ
136	◆ 性感染症血液検査 ⇒ 他計画へ
137	★ 市立幼稚園の通常学級における障がいのある園児への個別支援
138	◆ 小中一貫教育の推進 ⇒ 他計画へ
139	◆ 理数、外国語、音楽、美術等の課外特別講座の創設 ⇒ 他計画へ
140	★ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
141	◆ 音楽教育の環境整備⇒プランには掲載しない
142	◆ 「子ども図書館」整備充実事業 ⇒ 廃止
143	○ 子ども・若者サポートネットの設置 ⇒ 名称変更：若者サポートネットの設置
144	◆ 発達障がいの診療体制の整備 ⇒ 他計画へ
145	◆ 児童発達支援事業の整備 ⇒ 他計画へ
146	★ 発達障がいに関する相談支援体制の整備

【参考3】児童人口推計

全域

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	6,715	7,046	7,072	7,127	7,194	7,029	42,183人
	平成28年	6,533	6,856	7,033	7,041	7,085	7,179	41,727人
	平成29年	6,369	6,672	6,842	7,005	7,005	7,075	40,968人
	平成30年	6,216	6,509	6,666	6,821	6,972	7,004	40,188人
	平成31年	6,083	6,352	6,504	6,649	6,792	6,967	39,347人
	平成32年	5,950	6,214	6,347	6,485	6,621	6,789	38,406人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	7,382	7,464	7,401	7,126	7,378	7,515	44,266人
	平成28年	6,979	7,362	7,451	7,391	7,110	7,375	43,668人
	平成29年	7,134	6,967	7,356	7,443	7,372	7,112	43,384人
	平成30年	7,034	7,124	6,965	7,353	7,425	7,379	43,280人
	平成31年	6,964	7,028	7,119	6,963	7,338	7,434	42,846人
	平成32年	6,927	6,960	7,027	7,121	6,952	7,347	42,334人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	7,669	7,700	7,667	7,681	7,921	7,609	46,247人
	平成28年	7,511	7,675	7,707	7,649	7,687	7,937	46,166人
	平成29年	7,372	7,522	7,683	7,692	7,658	7,707	45,634人
	平成30年	7,114	7,387	7,538	7,675	7,704	7,681	45,099人
	平成31年	7,382	7,128	7,403	7,531	7,695	7,732	44,871人
	平成32年	7,440	7,399	7,145	7,398	7,550	7,723	44,655人

中区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	1,947	2,032	1,966	1,950	1,942	1,870	11,707人
	平成28年	1,891	1,971	1,985	1,912	1,927	1,915	11,601人
	平成29年	1,841	1,916	1,925	1,932	1,891	1,901	11,406人
	平成30年	1,790	1,866	1,873	1,874	1,911	1,866	11,180人
	平成31年	1,746	1,814	1,824	1,824	1,854	1,885	10,947人
	平成32年	1,701	1,770	1,774	1,776	1,804	1,830	10,655人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	2,016	1,946	1,970	1,923	1,989	1,958	11,802人
	平成28年	1,825	2,001	1,930	1,954	1,912	1,988	11,610人
	平成29年	1,869	1,812	1,986	1,915	1,942	1,911	11,435人
	平成30年	1,856	1,855	1,800	1,970	1,903	1,942	11,326人
	平成31年	1,822	1,845	1,842	1,786	1,958	1,903	11,156人
	平成32年	1,841	1,811	1,832	1,828	1,776	1,958	11,046人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	2,150	2,138	2,168	2,160	2,254	2,169	13,039人
	平成28年	1,948	2,140	2,132	2,163	2,154	2,257	12,794人
	平成29年	1,976	1,938	2,135	2,128	2,157	2,157	12,491人
	平成30年	1,901	1,968	1,935	2,131	2,121	2,161	12,217人
	平成31年	1,931	1,893	1,965	1,932	2,125	2,127	11,973人
	平成32年	1,893	1,922	1,890	1,962	1,926	2,130	11,723人

東区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	1,246	1,275	1,253	1,238	1,213	1,189	7,414人
	平成28年	1,216	1,242	1,250	1,224	1,218	1,207	7,357人
	平成29年	1,191	1,212	1,218	1,221	1,206	1,211	7,259人
	平成30年	1,176	1,189	1,191	1,192	1,204	1,202	7,154人
	平成31年	1,155	1,172	1,166	1,164	1,175	1,199	7,031人
	平成32年	1,136	1,153	1,152	1,141	1,149	1,171	6,902人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	1,223	1,266	1,302	1,174	1,256	1,299	7,520人
	平成28年	1,172	1,214	1,259	1,304	1,166	1,257	7,372人
	平成29年	1,190	1,163	1,208	1,261	1,295	1,167	7,284人
	平成30年	1,196	1,183	1,159	1,212	1,254	1,298	7,302人
	平成31年	1,187	1,188	1,177	1,161	1,205	1,257	7,175人
	平成32年	1,184	1,179	1,184	1,181	1,155	1,208	7,091人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	1,287	1,337	1,298	1,296	1,208	1,190	7,616人
	平成28年	1,302	1,291	1,352	1,287	1,280	1,210	7,722人
	平成29年	1,260	1,306	1,305	1,339	1,271	1,282	7,763人
	平成30年	1,172	1,266	1,323	1,295	1,325	1,275	7,656人
	平成31年	1,303	1,176	1,282	1,314	1,282	1,329	7,686人
	平成32年	1,262	1,309	1,191	1,273	1,300	1,286	7,621人

西区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	1,008	1,053	1,090	1,097	1,063	1,127	6,438人
	平成28年	976	1,022	1,055	1,093	1,092	1,066	6,304人
	平成29年	947	992	1,025	1,060	1,089	1,096	6,209人
	平成30年	922	962	995	1,030	1,057	1,096	6,062人
	平成31年	902	937	966	1,002	1,028	1,063	5,898人
	平成32年	885	917	941	973	1,001	1,035	5,752人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	1,127	1,233	1,207	1,203	1,155	1,280	7,205人
	平成28年	1,122	1,127	1,239	1,207	1,211	1,163	7,069人
	平成29年	1,062	1,126	1,135	1,239	1,216	1,221	6,999人
	平成30年	1,093	1,065	1,134	1,137	1,248	1,227	6,904人
	平成31年	1,092	1,096	1,073	1,136	1,147	1,260	6,804人
	平成32年	1,063	1,098	1,105	1,076	1,147	1,158	6,647人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	1,252	1,213	1,179	1,215	1,297	1,226	7,382人
	平成28年	1,282	1,260	1,216	1,180	1,255	1,308	7,501人
	平成29年	1,166	1,292	1,265	1,219	1,221	1,268	7,431人
	平成30年	1,223	1,176	1,298	1,269	1,262	1,233	7,461人
	平成31年	1,232	1,234	1,182	1,303	1,316	1,276	7,543人
	平成32年	1,265	1,244	1,243	1,188	1,351	1,332	7,623人

南区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	841	882	883	872	961	889	5,328人
	平成28年	816	855	879	877	858	958	5,243人
	平成29年	793	829	853	873	864	857	5,069人
	平成30年	771	807	828	848	861	863	4,978人
	平成31年	753	785	807	823	837	860	4,865人
	平成32年	736	765	783	800	810	834	4,728人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	937	965	931	859	965	991	5,648人
	平成28年	880	927	961	926	851	956	5,501人
	平成29年	949	871	923	956	917	844	5,460人
	平成30年	849	940	868	919	945	909	5,430人
	平成31年	855	842	937	865	910	938	5,347人
	平成32年	850	847	838	934	856	903	5,228人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	920	972	1,039	1,015	1,074	1,024	6,044人
	平成28年	986	925	970	1,034	1,011	1,073	5,999人
	平成29年	951	992	923	963	1,030	1,010	5,869人
	平成30年	841	958	990	919	959	1,029	5,696人
	平成31年	905	848	956	985	915	958	5,567人
	平成32年	936	913	846	952	983	914	5,544人

北区

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	708	763	791	794	839	854	4,749人
	平成28年	689	744	778	808	802	848	4,669人
	平成29年	673	722	756	794	816	811	4,572人
	平成30年	658	707	736	774	803	827	4,505人
	平成31年	644	692	721	754	783	813	4,407人
	平成32年	629	677	703	738	763	793	4,303人

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	860	863	864	809	849	842	5,087人
	平成28年	861	865	863	870	806	847	5,112人
	平成29年	856	867	867	869	867	804	5,130人
	平成30年	819	863	868	874	867	866	5,157人
	平成31年	835	827	864	875	872	866	5,139人
	平成32年	821	841	828	871	873	871	5,105人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	896	883	890	901	951	927	5,448人
	平成28年	843	895	884	890	901	951	5,364人
	平成29年	849	842	896	886	892	903	5,268人
	平成30年	806	849	844	899	889	894	5,181人
	平成31年	868	806	851	846	902	891	5,164人
	平成32年	868	868	808	853	848	904	5,149人

浜北区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	平成27年	833	899	939	1,037	1,017	934	5,659人
	平成28年	818	882	938	977	1,048	1,026	5,689人
	平成29年	803	866	919	977	988	1,059	5,612人
	平成30年	784	850	902	957	987	999	5,479人
	平成31年	767	831	886	940	968	998	5,390人
	平成32年	752	812	867	922	951	979	5,283人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推 計 人 口	平成27年	1,077	1,022	971	996	1,001	949	6,016人
	平成28年	955	1,086	1,032	973	1,002	999	6,047人
	平成29年	1,050	964	1,097	1,034	979	1,001	6,125人
	平成30年	1,083	1,060	973	1,100	1,040	979	6,235人
	平成31年	1,023	1,092	1,070	976	1,106	1,040	6,307人
	平成32年	1,021	1,034	1,104	1,073	982	1,107	6,321人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推 計 人 口	平成27年	970	956	869	896	899	858	5,448人
	平成28年	954	971	953	873	890	901	5,542人
	平成29年	1,004	955	967	957	867	893	5,643人
	平成30年	1,006	1,005	952	971	951	870	5,755人
	平成31年	984	1,007	1,002	956	966	954	5,869人
	平成32年	1,045	985	1,004	1,006	950	969	5,959人

天竜区

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	平成27年	132	142	150	139	159	166	888人
	平成28年	127	140	148	150	140	159	864人
	平成29年	121	135	146	148	151	140	841人
	平成30年	115	128	141	146	149	151	830人
	平成31年	116	121	134	142	147	149	809人
	平成32年	111	120	127	135	143	147	783人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推 計 人 口	平成27年	142	169	156	162	163	196	988人
	平成28年	164	142	167	157	162	165	957人
	平成29年	158	164	140	169	156	164	951人
	平成30年	138	158	163	141	168	158	926人
	平成31年	150	138	156	164	140	170	918人
	平成32年	147	150	136	158	163	142	896人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推 計 人 口	平成27年	194	201	224	198	238	215	1,270人
	平成28年	196	193	200	222	196	237	1,244人
	平成29年	166	197	192	200	220	194	1,169人
	平成30年	165	165	196	191	197	219	1,133人
	平成31年	159	164	165	195	189	197	1,069人
	平成32年	171	158	163	164	192	188	1,036人



浜松市子ども・若者支援プラン
発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
編集／浜松市こども家庭部 次世代育成課 TEL(053)457-2795
発行日／平成 27 年 3 月 (予定)

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市子ども・若者支援プラン (案)
意見募集期間	平成26年11月19日(水)～平成26年12月19日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 次世代育成課あて
所在地 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
FAX : 053-457-2039
E-mail : katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

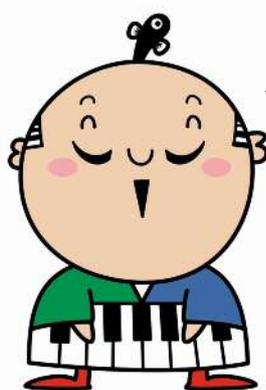
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の見直しについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><見直しの趣旨></p> <p>現在の計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間であるため、条例に基づき犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的・計画的に推進するために見直しするものです。</p> <p>この基本計画では、市、市民、事業者及び関係機関等が協働して事業に取り組むことで地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念をもち、将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p><浜松市の犯罪の状況></p> <p>平成25年と10年前の平成16年の犯罪状況を比較すると、全体の件数は半減しています。</p> <p>しかし、犯罪内容をみると、暴行・傷害などの粗暴犯は、件数が横ばいに推移しており、体感治安に大きな影響のある犯罪が、依然として高い水準にあるといえます。</p> <p>また、振り込め詐欺などの特殊詐欺や危険ドラッグに起因する事件・事故等が発生し、さらに、暴力団の存在は、市民生活に依然として大きな不安と脅威を与えています。</p>
対象の区協議会	全ての区協議会
内 容	<p>①計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間</p> <p>②基本理念 浜松市が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穏に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、この計画では次の基本理念を掲げ、市、市民、事業者などが協力・連携して、各種の取り組みを進めることとします。</p> <p>「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」</p> <p>③基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自らの防犯意識を高める ・地域が協働して安全で安心なまちをつくる ・子どもの安全の確保 ・犯罪の起きにくい地域環境をつくる ・犯罪被害者等への支援 <p>④推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催 ・地区安全会議意見交換会の開催 ・犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内会議の開催

	<p>⑤新規・重点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚・防犯能力向上のための情報提供 特殊詐欺等に遭わないための出前講座の実施 ・危険ドラッグの危険性についての啓発 街頭キャンペーンの実施及び市民大会の開催 ・自主的防犯活動への取組みの促進 地区安全会議の設立及び活動支援 ・暴力団排除に向けた活動 市民大会の開催など住民意識の高揚 ・危険な空き家の適正管理 空き家関連法案等国の動向に注視しつつ、条例の制定を検討 				
<p>備考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)</p>	<p><今後の予定></p> <p>12月16日 パブリック・コメントの実施（～翌年1月16日まで）</p> <p>1月下旬 パブリック・コメントの結果報告及び市の考え方の公表</p> <p>2月 市民文教委員会へ結果報告</p> <p>4月 基本計画施行</p>				
<p>担当課</p>	<p>市民生活課</p>	<p>担当者</p>	<p>渥美 和弘</p>	<p>電話</p>	<p>457-2231</p>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本

計画の見直しに対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）」とは

浜松市では、平成22年度に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、『犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とし、防犯に関する様々な取り組みを行ってきました。今回の計画では、本市における近年の犯罪情勢や地域の状況を踏まえ、新たに平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成26年12月16日（火）～平成27年1月16日（金）

3. 案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）にて配布

浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	市民生活課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 市民生活課あて
③電子メール	simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-452-0291（市民生活課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成27年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部市民生活課（TEL 053-457-2231）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要	……	P 1～P 2
●浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）	…	P 3
第1章 基本計画の策定にあたって	……	P 5
1 策定の趣旨	……	P 5
2 策定の基本方針	……	P 5
3 計画期間	……	P 5
第2章 浜松市の犯罪の状況と防犯の取組み	……	P 6
1 浜松市の犯罪の状況	……	P 6
2 防犯の取組みの状況	……	P 9
第3章 安全で安心なまちづくりのための施策	……	P 14
1 基本理念	……	P 14
2 基本方針	……	P 14
3 それぞれの役割	……	P 15
4 推進体制	……	P 15
5 今後の取組み	……	P 16
6 施策の体系	……	P 24
資料編	……	P 25～P 48
●意見提出様式（参考）	……	P 50

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の見直し
趣旨・目的	・現在の基本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画期間のため、平成 22 年 1 月に施行した「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第 6 条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために見直しするものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・現行計画は平成 26 年度末に計画期間が満了となるため、直近の犯罪動向を踏まえ、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画を策定します。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・浜松市が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穩に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、市、市民、事業者及び関係機関等が協働して事業に取り組むことで、地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念をもち、将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。
案のポイント （見直し事項など）	<p>【浜松市の犯罪の状況】 平成 25 年と平成 16 年の浜松市の犯罪の状況を比較すると、犯罪認知件数は半減しています。しかし、犯罪内容をみると、暴行・傷害などの粗暴犯については、件数が横ばいに推移しており、体感治安に大きな影響のある犯罪が、依然として高い水準にあるといえます。また、振り込め詐欺などの特殊詐欺や危険ドラッグに起因する事件・事故等が発生し、さらに、暴力団の存在は、市民生活に依然として大きな不安と脅威を与えています。</p> <p>【計画期間】 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間</p> <p>【基本理念】 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>【基本方針】 市民自らの防犯意識を高める 地域が協働して安全で安心なまちをつくる 子どもの安全の確保 犯罪の起きにくい地域環境をつくる 犯罪被害者等への支援</p>

	<p>【推進体制】 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催 地区安全会議意見交換会の開催 犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内会議の開催</p> <p>【新規・重点事業】 防犯意識の高揚・防犯能力向上のための情報提供 特殊詐欺に遭わないための出前講座の実施 危険ドラッグの危険性についての啓発 街頭キャンペーンの実施及び市民大会の開催 自主的防犯活動への取組みの促進 地区安全会議の設立及び活動支援 暴力団排除に向けた活動 市民大会の開催など住民意識の高揚 危険な空き家の適正管理 空き家関連法案等国の動向に注視しつつ、条例の制定を検討</p>								
関係法令・ 上位計画など									
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<table border="0"> <tr> <td>平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月</td> <td>案の公表・意見募集</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 1 月下旬</td> <td>市の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 2 月</td> <td>市民文教委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 4 月</td> <td>基本計画の施行</td> </tr> </table>	平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月	案の公表・意見募集	平成 27 年 1 月下旬	市の考え方を公表	平成 27 年 2 月	市民文教委員会へ報告	平成 27 年 4 月	基本計画の施行
平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月	案の公表・意見募集								
平成 27 年 1 月下旬	市の考え方を公表								
平成 27 年 2 月	市民文教委員会へ報告								
平成 27 年 4 月	基本計画の施行								

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

(案)



浜 松 市

平成 2 7 年 4 月

目次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	5
2 策定の基本方針	5
3 計画期間	5

第2章 浜松市の犯罪の状況と防犯の取組み

1 浜松市の犯罪の状況	6
2 防犯の取組みの状況	9

第3章 安全で安心なまちづくりのための施策

1 基本理念	14
2 基本方針	14
3 それぞれの役割	15
4 推進体制	15
5 今後の取組み	16
6 施策の体系	24

資料編

犯罪認知件数等（資料1～資料8）	25
安全・安心まちづくり推進要綱（国の資料）	33
浜松市の平成25年度関連事業一覧	42
浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	44
浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会設置要綱	47

第1章 基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

浜松市では、平成15年をピークに、刑法犯認知件数は減少傾向にあります。しかし、平成25年においては、殺人や強盗などの凶悪犯、暴行や傷害などの粗暴犯、風俗犯などが、依然として多く発生しています。また、自転車盗や車上ねらい、空き巣などの窃盗犯が市内全体の刑法犯認知件数の約73%を占めており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域における自主的防犯活動が大変重要なものとなっています。

こうした状況の中、市や市民、警察などの関係機関等が協力して、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成22年1月1日から施行しました。

この基本計画は、条例に基づいて、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、市、市民、事業者及び関係機関等が協働して取り組むことで、地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念をもって、将来にわたって安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものです。

2 策定の基本方針

この基本計画においては、近年の犯罪情勢や地域の状況を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりの基本的な考え方や方策、推進体制について策定するものです。

なお、従来策定していた推進計画については、重複する部分も多く、推進計画に掲載すべき具体的な事業内容、予算等や進捗管理については、総合計画の推進や政策・事業評価を通じて行うこととします。

3 計画期間

この計画の期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

計画期間中は、「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を年1回程度定期的で開催し、犯罪情勢や地域の状況などの情報を共有するとともに、計画を推進していきます。

また、犯罪情勢の変化や防犯施策の浸透等により計画改定の必要が生じた場合は、協議会における協議を通じて、改定してまいります。

第2章 浜松市の犯罪の状況と防犯の取組み

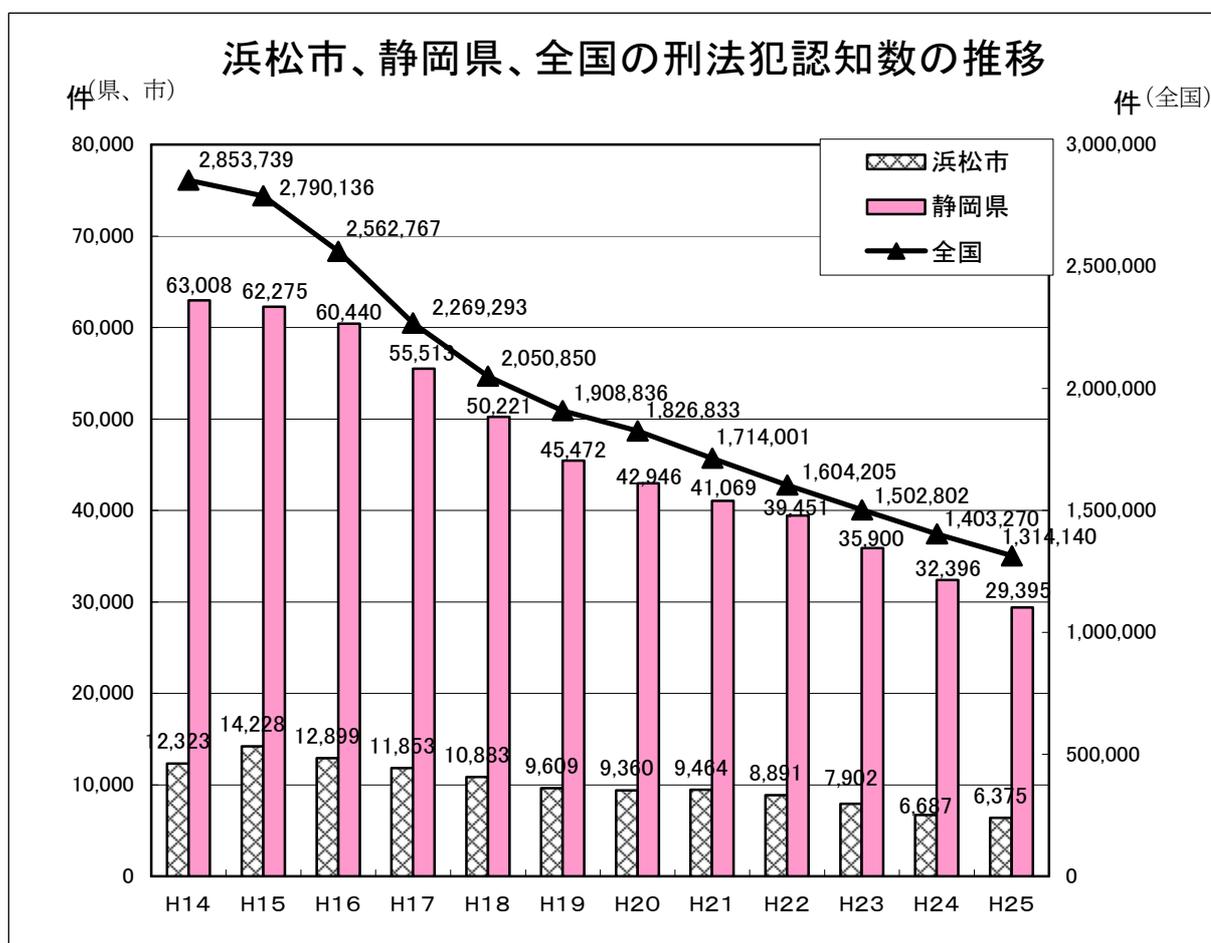
1 浜松市の犯罪の状況

全国と静岡県は、平成14年をピークに減少していますが、浜松市では、平成15年をピークに減少しています。

平成25年の状況をみると、全国では1,314,140件（ピーク時の46.0%）、静岡県では29,395件（ピーク時の46.7%）であり、浜松市は6,375件（ピーク時の44.8%）となっており、全国と同じように減少傾向にあります。

平成25年の静岡県の総件数に対する浜松市の総件数の割合は、21.7%となっており、県の人口に対する市の人口比率とほぼ一致しています。

【刑法犯認知件数】



また、平成25年の浜松市、静岡県、全国の刑法犯認知件数の種別内訳をみると、いずれも窃盗犯が多く、市では全体の約73%を占めています。

【平成25年 刑法犯認知件数の種別内訳】 (単位：件)

種別	浜松市	静岡県	全国
凶悪犯	43	174	6,757
粗暴犯	323	1,530	66,494
窃盗犯	4,647	21,951	981,233
知能犯	260	974	43,141
風俗犯	50	246	12,041
その他	1,052	4,520	204,474
計	6,375	29,395	1,314,140

※ 「凶悪犯」 殺人、強盗、放火、強姦 「粗暴犯」 暴行、傷害、脅迫、恐喝等
「窃盗犯」 自転車盗、車上ねらい、万引き等 「知能犯」 詐欺、横領、偽造等
「風俗犯」 賭博、わいせつ等
「その他」 住居侵入、器物損壊、公務執行妨害等を含む前記以外の刑法犯

浜松市において、平成25年の犯罪状況と10年前の平成16年の犯罪状況を比較すると、全体の件数は半減しています。

しかしながら、犯罪内容をみると、暴行・傷害などの粗暴犯については、平成25年においては323件あり、平成16年の325件と比較してみても、体感治安に大きな影響のある犯罪が、依然として高い水準にあるといえます。

【平成25年と平成16年（10年前）の刑法犯認知件数の比較】 (単位：件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
平成16年(A)	118	325	10,055	508	73	1,820	12,899
平成25年(B)	43	323	4,647	260	50	1,052	6,375
増減数(B-A)	-75	-2	-5,408	-248	-23	-768	-6,524
増減率(B/A)	36.4%	99.4%	46.2%	51.2%	68.5%	57.8%	49.4%

また、県内市区町の中で、浜松市の重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、強制わいせつ、略取誘拐）の状況についてみると、殺人（浜北区：3件）、放火（中区：5件）、略取誘拐（中区、東区：1件）の件数が、最も多くなっています。

※ 「略取誘拐」 身代金目的の誘拐

【平成25年 重要犯罪認知件数】※発生件数上位3市区町

殺人	強盗	放火	強姦	強制わいせつ	略取誘拐
【3件】 浜松市浜北区	【7件】 沼津市ほか 1市	【5件】 浜松市中区	【3件】 焼津市	【27件】 沼津市	【1件】 浜松市中区、 浜松市東区、 静岡市葵区 ほか2市
【2件】 浜松市中区、 浜松市東区、 沼津市ほか 2市1町	【6件】 静岡市清水区 ほか1市	【4件】 静岡市葵区	【2件】 浜松市東区、 浜松市南区、 浜松市北区、 静岡市葵区 ほか1市1町	【16件】 浜松市中区	
【1件】 浜松市西区、 浜松市南区、 浜松市北区、 浜松市天竜区、 伊東市ほか 5市2町	【5件】 浜松市中区 ほか2市	【3件】 沼津市		【14件】 静岡市葵区 ほか1市	

次に、平成25年の市の区ごとの刑法犯認知件数をみると、中区が2,489件と、県下の43市区町の中で最多となっています。

また、東区は1,164件(9位)、西区は680件(17位)、南区は772件(15位)、北区は524件(19位)、浜北区は628件(18位)、天竜区は118件(35位)となっています。

犯罪種別件数でみると、中区では、暴行・傷害などの粗暴犯が142件、詐欺などの知能犯が137件と他の区と比べて多くなっています。

【平成25年 区別の刑法犯種別件数】

(単位：件)

区名	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
中区	13	142	1,774	137	23	400	2,489
東区	7	58	840	59	6	194	1,164
西区	5	28	537	10	5	95	680
南区	8	35	576	20	6	127	772
北区	4	33	381	17	2	87	524
浜北区	5	24	454	12	6	127	628
天竜区	1	3	85	5	2	22	118
計	43	323	4,647	260	50	1,052	6,375

窃盗犯の内訳は、自転車盗が最も多く、続いて万引き、車上ねらいとなっています。

自転車盗については多発傾向も、管轄警察署の警戒と無施錠者に対する声掛けや「ツーロック作戦」と銘打ったチェーンロックの配布など、地道な啓発活動が功を奏し平成23年以降減少傾向にあります。

【平成25年 区別の窃盗犯種別内訳】

(単位：件)

種別 区名	総数	空き巣	事務所荒し	出店荒し	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	置引き	車上ねらい	部品ねらい	自動販売機ねらい	万引き	その他
中区	1,774	53	11	45	16	97	636	142	112	90	4	292	276
東区	840	39	7	36	8	25	206	60	86	44	5	185	139
西区	537	34	5	6	5	15	118	34	95	29	3	78	115
南区	576	28	5	17	6	38	121	20	124	22	3	69	123
北区	381	17	2	11	2	15	76	19	35	22	3	88	91
浜北区	454	9	2	3	4	25	153	21	37	22	3	75	100
天竜区	85	2	0	0	0	4	17	2	7	2	0	7	44
計	4,647	182	32	118	41	219	1,327	298	496	231	21	794	888

【全国の特種詐欺の被害状況】

(単位：件、千円)

年	全 国		静岡県	
	認知件数	被害総額	認知件数	被害総額
平成23年	7,216	20,404,306	163	293,908
平成24年	8,693	36,436,113	174	807,074
平成25年	11,998	48,949,490	257	1,279,512

※ 静岡県の数値は、静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課の数値です。

2 防犯の取組みの状況

各警察署管内には、地域の皆さんなどにより防犯協会が組織され、警察と連携して地域の防犯活動を行っています。また、警察と防犯協会が連名で地域の皆さんを地域安全推進員として委嘱し、地域に根ざした防犯活動を進めてきました。

近年、子どもや女性が被害者となる犯罪が頻発するとともに、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法などは、一旦は減少に転じたものの、詐欺手口の巧妙化から平成23年以降、増加傾向になっています。こうした状況を踏まえ、市では、次のような防犯の取組みを実施しています。

(1) 地域における防犯活動

各地域では、防犯協会等から委嘱された**地域安全推進員**が地元の交番などと協力して、学校周辺での児童の見守り活動、地域の防犯パトロール、防犯街頭キャンペーンなどの防犯活動を実施しています。

また、自治会やシニアクラブ、青少年健全育成会、防犯ボランティアなどにより、防犯パトロールや防犯講習会の開催、防犯マップの作成や回覧板などによる防犯情報の広報活動など、自主的な防犯活動により犯罪の起きにくい地域づくりが展開されています。

①青色回転灯装着車両による防犯パトロール（通称「青パト」）

地域の犯罪発生を抑制するため、地域安全推進協議会や防犯協会、青少年健全育成会、その他の防犯ボランティア団体が、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施しています。

現在、市内では、19団体、青パト認定車両数 307台、青パト実施者証所持者833人が活動しています。

具体的な活動内容は、犯罪や事故が発生しやすい危険な場所などの点検、不審者の発見及び警察への通報、学校周辺や通学路のパトロールなどです。

市でも、公用車44台を青パト認定車両として登録し、職員約600人が実施者講習会を受けて資格を取得し、啓発・警戒などの活動を実施しています。

②子どもの安全の確保

児童・生徒の健全育成を目的に、48中学校区ごとに青少年健全育成会が設立され、登下校時の児童・生徒の見守り、学校周辺や通学路のパトロール、声掛け運動、「こども110番の家」活動など、子どもの安全確保の活動を実施しています。

市では、この青少年健全育成会の活動を支援しています。

【青少年補導活動】

各健全育成から推薦された育成指導員（平成26年度228名）で、週3回（火・金・土）の浜松駅周辺補導と2ヶ月に1回程度の地区補導を行っています。

<平成25年度の状況>

○補導実施回数412回 駅周辺：133回、地区：269回、特別：10回

○参加者数延2,609人 駅周辺：1,526人、地区：982人、特別：101人

○補導状況 補導人数：374人、声掛け人数：2,022人

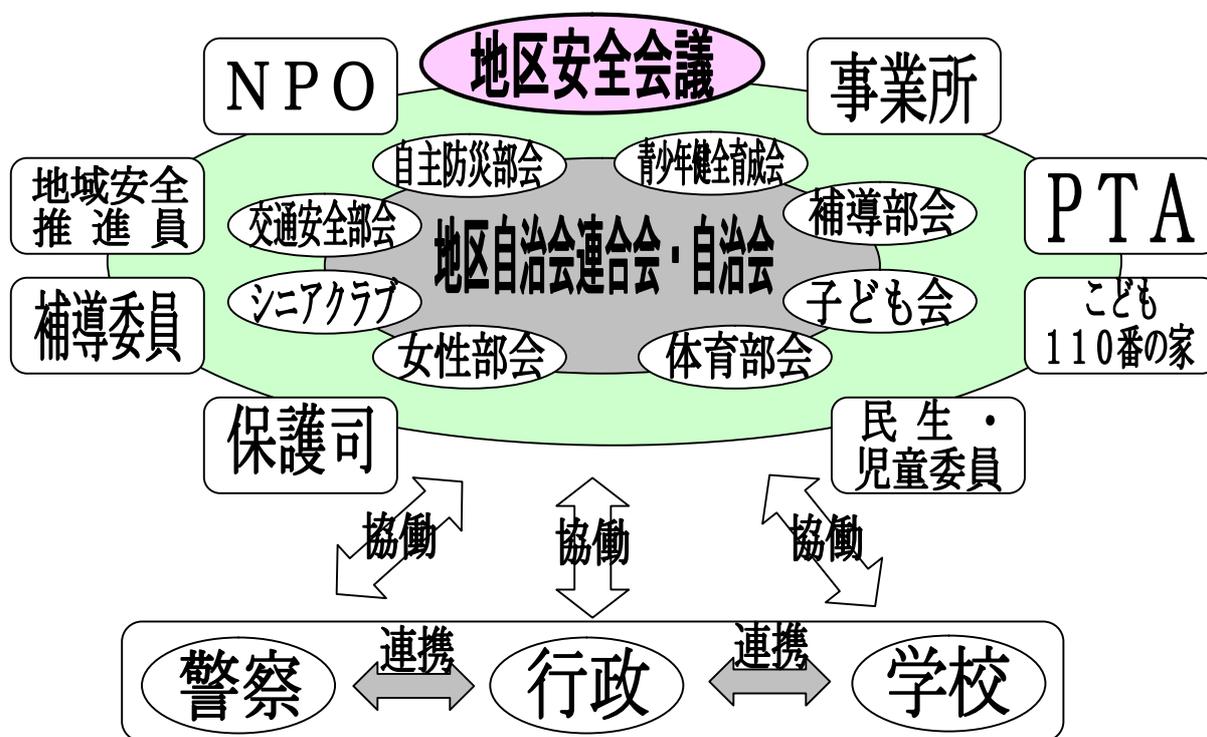
③地区安全会議による活動

「地区安全会議」とは、地域の皆さんによる自主的防犯活動の促進や地域ぐるみの安全活動を支える組織として、概ね中学校区を範囲内とした複数の自治会組織を中心に青少年健全育成会、地域安全推進員、民生・児童委員、保護司、防犯ボランティア、シニアクラブ、事業所などの様々な団体や個人、学校、警察などの行政機関等が協力・連携した組織です。

【地域防犯活動支援事業】

平成17年度から平成20年度までに、県の補助事業によって31の地区安全会議が設立されました。平成21年度以降は、市が市内の概ね中学校区の範囲全ての地域に地区安全会議を設立することを目標に、地区自治会連合会へ組織の趣旨等を説明し、設立を支援してきました。この組織設立時には、最低限必要な防犯啓発物品（のぼり旗、防犯ベスト、懐中電灯など）を貸与するほか、各組織の意見交換会を年1回開催し、管轄警察署、防犯アドバイザー協会、青少年健全育成会からの指導・助言をいただき、各組織間の交流を図っています。すでに設立されている団体には、年間を通じて不足となった防犯啓発物品の貸与や、地域における防犯相談を受けながら、その解決に向けて地域、市、警察等が一丸となって安全安心なまちづくりに取り組んでいます。この地区安全会議は、平成26年3月末現在、59地区に対して46地区に設立されています。

〈地区安全会議概要図〉



④地域防犯活動拠点の充実への支援

有楽街にある「まちなか防犯センター」において、センターの賃貸料及び光熱水費などの助成をしています。

(2) 暴力団排除に向けた活動

① 浜松市暴力団排除条例の制定（平成25年1月1日施行）

暴力団が関わる犯罪は、市民生活に依然として大きな不安と脅威を与えています。市では、**暴力団の排除に関して、市、市民、事業者の役割を明らかにし、暴力団の排除に関する市の施策など必要な事項を定め、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民、事業者の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与する**ことを目的に条例を制定しました。また、浜松市警察部及び市内の5警察署と「浜松市が行う事務事業から暴力団の排除を行うにあたり、相手側が暴力団員等に該当するかどうかについて市内の警察署への照会などができる合意書」を交わし、連携しています。

【市内の暴力団】

暴力団組織	約15
暴力団勢力	約220人

平成25年12月末現在 静岡県警察本部の統計

② 暴力追放市民大会の開催

市では、昭和41年から自治会をはじめ、警察や防犯協会などの関係団体と連携し、各地区において暴力追放市民大会を開催し、反社会的勢力には屈しないという強い住民意識の高揚を図っています。

【主な暴力追放市民大会】

- ・暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会
- ・北区 安全・安心まちづくりの集い
- ・天竜区 安全・安心まちづくりの集い
- ・庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会

(3) 情報提供と啓発活動

防犯協会や地区安全会議、自治会による防犯講習会の開催や街頭キャンペーンなどを通じて、市民の防犯意識の高揚に努めています。

また、各警察署と防犯協会が、身近で発生している事件・事故あるいは不審者情報等を、携帯電話やパソコンのメール、広報チラシなどで市民に情報を発信しています。

市でも、市民向けのメール配信や街頭キャンペーンによる情報提供、暴力追放市民大会の開催など、啓発事業を実施しています。

① 「浜松市防災ホットメール」配信による情報の提供

市では、市民がいち早く犯罪に対する情報を得ることによって、自身の身の安全を図ることを目的に、携帯電話などのメール機能を利用して「防犯情報」を配信しています。

② 防犯講習会などの開催

各地域では、警察署や防犯協会の協力を得て、防犯講習会などを実施しています。市でも、出前講座「悪質商法の被害に遭わないために」で、講師を派遣しています。

主に浜松市消費者団体連絡会の方が講師として、シニアクラブ、自治会等で啓発、指導・助言などを行っています。また、地区安全会議の意見交換会では、防犯アドバイザー協会（自主的防犯ボランティア団体）から指導・助言をいただいています。

【浜松市出前講座申込み件数：悪質商法の被害に遭わないために】

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
講座回数	50回	29回	39回	46回
受講者数	1,378人	1,165人	1,353人	1,566人

（４）安全で安心なまちづくりのための環境整備

犯罪が起きにくいまちづくりを進めるためには、防犯に配慮した環境の整備が重要となります。

市内では、自治会による防犯灯の設置や商店街による街路灯の設置、または、各種団体によるまちの美化活動や公園の清掃活動などの環境整備が行われています。市では、防犯灯や街路灯、商店街の防犯カメラの設置に対する助成をはじめ、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場などの公共施設の整備に努めています。

①防犯灯の設置

自治会では、地域の防犯のため防犯灯を設置しています。

市では、この防犯灯の設置経費と電気料等について助成しています。

（平成26年4月1日現在、市内には66,596灯の防犯灯が設置）

②商店街の街路灯、防犯カメラの設置

商店街では、商店街の保安のため、街路灯や防犯カメラを設置し、消費者が安心して買い物できる空間づくりに努めています。

市では、商店街が街路灯や防犯カメラを設置する場合、その設置などの経費の一部を助成しています。

（５）犯罪被害者等支援事業

犯罪により被害を受けた被害者や家族、遺族等の権利や利益を保護するとともに、再び平穏な生活ができるよう、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行されています。

市においても、くらしのセンターに犯罪被害者等支援総合相談窓口を設け、被害者等からの相談に対して、警察や県、NPO法人などの関係機関と連携して、助言や情報の提供等を行っています。

第3章 安全で安心なまちづくりのための施策

1 基本理念

浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穩に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、この計画では次の基本理念を掲げ、市、市民、事業者などが協力・連携して、各種の取組みを進めることとします。

【基本理念】

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

2 基本方針

基本理念の実現に向けた基本的な方針として、以下の項目を設定します。

◎市民自らの防犯意識を高める

「自らの地域の安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯や犯罪に遭わないための知識の向上を目指していきます。

◎地域が協働して安全で安心なまちをつくる

市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域の活動に参加することにより地域コミュニティが生まれます。

地域ごとの環境やコミュニティ、犯罪の特色等を考慮し、それらに合わせた防犯活動を推進し、安全で安心な地域づくりを目指します。

◎子どもの安全の確保

子どもが犯罪の被害者とならないよう、防犯や犯罪についての教育を行い、正しい知識や技術を身につけることに努めるとともに、地域の皆さんが連携し、地域全体で子どもを見守る活動を推進します。

◎犯罪の起きにくい地域環境をつくる

防犯に配慮した道路や公園、駐車場、建物等を整備することで、犯罪の機会を与えない地域環境づくりを目指します。

また、市内に住宅を設計、建築しようとする者は、防犯に配慮した構造や設備等とするよう努めるものとします。

◎犯罪被害者等への支援

犯罪により被害を受けた被害者や家族、遺族等が、再び平穩な生活を送ることができるようになるためには、国や地方公共団体による施策措置はもとより、地域の全ての人々の理解と協力が必要であることから、行政と市民が協力し合い、犯罪被害者等の尊厳が守られる地域社会づくりを目指します。

3 それぞれの役割

市の役割

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を図ります。また、防犯に対する庁内の連携を強化し、総合的な施策を実施します。

市民の役割

市民一人ひとりは、様々な機会を利用して自らの防犯意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

また、市の実施する施策についても協力・連携するよう努めます。

事業者の役割

事業者は、所有・管理する土地・建物を適正に管理し、必要な防犯設備の設置に努め、事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等の安全確保のため、従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。また、地域の一員として、地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

4 推進体制

この計画を総合的に推進するためには、市、市民、事業者、警察などが連携し、地域の状況を考慮して協力することが必要不可欠です。地域における防犯活動の実施は、地域の皆さんが中心となり、地域の実情に合った活動を進めていくことが重要です。

そのため、次のような体制により計画を推進します。

◎犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催

市、市民、警察、その他関係機関からなる「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的に展開していきます。

◎地区安全会議意見交換会の開催

地区安全会議等の自主的防犯活動団体が、相互に情報交換や意見交換等を行うことは、連携や切磋琢磨による相乗効果を生むことに繋がります。そして、浜松市が将来にわたって「犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくり」を展開することができます。

◎犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内会議の開催

市の防犯施策を効果的かつ統一的に実施するため、庁内の防犯施策関係部局で構成する連絡会議を開催し、各種施策の連携を図り、事業計画の見直しなどを行います。

5 今後の取組み

(1) 市民自らの防犯意識の高揚

犯罪を防止するためには、市民一人ひとりが「自らの地域の安全は自らで守る」という意識を持ち、行動することが重要です。自らの住む地域の犯罪状況を知ることや、地域の防犯活動、施設等の安全点検・安全管理などが防犯につながります。

主な取組み

◇市民一人ひとりの防犯意識の高揚、防犯能力の向上のためのメール等による情報提供

犯罪に遭わないためには、いつ、どこで、どのような犯罪が発生しているのか、また、こうした犯罪を防ぐには、どのような方法があるのかを知ることが大変重要です。

市では、警察、防犯協会等と連携して、身近で発生した犯罪情報や防犯情報をメール配信などを通じて提供するとともに、高齢者などが特殊詐欺や悪徳商法に遭わないよう、職員や浜松市消費者団体連絡会等による出前講座を実施します。

市の取組み	内 容
「浜松市防災ホットメール」による情報配信	防災情報等をメールで配信する「浜松市防災ホットメール」を活用して、各警察署・市から犯罪情報、防犯情報を提供します。
特殊詐欺等に遭わないための出前講座の実施	シニアクラブなど市民からの依頼を受け、職員等を派遣し、特殊詐欺や悪徳商法に遭わないための講座を実施します。
防犯啓発街頭キャンペーン	防犯団体、消費者団体や警察、防犯協会と連携して、防犯キャンペーンや消費者被害防止キャンペーンなどを実施します。

◇危険ドラッグの危険性についての啓発

近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

こうした中、危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、街頭キャンペーンの実施や市民大会の開催などをします。また、県と連携・協力しながら薬物乱用防止対策を実施していきます。

◇地域の自主的防犯活動への積極的な参加促進

地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりは、地域の皆さんの主体的な活動が不可欠です。地域においては、地域の安全点検や防犯パトロールなどを実施していますが、こうした活動が継続的に、さらに活発に行われていくためには、地域の皆さんが積極的に参加していく必要があります。

市では、広報紙などを通じて、地域の皆さんにこうした活動への参加を呼びかけていきます。

◇車や自転車等の施錠確認や住宅等の身の回りの安全点検の実施促進

自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、空き巣などの犯罪が多発しています。こうした犯罪は、施錠の徹底や住宅等の身の回りの安全点検のほか、二重施錠や照明設備の設置などの防犯対策を実施することにより、防止することができます。市では、市民自らができるこうした防犯対策を実施するよう、広報紙やメール配信などを通じて周知していきます。

(2) 地域と協働した防犯対策

防犯活動は一時的にするのではなく、地域の状況に合わせて継続的かつ恒常的に行うことが重要です。

このため、自治会や地区安全会議等の地域における様々な自主的防犯活動団体に対し、その活動のために必要な助言、その他支援を行います。

主な取組み

◇地域における自主的防犯活動への取組みの促進

地域の防犯は、地域ぐるみで取組む自主的防犯活動が大変重要となっています。平成26年3月末現在、地域の皆さんによる自主的防犯活動の推進組織として「地区安全会議」が、市内59地区中46地区に設立されています。市では、地区安全会議を毎年度新たに3地区ずつ設立できるよう働きかけを行い、全地区への設立を目指します。このため、設立時に必要物品の配布などを行うとともに、継続的な活動を支援するため、設立後も引き続き必要物品の配布や犯罪情報の提供などを行います。

◇防犯活動団体への情報提供やその他必要な支援

市は、警察、防犯協会等と連携して、地区安全会議などの防犯活動団体に対し情報提供や講習会等への講師の派遣などの支援を行います。

市の取組み	内 容
地区安全会議意見交換会の開催	市、地区安全会議、警察等による意見交換会を開催し、情報交換等を通じて、各団体が地域の状況に合わせた活動が展開できるよう支援します。
防犯講座の開催	県、NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会などと連携し、防犯講座を開催します。

◇青色回転灯装着車両による防犯パトロール（通称「青パト」）

地域の犯罪発生を抑制するため、地域安全推進協議会や防犯協会、青少年健全育成会、市、その他の防犯ボランティア団体などにより、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施します。

◇暴力団排除に向けた活動

暴力団の存在は、市民生活に依然として大きな不安と脅威を与えています。

市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民や事業者の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に「浜松市暴力団排除条例」を制定しています。この条例制定を受けて、各地区で暴力追放市民大会を開催し、反社会的勢力には屈しないという住民意識の高揚を図っていきます。

【主な暴力追放市民大会】

- ・暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会
- ・北区 安全・安心まちづくりの集い
- ・庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会

◇地域防犯活動拠点の充実への支援

有楽街にある「まちなか防犯センター」において、センターの賃貸料及び光熱水費などの助成をしていきます。

(3) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪に巻き込まれないためには、保護者や学校、地域の皆さんが連携し、関係機関等と協力して、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

学校や家庭での防犯教育の充実や地域住民による登下校時の見守り活動、学校施設や通学路の安全点検・危険箇所の改善に向けて環境整備を推進します。

なお、子どもが加害者とならない取り組みも併せて推進します。

主な取り組み

◇不審者情報等の提供

不審者が現れた場合や凶悪な事件が発生した場合などには、関係機関と緊密な連携を図り、直ちに幼稚園、保育園、小学校、中学校に情報提供し、児童・生徒等の安全を図る対応を行います。

◇学校における防犯教室等の開催

子どもを狙った犯罪が全国で多発しています。子どもは犯罪から身を守るための知識や経験が少なく、体力的にも精神的にも未成熟であることから、保護者や学校、地域の皆さんなどの支援が必要です。

市では、学校への不審者の侵入を想定した避難訓練や警察OB等をスクールガード・リーダーとして全ての小学校から委嘱し、定期的な巡回、学校に対する警備ポイントや改善点などの指導を行うことで、子ども自身が危険に遭遇した場合の対処方法の習熟を図ります。

市の取り組み	内 容
防犯教室の開催	安全教育を継続的に実施することで、児童や生徒が防犯の知識を身につけ、安全に避難する方法を理解し、自ら安全な行動ができるように努めます。

市の取組み	内 容
「スクールガード・リーダー」の小学校への配置	警察OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、小学校周辺の巡回活動等を行います。

◇地域における登下校時の見守り活動やあいさつ運動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれないための取組みは、地域全体で進めていく必要があります。

子どもが、安心して登下校等ができるよう、保護者や学校、地域の皆さんが連携して見守り活動やあいさつ運動を行い、「大人が子どもたちを見守っている」という社会環境を作ります。

市の取組み	内 容
ひとりひとりにいい声掛けデー	青少年健全育成会連絡協議会が地域の皆さんとともに、毎年11月11日を市内統一の声掛け活動日として実施しています。

◇通学路や学校施設等の安全点検及び危険箇所の改善

登下校時における児童・生徒の安全確保のため、通学路や学校施設等の安全点検・防犯対策が重要となっています。

市の取組み	内 容
通学路の安全対策	学校等への現地調査、ヒアリング等を通じて通学路の危険箇所等の整備に努めます。

◇こども110番の家の普及促進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、子どもが犯罪に遭ったときや危険を感じて助けを求めるときなどは、それぞれの地域で身近に逃げ込める施設（緊急避難しやすい環境づくり）が必要となります。

子どもたちが安全で安心して通学ができるよう、もしものための緊急避難場所として、地域の協力を得て、「こども110番の家」を拡充します。

市の取組み	内 容
「こども110番の家」の拡充	民家や店舗、事業所などの協力により、緊急避難場所として「こども110番の家」を設置します。子どもが避難してきたときに、警察への通報や自宅への連絡等を行い、子どもを保護します。

◇青少年補導活動

青少年育成センターでは、各健全育成から推薦された育成指導員（平成26年度228名）で、週3回（火・金・土）の浜松駅周辺補導と2ヶ月に1回程度の地区補導を行っています。

<目標値（年間）>

補導実施回数：420回、参加者数 延2,400人

<浜松駅周辺>

中心繁華街である駅周辺部における効果的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、少年を適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。

<地区補導>

各健全育成会における効果的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、地域の子どもは地域で育てることを基本にすえ、少年を適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。

<特別補導>

浜松まつり等の祭典開催時、夏季・冬季の一斉的な補導活動の実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行い、少年を適切に指導するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。

◇社会環境実態調査

有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、その実態を把握し、今後の青少年施策の基礎資料とするため、県の依頼に基づき年1回の調査を実施しています。

調査内容は、コンビニエンスストアやカラオケ店、ゲームセンターや漫画喫茶等、市内の店舗（平成25年度594店舗）を訪問し、有害図書等への販売禁止表示の有無や区分陳列状況の確認を行っています。

（4）犯罪の起きにくい環境の整備

安全で安心なまちづくりのためには、警察の取り締まりや地域の防犯活動の促進とともに、犯罪が起きにくい環境を整備することが重要です。

地域においては、防犯灯による夜間の明るさの確保をはじめ、清掃活動や樹木管理など犯罪の起きやすい死角の除去、土地・建物の適正管理などに努め、犯罪の機会を与えない環境づくりに取り組みます。

まちづくりにおいて重要な道路、公園、駐車場等の公共施設において、犯罪抑止に配慮した整備を進めます。

主な取組み

◇地域における防犯灯や街路灯の設置とその支援

防犯灯を計画的に整備し、夜間の明るさを確保することは、犯罪を抑制させる効果があります。

市では、自治会が設置する防犯灯や商店街が設置する街路灯に対して助成を行います。

市の取組み	内 容
防犯灯設置維持管理費補助	自治会が行う防犯灯の設置及び維持管理に要する経費について補助を行います。
商店街施設整備事業補助	商店街が設置する街路灯などを整備する場合、その費用の一部を補助します。

◇地域の美化活動や植栽など、地域における防犯環境づくりの推進

地域で行う公園や空き地の清掃活動、植栽のせん定など、きれいな地域環境を維持することは、地域の連携がとれ、隣人間のコミュニケーションが活発であるとアピールされることから、不審者が地域に入りにくくなるなどの防犯効果があります。

市でも、公園などの適正な管理や悪質な放置自転車等の撤去作業を行うなど、良好な環境の確保に努めています。

◇危険な空き家の適正管理

倒壊の恐れがあるなどの危険な空き家について、空き家の所有者などに適正な管理をするよう通知します。

また、空き家関連の法案について国会の動向に注視しつつ、条例の制定など必要な対策をします。

◇防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の公共施設の整備促進

道路や公園、駐車場、駐輪場等の公共施設は、市民が安心して利用できる場所であってはなりません。

市では、公共施設を整備する際に、犯罪の発生を防ぎ市民が安心して利用できるよう、周囲からの見通しを確保し死角を作らないような工夫をしたり、道路や施設の照度を確保したりするなど、防犯への配慮に努めています。

さらに、防犯に配慮した公園整備事業として、地域の皆さんを対象にワークショップを開催し、安心・安全な公園の整備をしています。

また、必要に応じて、防犯ベルや防犯カメラの設置をしています。

◇防犯に配慮した環境づくりへの助言、協力要請

市民や事業者が住宅等を建築する場合は、防犯に配慮した構造や設備等とすることが重要です。周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置する配慮も必要です。

また、所有する土地・建物について適正に管理し、地域の防犯環境の維持に努める必要があります。

◇公共の場所を対象とした防犯カメラ設置者に対する個人情報保護への配慮の啓発

防犯カメラの設置は、防犯の効果や犯罪が起きたときの証拠の一つとして、ま

た、抑止力としてその効果は高いものがあります。

一方で、公共の場所で本人が知らない間に防犯カメラに撮影され、その映像の不適切な取扱いによって個人のプライバシーが侵害される恐れも否定できません。

市では、公共の場所を対象とした防犯カメラを設置する場合、設置者に対して利用方法や画像の取扱いを適正に行うよう、啓発に努めます。

市の取組み	内 容
防犯カメラ運用基準の遵守の指導	商店街が市の助成制度を利用して防犯カメラを設置する場合、助成条件として、市の定める運用基準を遵守するよう指導します。

(5) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者や家族、遺族等が平穏な生活を営むことができるようにするため、市では、犯罪被害者週間等において、警察や犯罪被害者支援団体等と連携し、生活面や精神面についての相談の対応や助言、各種情報の提供を行います。また犯罪被害者等への理解推進は、犯罪を起こしてはいけないという意識の啓発にも結びつき、犯罪の抑止効果にもつながります。

主な取組み

◇市民への啓発活動

犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について市民の理解を得るため、国等と連携し、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）などにおいて、ポスターの掲示やチラシの配布などの啓発活動を実施します。

◇警察や被害者支援団体等と協力・連携した相談・支援体制の強化

犯罪被害者等は、犯罪等により直接的に精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、犯罪等の対象になったことや再被害を受けることに対する恐怖・不安からも、精神的・身体的な被害を受ける恐れがあります。

こうした被害を軽減したり防止するため、または、被害者の健全な社会復帰のため、警察や犯罪被害者支援センターなどの支援団体等と協力・連携し、相談・支援体制の強化を図ります。

市の取組み	内 容
浜松市犯罪被害者等支援総合相談窓口の設置	くらしのセンター内に「犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談に対し、関係機関と連携して適切な支援を行います。

◇庁内関係各課と連携したきめ細やかな支援策の実施

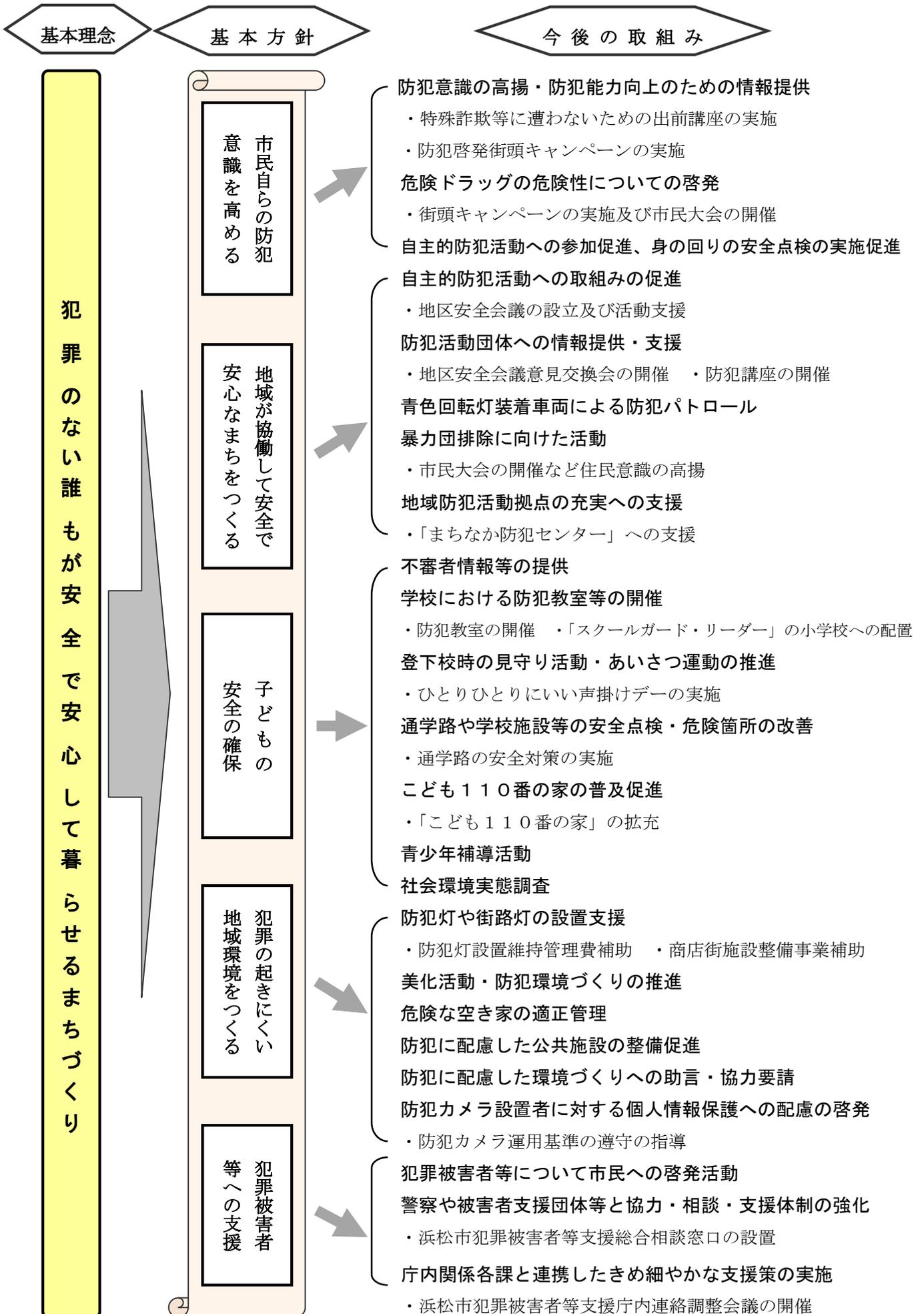
犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われます。こうした損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶えな

どにより、経済的に困窮し、さらに新たな住居の確保や雇用の維持に困難をきたすことも少なくありません。

こうしたことから、庁内の関係各課が連携し、きめ細やかな支援をしていきます。

市の取組み	内 容
浜松市犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議の開催	生活保護や市営住宅、児童相談、心のケアなどを担当する各課による連絡調整会議を開催し、支援体制の整備・充実を図ります。

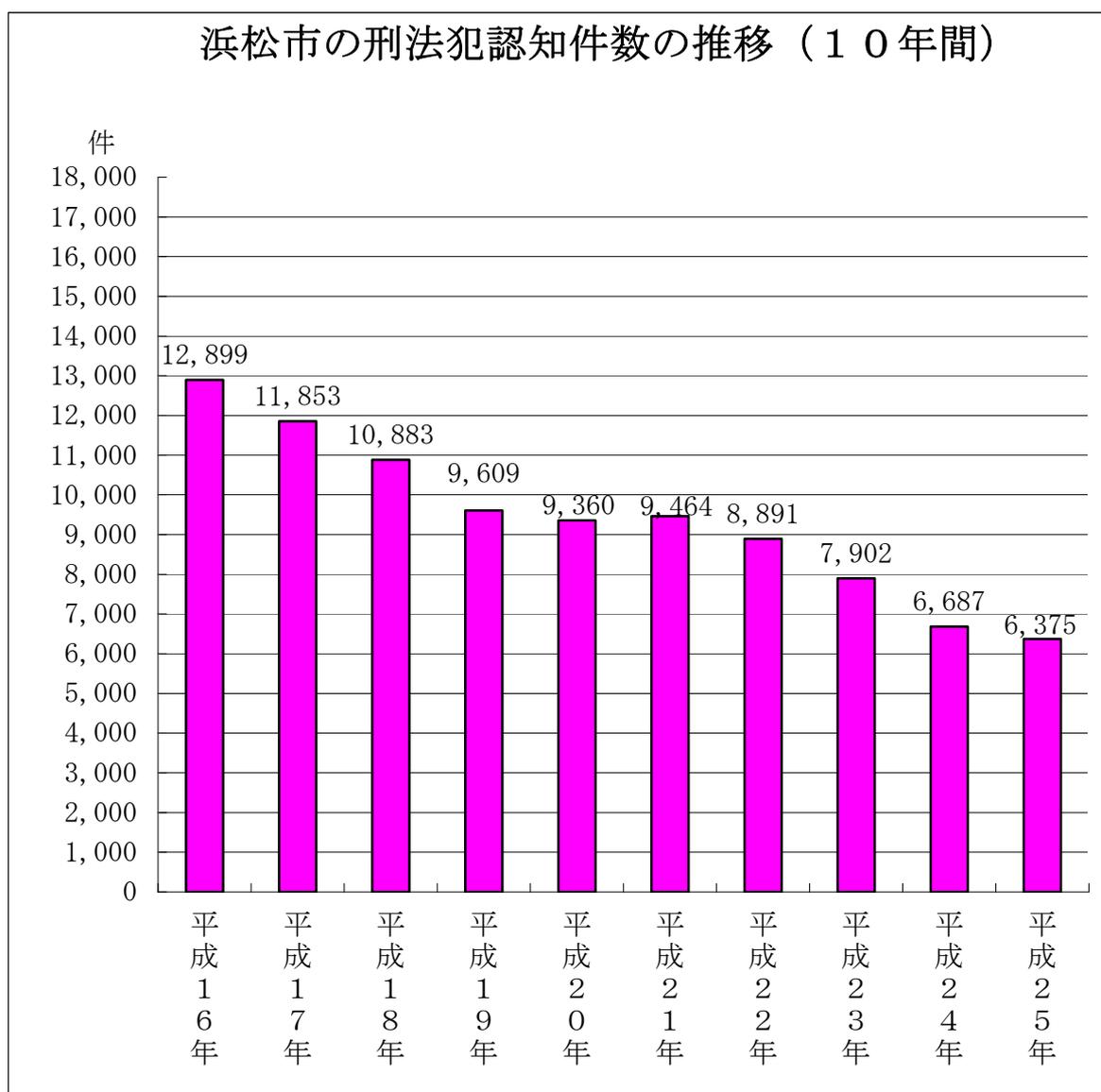
6 施策の体系



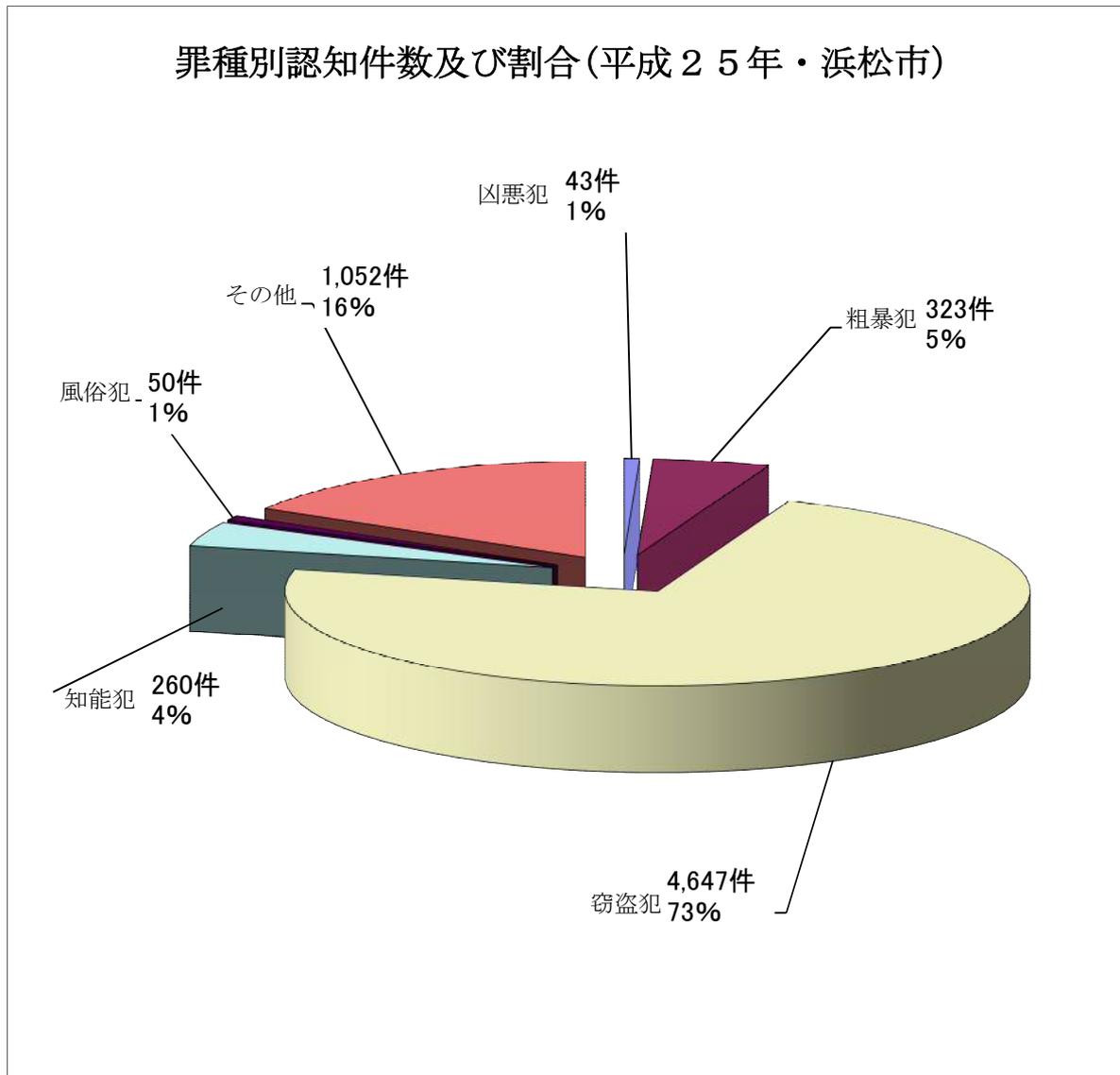
資料編

犯罪認知件数等(資料1～資料8)

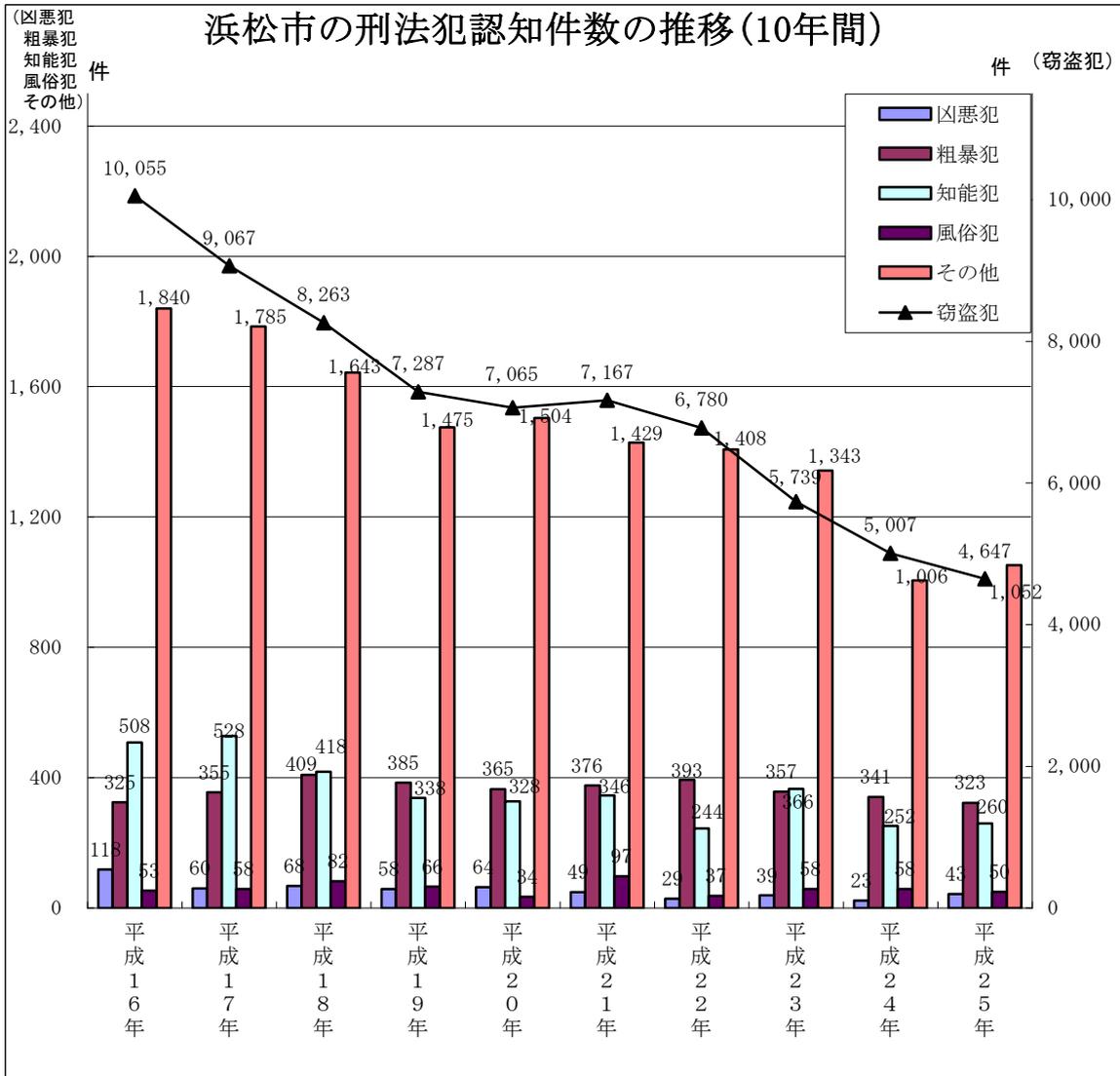
★ 資料1



★ 資料2

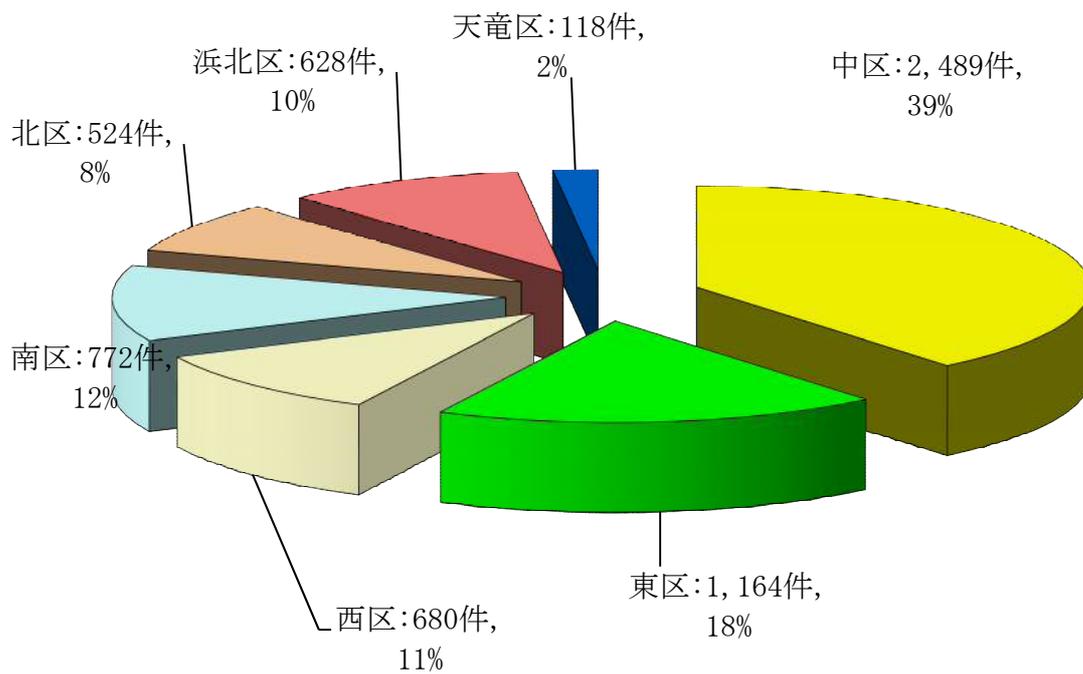


★ 資料 3

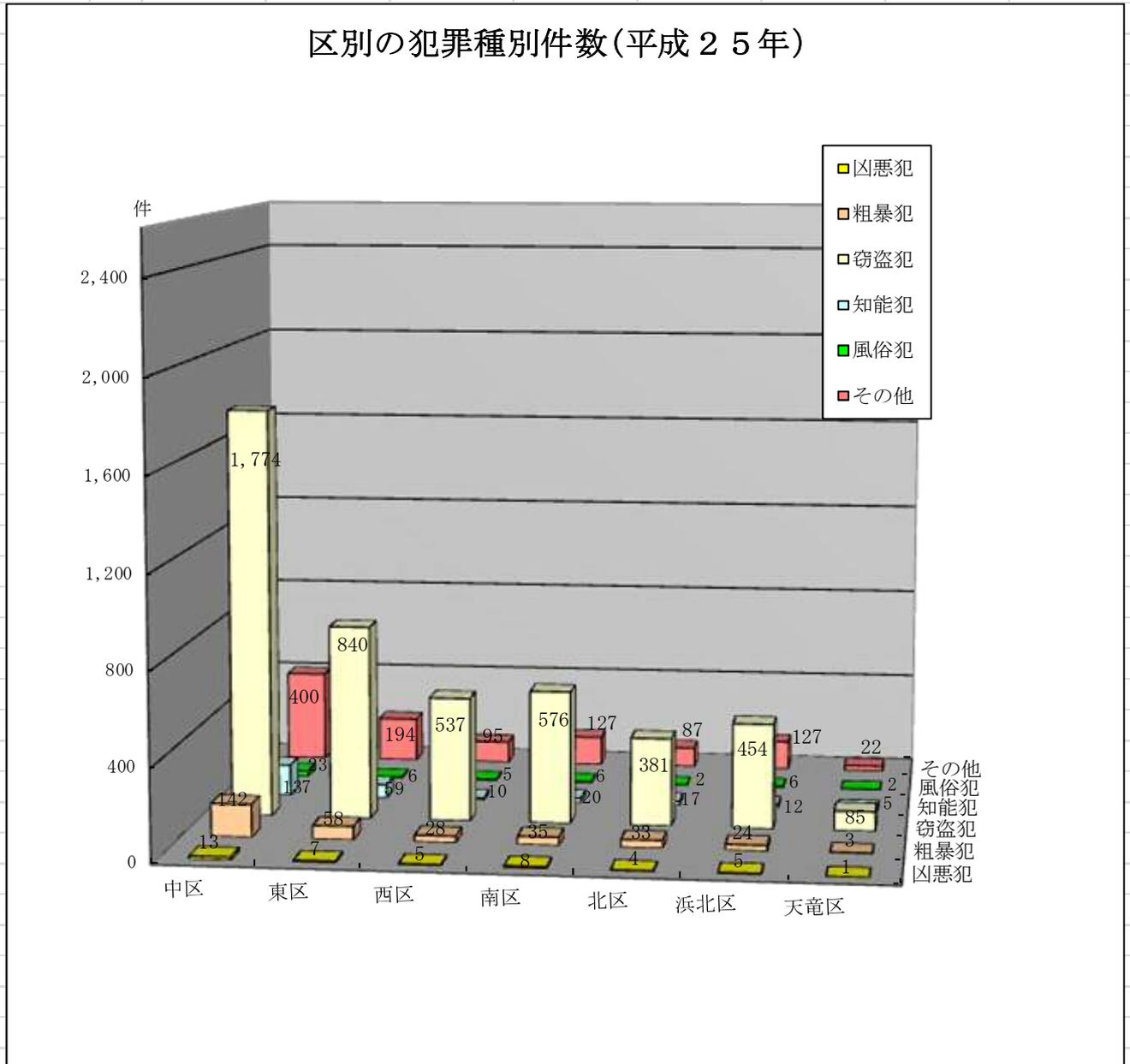


★ 資料4

区別の犯罪認知件数及び割合(平成25年)



★資料5



★資料6

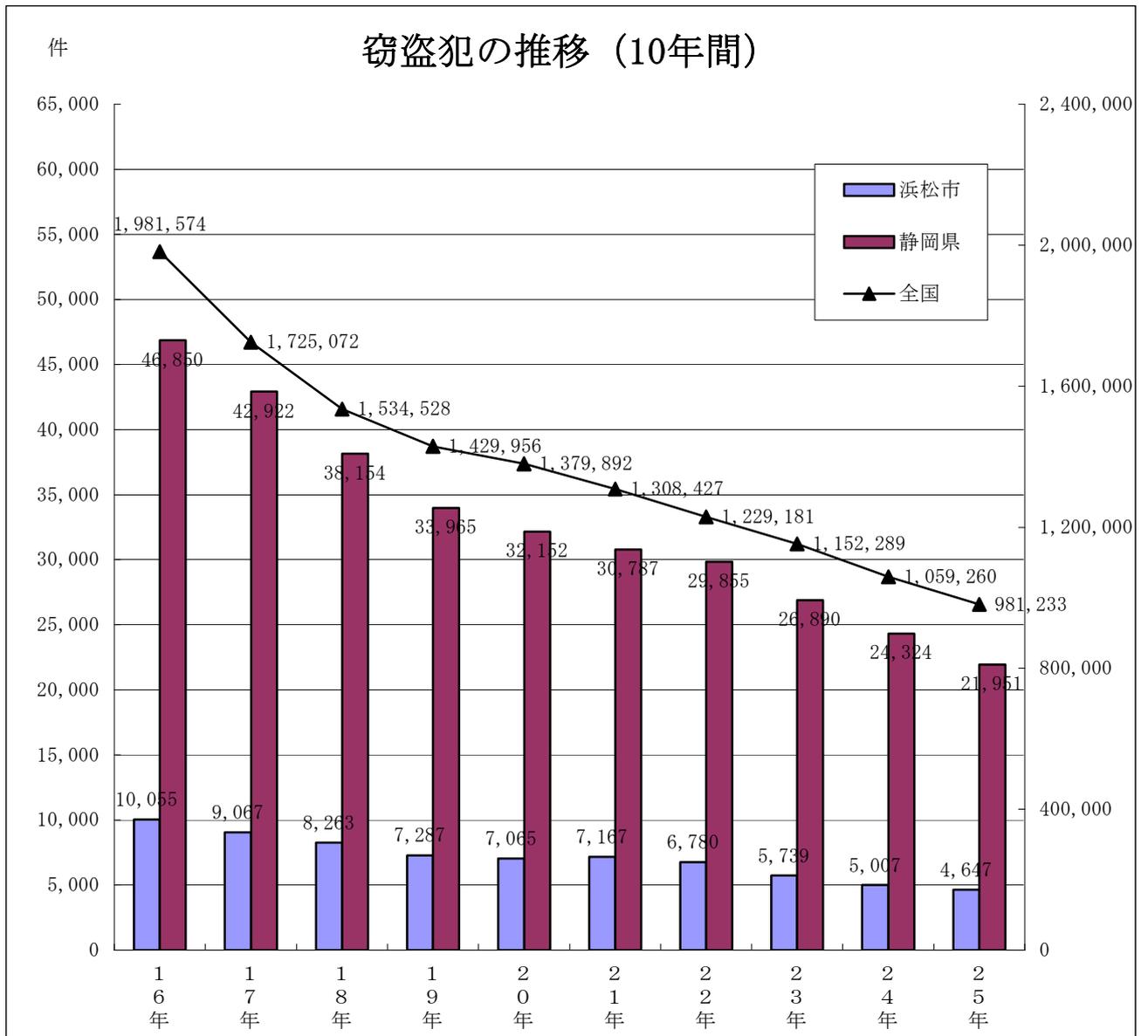
平成25年犯罪認知件数

	市区町名	H25.12.1 の人口	刑法犯 認知件数 (H25年)	合計数の 順位	人口千人 当たりの 発生件数	順位
	県計	3,713,549	29,395	-	7.92	-
1	熱海市	38,135	410	22	10.75	2
2	伊東市	69,628	453	21	6.51	23
3	下田市	23,784	208	32	8.75	11
4	伊豆市	32,295	240	31	7.43	18
5	伊豆の国市	48,867	405	23	8.29	13
6	東伊豆町	13,214	85	37	6.43	25
7	河津町	7,644	59	39	7.72	16
8	南伊豆町	8,945	32	41	3.58	40
9	松崎町	7,051	34	40	4.82	38
10	西伊豆町	8,736	24	42	2.75	42
11	沼津市	195,702	2,055	5	10.50	5
12	三島市	111,225	892	12	8.02	14
13	富士宮市	131,827	930	11	7.05	20
14	富士市	251,603	2,202	3	8.75	10
15	御殿場市	88,394	981	10	11.10	1
16	裾野市	53,776	337	25	6.27	26
17	函南町	38,301	297	27	7.75	15
18	清水町	32,326	315	26	9.74	7
19	長泉町	41,966	263	29	6.27	26
20	小山町	19,746	101	36	5.11	36
	静岡市	709,526	-	-	0.00	-
21	葵区	254,228	2,182	4	8.58	12
	駿河区	212,876	2,285	2	10.73	3
	清水区	242,422	1,656	6	6.83	21
22	島田市	98,563	487	20	4.94	37
23	磐田市	165,220	1,197	8	7.24	19
24	焼津市	140,450	1,264	7	9.00	9
25	掛川市	114,631	743	16	6.48	24
26	藤枝市	143,444	781	14	5.44	33
27	袋井市	84,962	829	13	9.76	6
28	御前崎市	33,232	174	33	5.24	34
29	菊川市	46,198	242	30	5.24	34
30	牧之原市	46,582	264	28	5.67	30
31	吉田町	29,427	162	33	5.51	32
32	川根本町	7,442	7	43	0.94	43
33	森町	18,796	66	38	3.51	41
	浜松市	792,985	-	-	0.00	-
34	中区	234,980	2,489	1	10.59	4
	東区	126,628	1,164	9	9.19	8
	西区	111,431	680	17	6.10	28
	南区	100,373	772	15	7.69	17
	北区	94,294	524	19	5.56	31
	浜北区	93,879	628	18	6.69	22
	天竜区	31,400	118	35	3.76	39
35	湖西市	58,926	358	24	6.08	29

※人口は静岡県の統計による

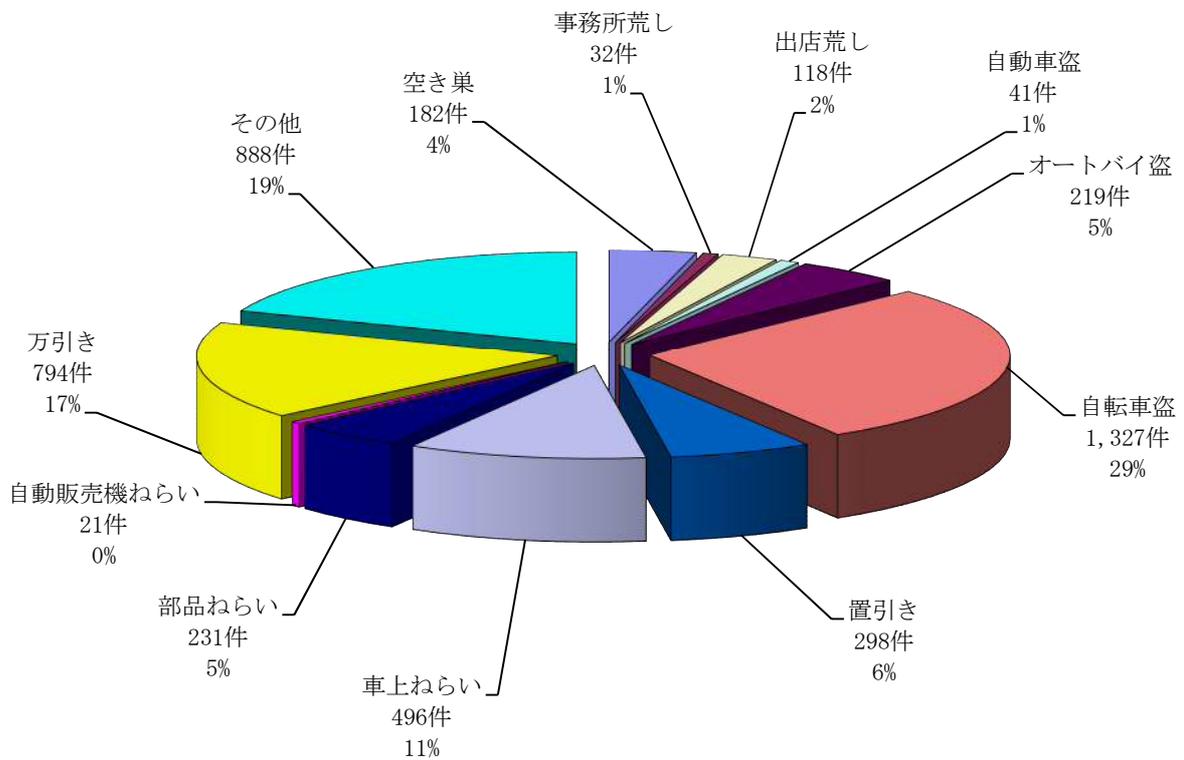
※刑法犯認知件数（H25）は平成25年1月1日から12月31日までがその対象期間であり、静岡県警察本部の統計による。

★資料 7



★ 資料 8

窃盗犯の内訳（平成25年・浜松市）



★国の資料

安全・安心まちづくり推進要綱（一部抜粋）

警察庁丙生企発36号

平成18年4月20日

別添1

安全・安心まちづくり推進要綱

第1 「安全・安心まちづくり」の意義

「安全・安心まちづくり」とは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組みのことをいう。

これらは、各種社会インフラの整備を伴うこと、地域住民が日常利用する空間における安全対策であること等から、警察のみでその推進を行えるものではなく、都道府県や市町村等の自治体関係部局はもとより、防犯協会、ボランティア、地域住民等と問題意識を共有し、その理解を得て、関係者全体が丸となって推進することが必要である。

また、推進に当たっては、その地域の特性を尊重するとともに、長期的視点から粘り強く取り組んでいくことが求められる。

第2 自治体、地域住民、建築業界等と協働した犯罪防止に配慮した環境設計活動の推進

我が国の市街地の状況は多様であり、各市街地の特性を踏まえつつ、安全・安心まちづくりを推進することが求められるが、市街地の類型にかかわらず、まちの在り方についてハード面、ソフト面を通じ防犯の観点から問題がないかを調べる防犯診断を行うこと、まちづくりのための日常的なコミュニティ活動を促進することが重要である。

なお、道路、公園等の個別の施設に着目した取組みに当たっては、以下の事項にしたがって推進することが求められる。

1 道路、公園、駐車場・駐輪場等を対象とした取組み

(1) 道路、公園、駐車場・駐輪場等の構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、住民参加の促進等

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理を行う自治体関係部局、地域住民等に対し、最近の犯罪の発生状況、犯罪防止のために必要なこれらの施設に係る構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、地域住民の参加等について説明し、理解を得た上で必要な措置が講じられるよう努めること。

その際、犯罪の発生状況や地域住民の要望等を踏まえ、女性、子ども及び高齢者に対する犯罪等を防止するための対策を早急に講じる必要のある地域、箇所を重点的に実施すること。

なお、これらの施設が新たに整備される場合だけでなく、既存のものについても、改修時又は植栽の剪定、住民による清掃その他の維持管理の際において可能な措置を講じることを含む趣旨であるので留意すること。

(2) 取組みの方法

(1)の取組みに当たっては、別紙1「道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」（以下「道路等留意事項」という。）に従って行うこととされたい。

なお、安全・安心まちづくりの推進には、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界等の理解を得て、これらと協働して取り組むことが必要であるので、関係機関等と十分に調整し、円滑に実施することができるよう配慮すること。

(3) 自治体の「まちづくり計画」への反映

都道府県及び市町村の都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等の策定に際し、自治体関係部局の理解を得て、犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場・

駐輪場の設計や防犯設備の整備等が各種計画に反映されるよう努めること。

2 共同住宅を対象とした取組み

(1) 既存の共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備等

犯罪の発生状況、共同住宅の管理者や住民の要望等を踏まえ、犯罪を防止するための対策を早急に講じる必要のある共同住宅について、自治体関係部局、当該共同住宅の管理者等の理解を得て、当該共同住宅に係る犯罪を誘発するおそれのある構造・設備の改善、防犯設備の整備等が図られるよう努めること。

(2) 新たに建築しようとする共同住宅に関する措置

共同住宅の建築に係る自治体関係部局、建築事業者（団体）等に対し、最近の共同住宅における犯罪の発生状況、犯罪防止のために必要な構造・設備及び防犯設備の整備等の必要性について広報啓発活動を行い、これらの者の理解を得て防犯性に優れた共同住宅が建築されるよう努めること。

(3) 取組みの方法

(1) 及び (2) の取組みに当たっては、別紙2の「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に従って行うこととされたい。

なお、安全・安心まちづくりの推進には、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界等の理解を得てこれらと協働して取り組むことが必要であるので、関係機関等と十分に調整し、円滑に実施することができるよう配慮すること。

また、共同住宅に係る取組みについては、構造・設備の改善、防犯設備の整備等による管理者等の負担に十分配慮すること。

第3 資機材の整備等

1 資機材の整備

防犯灯、防犯ベル等安全・安心まちづくりの推進に必要な資機材の整備について、必要な措置を講ずるよう努めること。

2 担当者の配置

各都道府県警察の実情に応じて可能な限り、自治体関係部局、建築事業者（団体）等関係業界等と連携して安全・安心まちづくりを推進する担当者を警察本部及び警察署に配置すること。

別紙1 道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項

別紙2 共同住宅に係る防犯上の留意事項

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項

第1 通則

1 目的

この留意事項は、まちづくりにおいて重要な位置を占める道路・公園等の公共施設等の整備・管理について防犯上考慮すべき事項を示すことにより、公共施設等の新設・改修に際して犯罪抑止に配慮した環境設計を行い、国民が安全に安心して暮らせる地域社会を創出することを目的とする。

2 具体の適用

この留意事項は、全ての場合において一律に適用する性格のものではない。具体の地域における適用に当たっては、各施設及びその周辺における犯罪の発生状況、各施設の利用状況、住民の意向等を考慮に入れつつ、関係者間で密接な連携を取って、重点をおくべき事項や具体的方策を適切に判断すること。その際、地域の実態を把握しておくことが重要であることから、犯罪の発生状況等に係る情報の共有を含め、関係者間で十分な意思疎通、情報交換を図ること。

第2 留意事項

1 道路

(1) 「人の目」の確保（監視性の確保）（注1）

① 照度

- イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度（注2）を確保すること。
- ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- ハ 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。

② 見通し

- イ 道路における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。
また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。
- ロ 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しのよいものにする。
- ハ 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。角地の隅切りも効果がある。

ニ 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御（注3）

特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。安全な交通の確保の観点から必要な範囲においてガードレールの設置、道路交通環境の整備等の観点から必要な範囲において植栽の設置その他の適切な方法により接近の制御を図る。

2. 公園

(1) 「人の目」の確保（監視性の確保）（注1）

① 照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（注2）を確保すること。

ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

② 見通し

イ 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。

ロ 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。

ハ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注4）を確保すること。

3. 駐車場・駐輪場

(1) 「人の目」の確保（監視性の確保）（注1）

① 照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度（注2・注5）を確保すること。

ロ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

② 見通し

駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメ

らその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御（注3）

駐車場・駐輪場については、その外周において柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。

4 その他

(1) 特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進することが重要である。特に公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル（注6）を設置する。

(2) 低コストで高い照度を得られる照明設備の開発・導入に努めること。

(3) 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）（注7）

① 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるの考えに沿って、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も行う。

② 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果にかんがみ、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」（注8）等の整備を積極的に行う。

③ 問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に十分配慮しつつ、地域の住民及び地方公共団体等に積極的に提供すること。

（注1）多くの人の目（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかも知れない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

（注2）「人の行動を視認できる」ためには、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上必要である。

（注3）犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を減少させる。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

（注4）「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。

（注5）駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、

自動車の車路の路面	10ルクス以上
自動車の駐車のために供する部分の床面	2ルクス以上

と規定している。

- (注6)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。
- (注7)住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- (注8)周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の復員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。

共同住宅に係る防犯上の留意事項

第1 通則

1 目的

この留意事項は、共同住宅の新築（建替えを含む。以下同じ。）、改修の企画・計画を行う際に必要となる住宅の構造、設備等についての防犯上の留意事項を示すことにより、成熟社会に対応した住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この留意事項は、新築される共同住宅及び改修される既存の共同住宅を対象とする。
- (2) この留意事項は、防犯性の向上に係る企画・計画上の配慮事項や具体的な手法等を示すものであり、建築主等に対し、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも建築主等の自発的な対策を促すものである。
- (3) この留意事項に掲げる施設が設置されていない場合には、当該施設に係る記載事項は適用しない。
- (4) この留意事項の適用に当たっては、避難計画等との関係に配慮するとともに、既存の共同住宅においては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の要望等を検討した上で、対応が極めて困難な項目については除外することができるものとする。
- (5) この留意事項は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

第2 留意事項

1 共用部分

(1) 共用出入口

- ア 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。
- イ 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。
- ウ オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。
- エ 共用玄関は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(2) 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーター

ターホールを見通せる位置、又はこれらに近接した位置にあること。

(3) 共用メー角コーナー

ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。

イ 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(4) エレベーターホール

ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。

イ 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(5) エレベーター

ア かご内に防犯カメラが設置されたものであること。

イ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものであること。

ウ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。

エ かご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(6) 共用廊下・共用階段

ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。

イ 人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

ウ 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。

(7) 自転車置場・オートバイ置場

ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。

イ チェーン用バラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。

ウ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(8) 駐車場

ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(9) 歩道・車道等の通路

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。

(10) 児童遊園、広場又は緑地等

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。

ウ 塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されない死角の原因とならないものであること。

2 専用部分

(1) 住戸の玄関扉

- ア 防犯建物部品等の扉（枠を含む。）及び錠が設置されたものであること。
- イ ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。

(2) インターホン

- ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。
- イ 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を、また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものであることが望ましい。

(3) 住戸の窓

- ア 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具が設置されたものであること。
- イ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具が設置されたものであること。

(4) バルコニー

- ア 縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。
- イ バルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。

- (注1) 「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注2) 「人の顔、行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。
- (注3) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注4) 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

★ 浜松市の平成25年度関連事業一覧

事業名	事業概要	担当課
防犯情報配信システム	・不審者等警察情報を市民へ提供	市民生活課
地区安全会議の設立	・地域ぐるみの安全活動を支える組織の設立・支援 (平成25年度末現在：市内46地区安全会議設立)	市民生活課
職員による青パト	・市職員の青色回転灯装着公用車による青パトの実施 (平成25年度末現在：青パト実施者証交付登録者634人・公用車青パト登録車両44台)	市民生活課 次世代育成課 各区役所など
暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会	・昭和41年から始まり、市内全域を対象とした市民運動の開催(毎年12月に開催)	市民生活課 道路課 保健総務課
中心市街地防犯センター支援事業	・有楽街に設置した「まちなか防犯センター」の維持管理及び運営について支援	市民生活課
不審者情報提供	・幼・保・小・中学校に不審者等の情報を提供	保育課 保健給食課
地域ぐるみの学校安全体制整備事業	・安全安心な学校確立、学校安全ボランティアの養成、スクールガード・リーダーの市内全域小学校への配置 (平成25年度 スクールガード・リーダー：20人) 参考：学校ボランティア要請講習会参加者 9,351人(H25年度) ※国からの委託事業	保健給食課
青少年への声掛け運動	・11月11日を「ひとりひとりにいい声掛けデー」と定め、青少年への積極的な声掛けによる健全育成 声掛けバッジ登録者数：48育成会・87,510人(平成26年3月現在)	次世代育成課
通学路の安全対策	・幼稚園・学校への調査及び現地調査・ヒアリングを通じ、指定通学路等の危険箇所等を整備し、安全対策を推進	保健給食課 道路課 土木整備事務所 各区役所(まちづくり課)
こども110番の家	・地域の家庭、事業所等の協力により、子どもが危険を感じたときに駆け込む家の拡充 協賛戸数：8,281戸(平成25年8月現在)	次世代育成課

事業名	事業概要	担当課
青少年補導活動	・青少年非行、問題行動未然防止のため、駅周辺、各地域、浜松まつり等における補導活動	次世代育成課
社会環境実態調査	・青少年が立ち入る店舗等の環境実態調査	次世代育成課
防犯灯設置維持管理費補助	・自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業補助 設置費：共架式 22,400 円限度、独立式 44,000 円限度 維持管理費：電気料 全額、補修費 400 円/灯・年	市民協働・地域政策課・各区役所（区振興課・区民生活課）
商店街施設整備事業	・安全で安心して買い物ができる商店街を確保することを目的に商店街に防犯カメラを設置。費用の 2/3 を国が補助（平成 25 年度実績：防犯カメラ 11 基設置） ・商店街美化、地域の安全・安心の確保のため、商店街の街路灯を設置。費用の 2/3 を補助（平成 25 年度実績：街路灯 49 基設置）	産業振興課
防犯灯設置維持管理費補助	・商店街の美化、安全、安心のための街路灯等の維持管理費（電気料）の一部助成	産業振興課
放置自転車等防止事業	・中心市街地の公共空間を良好な環境として確保するため、悪質な放置自転車等を撤去	土木整備事務所
駐輪場維持管理事業	・浜松駅西自転車等駐車場への防犯カメラの設置による盗難防止（平成 25 年度末現在：4 台設置）	土木整備事務所
公園周辺住民の生活環境の確保	・公園周辺住民の生活環境を守るため、公園利用者が夜遅くまで騒ぐことの抑制を目的とし、公園内照明灯の点灯時間制限を実施（地域からの要望による）	公園管理事務所
防犯に配慮した公園整備	・地元住民等を対象としたワークショップを開催（民意を反映）し、安心・安全に配慮した公園整備を推進	公園課
狭い道路の拡幅整備事業	・見通しのいい生活環境の確保のため、幅員 4m 未満の道路に接した敷地等所有者の新築等による門、生垣、塀等の移設、あるいは撤去費用の一部助成（助成内容：担当課へ）	建築行政課
犯罪被害者等支援総合相談窓口	・犯罪被害者、そのご家族への適切なアドバイス ・警察、県、弁護士会等関係機関・団体と提携・支援	市民生活課 （くらしのセンター）

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 21 年 12 月 11 日
浜松市条例第 6 4 号

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の切なる願いである。

おう盛なチャレンジ精神と先人のたゆまぬ努力により、ものづくりを中心とした産業都市として発展してきた浜松市は、新たな文化やゆとりと潤いが感じられる魅力ある都市として、次代に誇りを持って引き継ぐことのできるまちづくりを進めていかなければならない。

しかしながら、現在の少子高齢化、国際化及び情報化の進展に伴う急速な社会情勢の変化は、市民の生活様式や価値観を多様化させる一方で、地域社会の連携意識と人間関係の希薄化や社会的な規範意識の低下を招き、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪の発生につながるなど、市民生活を脅かす大きな要因となっている。

いま、犯罪を防止し、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、警察活動や行政施策のみならず、市民一人一人が防犯意識を高め、地域活動への積極的な参画により、地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念を持って、安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めていくことが重要である。

ここに私たちは、市民の生命、身体及び財産が平穩に保たれることは市民生活の基本であるとの認識に立ち、浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けることを願い、市民一丸となって、その実現に向けて取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が一体となって推進するための基本となる事項について定めることにより、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり 防犯に関する意識の高揚及び自主的な活動、防犯に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び地域において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等との緊密な連携を図るとともに、市民と

意見交換等を行い、相互に協力するものとする。

- 3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、地域の特性に配慮するとともに、必要な予算上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、防犯に関する意識を自ら高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、必要な防犯上の措置を講じることにより、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域の一員として、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員等の防犯に関する意識を高めるとともに、防犯に関し必要な知識、技術等を習得させることにより、従業員等の安全の確保に努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第6条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行うものとする。

- 3 市は、前2項の規定により基本計画を策定し、又はその見直しを行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(情報の提供及び支援)

第8条 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行うものに対し、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行うものに対し、その活動のために必要な助言その他必要な支援を行うことができる。

(安全に関する教育の充実)

第9条 学校、保育所その他これらに類するもの（以下「学校等」という。）の管理者は、家庭及び地域社会並びに関係機関等と連携して、生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさない教育の充実に努めるものとする。

(学校等の施設内における生徒等の安全確保)

第10条 学校等の設置者及び管理者は、当該学校等の施設内において生徒等の安全を確保する

ために必要な防犯上の措置を講じるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第11条 通学路(生徒等の通学、通園等の用に供されている道路をいう。以下同じ。)の管理者、通学路の沿道にある土地又は建物の所有者、占有者及び管理者、生徒等の保護者並びに学校等の管理者は、関係機関等と連携し、通学路並びにその沿道にある土地及び建物における防犯上の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅設計時等における助言等)

第12条 市は、市内に住宅を設計し、又は建築しようとする者に対し、当該住宅を防犯に配慮した構造、設備等を有するものとするための助言、情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防犯に配慮した公共施設の整備)

第13条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場その他の公共施設の整備に努めるものとする。

(防犯に配慮した設備等の整備)

第14条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、当該土地及び建物において、不審者等の早期発見及び侵入の未然の防止を図るため、防犯に配慮した設備等の整備に努めるものとする。

2 公共の場所を対象として防犯カメラ(防犯を目的として設置される映像機器及びこれに付随する機器をいう。以下同じ。)を設置する者は、個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適正な措置を講じるよう努めるものとする。

(土地及び建物の適正管理)

第15条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、地域の安全及び安心に配慮し、当該土地及び建物を適正に管理するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等のための施策)

第16条 市は、犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う関係団体及び関係機関等と緊密な連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後5年以内ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「防犯まちづくり」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の策定に関すること。
- (2) 防犯まちづくりに係る施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他防犯まちづくりに係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 防犯関係団体を代表する者
- (2) 知識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、浜松市警察部、浜松中央警察署、浜松東警察署、浜北警察署、細江警察署及び天竜警察署の防犯を所管する課長をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、会長の求めに応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、浜松市市民部市民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

浜松市市民部市民生活課

〒430-8652

浜松市中区元城町103番地の2

TEL : 053-457-2231

FAX : 053-452-0291

E-mail simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)
意見募集期間	平成26年12月16日(火)～平成27年1月16日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 市民部市民生活課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
FAX : 053-452-0291
E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浄化槽設置費補助金交付要綱の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及を促進している。 ・ 特に汚濁負荷の高い単独処理浄化槽、くみ取便槽からの設置替えを促進することが重要な課題となっている。 ・ 浜名湖・天竜川・その他の三つの水域に区分し、浜名湖・天竜川水域においては高度処理型浄化槽（一定以上の窒素除去能力を有したもの）の設置を補助要件としている。 				
対象の区協議会	東・西・南・北・浜北区協議会				
内 容	<p>「浄化槽設置費補助金交付要綱」を一部改正し、平成27年10月から補助限度額を変更する。（詳細は別添資料のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置替えを促進するため、補助限度額を見直す。 ・ すべての水域で高度処理型浄化槽の設置を補助要件とし、補助限度額を統一する。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	お客さまサービス課	担当者	鷲巣 晋一	電話	053-474-7915

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

【現行 (～H27.9.30)】補助限度額 (単位: 千円)

	浜名湖・天竜川水域		その他の水域	
	高度処理型浄化槽		高度処理型又は一般型	
	新設	設置替	新設	設置替
5人槽	444	666	171	513
6～7人槽	486	729	207	621
8～10人槽	576	864	267	804

*新設: 建築確認申請 (建築工事届出)を伴うもの

設置替: 建築確認申請を伴わずに単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に設置替するもの

【改正案 (H27.10.1～)】補助限度額 (単位: 千円)

	高度処理型浄化槽	
	新設	設置替
5人槽	171	765
6～7人槽	207	850
8～10人槽	267	1,035

【参考】補助対象地域に設置されている浄化槽基数 (H26.3.31 現在)

	浄化槽基数			H25 補助基数		
	単独	合併	計	新設	設置替	計
中区	3	6	9	0	0	0
東区	1,689	1,032	2,721	55	15	70
西区	2,428	1,478	3,906	64	16	80
南区	602	426	1,028	13	7	20
北区	6,864	6,029	12,893	208	122	330
浜北区	6,386	4,258	10,644	217	54	271
天竜区 (龍山)	2,023 (136)	1,405 (202)	3,428 (338)	13 (0)	59 (3)	72 (3)
計	19,995	14,634	34,629	570	273	843

東区協議会 第4回 地域防災委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成26年10月27日（水）午後3時00分～午後4時30分
- 2 開催場所 東区役所 3階 33会議室
- 3 出席者 区協防災委員：村越、高森、岡安、市川雄、鈴木康、山田（敬称略）
区振興課：防災・統計G長 鈴木勝久、広聴・事業G 鈴木将太 合計9人

4 会議内容

(1) 起震車による地震体験

（体験内容）

- ・新潟中越沖地震、阪神淡路大震災、関東大震災など、起震車で過去の大地震の揺れを再現し、揺れの大きさや性質の違いについて体験した。
- ・震度の違いによる揺れの大きさの違いについて体験した。

（委員からの意見等）

- ・特に震度6と震度7を比較すると、揺れの大きさが体感として全然違う。
- ・震度7の場合、手すりを持っていないと体のコントロールがきかない。
- ・実際に地震が起こった時、周りに捕まる場所がないと非常に危険だと考えられる。
- ・体験することが一番インパクトがあり、防災の意識を高めるためには非常に効果があると考えられる。

(2) 台風18号及び19号の対応について

（事務局から）

- ・台風接近時の東区内における市及び区の対応について、時系列で説明。
- ・東区内を流れる河川の水位等に関する状況について説明。
- ・東区作成のチラシ「浜松市東区役所からのお知らせ「守れいのち！」」について説明。

（委員からの意見等）

- ・市から配布された緊急時に利用する個人情報を記入しておくカードとして、「防災カード」や「あんしん情報キット」などがある。それぞれのカードの利用目的は異なるかと思うが、情報を記したカードが複数枚あると紛らわしいので、情報を一元化したカードを作成してほしい。
- ・地域福祉委員会と連携して情報の共有を行っていく。

- 5 その他 次回開催日：今後、日程調整の上開催

第4回地域福祉委員会議事概要

日時 平成26年11月26日（水）13:30～14:40

会場 東区役所 33会議室

出席者 稲垣邦圓、袴田勝次、稲穂貴、金指操、亀田順子（順不同、敬称略）
高瀬定佳長寿保険課長、天野憲一健康づくり課長、増田恒裕社会福祉課長
事務局 金山岳史、根本剛宏

【議題】

町籍簿の作成要領・運用基準について

【委員の意見交換】（委員からの意見）**町籍簿の作成要領・運用基準について**

- 町籍簿の作成は、災害や緊急時に住民の安全確認、救護救援体制を確保するためであり、この趣旨について自治会や住民に理解していただく必要がある。
- 対象者を地域内の居住者とするか、自治会加入者とするかは自治会の判断となるが、町籍簿の趣旨から地域内の居住者とするように図っていくべきである。
- 情報の閲覧については、特定の自治会役員のほか、守秘義務を持ち、活動にあたって住民の情報を必要とする民生委員も閲覧できるように図ってほしい。
- 地域によっては、町籍簿作成にあたり、人間関係が希薄であることや、個人情報収集する点から実施について反対意見が出ることも想定される。

12月22日に開催される「自治会連合会懇談会」にて、別紙1を基に町籍簿の作成について提案を行う。

【次回検討内容】

- 町籍簿について自治会連合会提案内容の確認
- 今年度のまとめ

次回開催は12月9日（水）午後1時30分より東区役所33会議室にて開催します。

〇〇自治会ファミリーカード運用基準(案)

(目的)

第1条

本基準は、〇〇自治会規約第△条第△項に基づき、ファミリーカード「以下カードという。」の整備並びに運用に関する基本事項を定め、住民の安全安心に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

本カードは、〇〇自治会区域に居住する住民の戸別毎に〇〇自治会が作成管理する台帳であり、災害若しくは緊急時の住民の安全の確認、救援・救護体制ができる最小限の居住者情報を記載したものである。

(対象者)

第3条

- 〇〇自治会区域に居住するすべての住民を対象とする。
- 2 転入者は、転入時にカードを提出することにより対象者となる。
 - 3 転出の申し出があった場合若しくは転出の事実が確認された場合は、その時点で管理ファイルから当該カードを除去する。

(提出方法)

第4条

- カードの提出は、必要事項を記入し、自治会長宛に提出する。
- ※カードの提出は、組長（班長・役員）が集め、自治会長宛に提出する。
- ※カードの提出は、記入済みカードを封筒に入れ密封し、封筒表面に組名および世帯主名を記載し自治会長宛に提出する。

※各自治会の判断により運用を定める。

(情報の利用制限)

第5条

- カードに記載の情報は、災害若しくは緊急時の住民の安全確認、救援・救護活動にのみ利用する。
- 2 カードに記載の世帯主名・番地・電話番号は、〇〇自治会会員名簿の作成に利用することができるものとする。

(情報の更新・変更)

第6条

- カードの記載情報に変更が生じた場合は、第4条に基づき速やかに新カードを提出する。
- 2 管理者は、第1項による提出がなされない場合でも、公知の事実により内容の変更が確認された時は記載情報を改めることができる。
 - 3 新カードが提出された場合、従前のカードは管理ファイルから除去する。

(カードの処分方法)

第7条

第3条第3項及び第6条第3項により除去したカードは、記載情報が外部に漏れない方法により処分する。

(カードの管理)

第8条

- カードの管理は、管理ファイルを作成し保管する。
- 2 カードの管理者は自治会長とし、管理ファイルは自治会長宅で保管する。
 - 3 通常時の閲覧は、自治会長、総務担当副会長、自主防災隊長、民生委員の4名とする。
 - 4 緊急時に管理者は、自治会役員に閲覧させることができる。

(その他)

第9条

本基準に定めのない事項は、自治会役員会に諮り決定する。

付則

第1条

この基準は、平成□年□月□日制定 平成◇年◇月◇日から施行する。